

特許庁委託 平成21年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

**ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度
及びその運用状況に関する調査研究報告書**

平成22年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

A I P P I ・ J A P A N

チ・塑性体作品、コンピュータ・プログラム、派生作品、創造的な作業としての編集作品、演説等（書かれたものあるいは、口述のもの）

なお、著作者が特定できないフォークロア作品は著作権の対象外（第 1259 条 6(3)）である。ただし、著作隣接権として演奏（実演）されたものは保護の対象となる。

（ 2 ）ブラジルの知的財産保護制度

1) 特許

出願

- ・出願人資格（産業財産法第 6 条 2 項）：発明者及び承継人。創作者自身、創作者の相続人若しくは承継人、譲受人、又は本法又は雇用契約若しくは役務提供契約によって所有者と定められる者が行うことができる。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格（産業財産法第 217 条）：要。正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人であること。
- ・出願言語（Manual Industrial Property）：ポルトガル語。
- ・遺伝資源を利用した発明に関する出願：ブラジルの遺伝資源を利用した発明については、アクセス契約の写しを提出する必要がある（詳細は「2.3 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア」を参照）。

公開

- ・出願公開制度の有無（産業財産法第 30 条）：有。出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から 18 ヶ月後に公開される。出願人からの請求に基づき、出願公開を早めることができる。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（産業財産法第 35 条、第 31 条）：有。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（産業財産法第 8 条）。なお、実体審査は出願公開後、60 日が経過するまでは開始されない。
 - 新規性の判断基準（産業財産法第 11 条(2)）：内外国公知、内外国刊行物

第 11 条

発明及び実用新案は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

(2) 新規性判断の目的上、ブラジルにおいて出願されており、未だ公開されていない出願の全内容は、それが後において公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準であるとみなされる。

- 進歩性の判断基準（産業財産法第 13 条）

第 13 条

発明は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって明白又は自明でないときは、進歩性を有するとみなされる。

- ・審査請求制度の有無（産業財産法第 33 条）：有。出願日から 36 ヶ月。
- ・優先審査制度及び早期審査制度（政令 Resolution No. 191/08）：有。出願人による申請で、a)60 才以上、b)許可なく第三者による実施の虞がある、c)特許付与が融資の条件である場合。第三者による申請で、出願人による告訴の虞がある場合、国家非常事態、公益の場合等。

・グレースピリオド（産業財産法第 12 条）：有。出願日あるいは優先日に先立つ 12 ヶ月以内の下記の開示は新規性を喪失しないとしている。

(1) 発明者による開示、(2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基づいて、発明者の同意なしに第三者が出願した特許の INPI による出願公開、(3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基づいた、第三者による開示。

・不登録対象（産業財産法第 10 条、第 18 条）：

第 10 条

次に掲げる事項は、発明又は実用新案とみなされない。

- (1) 発見、科学の理論及び数学の方法
- (2) 純粹に抽象的な概念
- (3) 商業、会計、金融、教育、広告、くじ及び抽出の手段、計画、原理又は方法
- (4) 文学、建築、美術及び科学の著作物、又は審美的創作物
- (5) コンピュータ・プログラムそれ自体
- (6) 情報の提供
- (7) 遊戯の規則
- (8) 人体又は動物に適用する外科的技術及び方法、並びに治療又は診断の方法、及び
- (9) 全ての自然の生物のゲノム又は生殖質を含めて、それらから分離されたものであるか否かに拘らず、自然の生物及び生物材料の全部又は一部、並びに自然の生物学的方法

第 18 条

次に掲げるものは、特許を受けることができない。

- (1) 道徳、善良の風俗、並びに公共の安全、公の秩序及び公衆の衛生に反するもの
- (2) 原子核変換から生じる全ての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得又は変態のための方法
- (3) 生物の全体又は一部分。ただし、第 8 条に規定した特許を受けるための 3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たし、かつ、単なる発見ではない遺伝子組み替え微生物を除く。

補項 本法の規定の適用上、遺伝子組み替え微生物とは、植物又は動物の全体又は一部を除いた有機体であって、その遺伝子構成への直接の人的介入により、通常自然の状態では到達し得ない特性を示しているものをいう。

異議申立・無効審判

・異議申立制度の有無（特許規則 7.2）：無。異議申立制度とは位置付けられていないが、利害関係人は審査終了までの間に「支持資料（情報提供）」を提出することができ、審査における参考資料として考慮される。

・無効審判制度（産業財産法第 51 条、第 56 条）：有。行政上の無効手続き：特許の付与後 6 ヶ月以内に利害関係人は INPI に対して特許の無効を請求することができる。司法上の無効手続き：利害関係人は連邦裁判所に対する無効の申立を行なうこともできる。

特許権の存続期間及び起算日（産業財産法第 40 条）：出願日から起算し、20 年。ただし、付与の日から最低 10 年は効力を有する。

実施義務（産業財産法第 68 条）：有。ブラジル国内において実施されないときは強制実施権付与の対象となる。ただし、特許付与から 3 年が経過するまでは、申請することができない。

2) 実用新案

産業財産法に、規定されており、特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義（産業財産法第9条）：機能的改良をもたらすことに限定されている。

第9条

実用物品又はその一部は、それが産業上の利用可能性を有し、その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有し、かつ、進歩性を有している場合は、実用新案として特許を受けることができる。

出願の条件（産業財産法第23条）：特許の場合とは異なる単一性の基準が設けられている。

第23条

実用新案特許出願は、単一の主たる新案に係わるものでなければならず、当該新案には、その対象の技術・機能的及び材質的単一性が維持されることを条件として、複数の異なる追加要素又は構造的若しくは形態的変異を含めることができる。

進歩性の判断の差違（産業財産法第14条）：進歩性の判断基準に於いて、特許の場合は明白または自明でない場合とされているのに対して、実用新案の場合は一般的又は通常となっており、実用新案の判断基準の方が緩いと考えられる。

第14条

実用新案は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって一般的又は通常でないときは、進歩性を有するとみなされる。

実用新案権の存続期間及び起算日（産業財産法第40条）：出願日から起算し、15年。ただし、付与の日から最低7年は効力を有する。

3) 商標

商標法の保護対象（産業財産法第123条、第176条～第178条）：商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示。

第123条

本法の適用上、次に掲げる定義が適用される。

- (1) 製品標章又は役務マーク：ある製品又は役務を、出所は異なるが、同一、類似又は同種である別の製品又は役務から識別するために使用される標章
- (2) 証明標章：ある製品又は役務が、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章
- (3) 団体標章：一定の団体の構成員によって提供される製品又は役務を識別するために使用される標章

第176条

地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。

第177条

出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係わる中心地として知られているものを意味する。

第178条

原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた製品又は役務を指定するものをいう。

商標の種類（産業財産法第128条、第134条）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標。

出願人資格（産業財産法第128条、第134条）：自然人あるいは法人

現地代理人の必要性（産業財産法第 217 条）：要。

権利付与の原則（産業財産法第 124 条(XIX)）：先願主義。

第 124 条

(19) 同一、類似又は同種の製品又は役務を識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。

本国登録要件：無。

出願言語（産業財産法第 155 条）：ポルトガル語。

商標権の存続期間及び起算日（産業財産法第 133 条）：商標登録は、登録の日から 10 年間有効であり、かつ 10 年を単位として更新が可能である。

不登録対象（産業財産法第 124 条）：

第 124 条

- (1) ブラジル、外国又は国際機関の公の盾、紋章、メダル、旗章、記章、記念物、又はそれらの名称、図形若しくは模造
- (2) 単独の形で文字、数字及び日付。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (3) 語句、形象又は図形その他の標識であって、道徳若しくは品位の基準に反するか、又は他人の名誉若しくは印象を害するか、又は良心、信条、信仰の自由若しくは尊敬及び崇拜に値する思想及び感情を損なうもの
- (4) 公共の団体又は機関の名称又はイニシャルであって、当該団体又は機関それ自体によって登録申請がされていないもの
- (5) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって、その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの
- (6) 識別の対象とする製品又は役務に関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は製品若しくは役務について、その性質、原産国、重量、価格、品質及び製品の生産若しくは役務提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く
- (7) 単に宣伝手段としてのみ用いられる標識又は文言
- (8) 色彩及びその名称。ただし、独特でかつ識別的方法により配置又は結合されているものを除く
- (9) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識
- (10) 標章の使用対象である製品又は役務に関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識
- (11) 何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に使用される公の印章の複製又は模造
- (12) 第 154 条の規定に従って第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造
- (13) 公の又は公に認められた運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称、賞牌又は象徴、及びその模造であって、誤認を生じさせる虞があるもの。ただし、その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。
- (14) 連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の権利書、保険証書、硬貨及び紙幣の複製又は模造
- (15) 第三者の個人名若しくはその署名、姓、父称の名又は肖像。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (16) 著名な雅号又は愛称、個人又は団体の芸術上の名称。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (17) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。
- (18) 識別対象とする製品又は役務に関連する産業、科学及び技術において使用されている技術用語
- (19) 同一、類似又は同種の製品又は役務を識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。
- (20) 同一所有者が同一の製品又は役務に関して有する二重標章。ただし、同じ種類の標章の場合、識別することができる形状を具えているときを除く。
- (21) 製品若しくは包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は技術的効果の観点から不

- 可欠な形状
- (22) 他人の意匠登録によって保護されている対象
 - (23) 出願人が事業活動上当然に知っている筈の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、この規定は、その標章が、同一、類似又は同種の製品又は役務を識別するためのものであり、前記他人の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞があることを条件とする。

防護標章制度の有無：無。

周知商標制度の有無（産業財産法第 125 条、第 126 条）：有。周知商標はパリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条(2)及び(3)の規定に基づき保護される。

一出願多区分制度の有無：無。

実体審査の有無（産業財産法第 159 条）：有。出願公開後 60 日以内に異議の申立てがあったとき、異議の申立てがなく 60 日間が経過したときは、実体審査を行わなければならない。

第 159 条

異議申立期間が経過した後、又は異議申立があったときは意見書提出が認められた期間の終了時に審査が行われるものとし、その過程で要求が定められ、それに対する回答を 60 日の期間内に提出することが求められる。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度（産業財産法第 158 条）：有（付与前異議申立制度）。出願は方式審査を行った後、公告（公開）される（公告の日から 60 日間は登録に対する異議を申立てることができる）。

無効審判制度の有無（産業財産法第 173 条～第 175 条）：有。行政手続きとしての無効審判制度はないが、INPI 又は利害関係者は登録の日から 5 年間に限って、連邦裁判所に対して無効を提起することができる。

第 173 条

司法上の無効手続は、INPI 又は正当な利害関係を有する者の何れもが提起することができる。
補項 裁判官は、司法上の無効手続の過程において、相応の手続要件が満たされていることを条件として、標章登録の効力及び標章の使用を停止させる仮処分命令を出すことができる。

第 174 条

登録の無効を宣言するための司法手続は、登録日から 5 年を、その出訴期限とする。

第 175 条

登録についての司法的無効手続は、連邦裁判所に提起しなければならず、INPI は、自らが原告でないときは、参加人としてその手続に参加するものとする。

- (1) 被告が登録所有者であるときは、被告には、答弁のために 60 日の期間が与えられる。
- (2) 司法上の無効手続に関する決定が確定したときは、INPI は、公告をして第三者にその旨を告示する。

不使用取消制度の有無（産業財産法第 143 条）：有。登録日から 5 年経過後において商標が使用されていないか、又は商標の使用が 5 年以上連続して中断しているときは、利害関係人の請求に基づいた取消しの対象となる。

商標分類：国際分類（ニース分類）。ニース協定には未加盟。

図形要素の分類：無

4) 意匠

出願人資格（産業財産法第 94 条、第 6 条）：創作者及び承継人（自然人、法人）
現地代理人の必要性及び代理人の資格（産業財産法第 217 条）：要。正当な資格及び
ブラジルにおける住所を有する代理人であること。

出願言語（意匠規則 4.1）：ポルトガル語。

意匠権の存続期間及び起算日（産業財産法第 108 条）：出願日から 10 年。引続き
5 年ずつ 3 回更新できる。最長 25 年。

新規性の判断基準（産業財産法第 96 条(1)）：内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド（産業財産法第 96 条(3)）有。出願日あるいは優先日に先立つ
180 日以内の以下の開示は新規性を喪失しないとしている。(1) 発明者（創作者）
による開示、(2) 発明者（創作者）から得た情報又は発明者（創作者）の行為の結
果に基づいて、発明者（創作者）の同意なしに第三者が出願した特許（意匠出願）
の INPI による出願公開（登録の公示）、(3) 発明者（創作者）から直接若しくは
間接に得た情報又は発明者（創作者）の行為に基づいた、第三者による開示。

不登録対象（産業財産法第 98 条、第 100 条）：

第 98 条

純芸術作品は、意匠とはみなされない。

第 100 条

次に掲げるものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (1) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、
信仰の自由を損ない、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (2) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に
決定される形状

実体審査の有無（産業財産法第 106 条）：無。方式要件を満足した出願は意匠登録
される。

審査請求制度の有無（産業財産法第 111 条）：無。ただし、意匠権者は登録の有効
期間中はいつでも、登録の新規性および独創性についての見解書の発行を求めるこ
とができる。

第 111 条

登録意匠の所有者は、登録存続期間中いつでも、その登録対象の新規性及び独創性に関する審査を
請求することができる。

補項 INPI は、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第 95 条から第 98 条までに規定した
要件の内の少なくとも 1 が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登
録無効手続の開始理由とすることができる。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無（産業財産法第 104 条）：有。

第 104 条

意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の
変異を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性
を有していることを条件とし、各出願に含める変異の数は、20 を限度とする。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：ロカルノ分類を採用している。（ロカルノ協定には未加盟）

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度（産業財産法第 106 条(1)）：有。出願時の請求に基づき、出願日か

ら 180 日間は登録の公示を繰り延べることができる。

異議申立制度：無。

無効審判制度（産業財産法第 113 条）：有。利害関係人又は INPI は登録日から 5 年以内は、無効を請求することができる。

第 113 条

登録が第 94 条から第 98 条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

- (1) 無効手続は、第 111 条補項にいう場合を損なうことなしに、登録の付与日から 5 年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求に基づいて、開始することができる。
- (2) 無効手続の請求又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与日から 60 日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させるものとする。

登録表示義務：無。

5) 地理的表示（産業財産法第 176 条～第 182 条）

産業財産法には商標制度とは別に地理的表示を保護する制度が設けられている。

定義（産業財産法第 176～第 178 条）：地理的表示とは、原産地表示又は原産地呼称（an appellation of origin）である（第 176 条）。「原産地表示」とは、国又はその領域内にある都市、地方又は土地の地理的名称（geographical name）であって、特定の生産物の抽出（extraction）、生産若しくは製造又は特定の役務提供の中心地として知られるようになっているものに使用する（第 177 条）。「原産地呼称」とは、国又はその領域内にある都市、地方若しくは土地の地理的名称（geographical name）であって、その品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む地理上の環境に専ら又は本質的に由来する生産物又は役務を表示するために用いられるものに使用する。（第 178 条）

表現方法（産業財産法第 179 条）：地理的表示を伴う図又は図形による表現及び地理的表示の名称に相当する国その他領土内の都市、地域又は場所の地理的表現についても保護される。

出願人の要件²⁷：合法的権利を持ち、その領域において解決能力を有する組合（unions）、シンジケート（syndicates）、協会（associations）、機関（institutes）、または他の代表法人団体（other collectively representative corporate entities）は、地理的表示の登録出願をすることができる。

出願の添付書類²⁸：保護を求める地理上の名称、当該生産物又は当該役務の説明、その地理的名称の使用に係る規則及び当該地理的区域の範囲を記した公式文書を必要とする。「原産地表示」の場合には、当該地理的表示が有名になっていることを証明する要素、生産者による地理的表示の使用及び当該生産物又は当該役務に関する規則及び管理の存在を証明する要素、生産者が当該地域に設立されたことを証明する要素が、その説明に含まれていなければならない。

「原産地名称」の登録出願の場合には、その地理的環境に専ら又は本質的に由来

²⁷ 平成 15 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における団体・証明・保証商標制度の調査研究報告書、第二章、1. IV ブラジル、社団法人日本国際知的財産保護協会

²⁸ 同上。

する生産物又は役務の品質、特徴の説明、及び生産方法の説明（かかる生産方法は正当かつ継続的なものでなければならない）が、その説明に含まれていなければならない。

普通名称化の取扱い（産業財産法第 180 条）：特定の商品又は役務に関して通常に使用されるようになった地理的表示は地理的表示とは見なされない。

使用者の要件（産業財産法第 182 条）：地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又はサービス提供者に限定される。また、原産地名称については品質に関する要件も満たしていなければならない。

異議申立：無。

使用権者に対する効力の停止：規定を守らない場合は、侵害行為と同一扱いになる。

6) 著作権（著作権法、1998 年 2 月 19 日施行、法律第 9.610 号）

著作権に関連した加盟条約は、ベルヌ条約・レコード保護条約・フィルム登録条約である。

保護対象（第 7 条）には、文学・美術・科学的なものを文書化したもの、講演、演説、説教等、演劇、ミュージカル作品、舞踊・パントマイムを書き下ろした作品、作曲、オーディオビジュアル作品、写真作品。図、絵、彫刻、彫像、リトグラフ、動的アート、イラスト、地図等、地形学、建築、公園、庭園計画、舞台装置に関連したスケッチ、模型、三次元的なもの、新たな知的創造物として認められる原作品の脚色・翻訳・翻案物、コンピュータ・プログラム、ある主題に基づいて構成された収集物、編集物、百科事典、辞書、データベース等がある。

フォークロアについては演奏家の定義（第 5 条）の中に規定があり、フォークロアの表現物（実演等）の著作権が保護される。

（3）メキシコの知的財産保護制度

1) 特許

出願

- ・出願人資格（産業財産法第 11 条）：発明者及び承継人（自然人・法人）。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格：要。
- ・出願言語（産業財産法第 179 条）：スペイン語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（産業財産法第 52 条）：出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後に公報により公開される。出願人の請求がある場合は、この期間が経過する前でも出願は公開される（早期公開制度、この制度の活用により、実体審査も早期に着手される。）。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（産業財産法第 53 条）：有。

第 53 条

ひとたび特許出願が公開され、手数料が納付されると、工業所有権庁は、第 16 条に定める条件が満

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
特許法	特許法：昭和 34 年法律第 121 号 最終改正：平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	合衆国法典第 35 巻 2004 年 12 月 10 日改正以降、本質的改正なし	EPC2000 が最新改正 2007 年 12 月 13 日発効	産業財産法 2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号により改正された 1996 年 5 月 14 日法律第 9.279 号(2001 年 2 月 14 日施行)	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	2005 年法律第 15 号によって改正された 1970 年特許法 2005 年 4 月 5 日施行	専利法（第 3 次改正） 2008 年 12 月 27 日採択 2009 年 10 月 1 日施行	産業財産法 1991 年法 (2006 年 1 月 26 日改正施行)
実用新案法	実用新案：昭和 34 年法律第 123 号 最終改正：平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	なし	欧州特許にはなし。	同上	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	なし	専利法に含む	同上
商標法	商標法：昭和 34 年法律第 127 号 最終改正：平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	合衆国法典第 15 巻 22 章 2006 年 10 月 6 日改正以降、本質的改正なし	欧州共同体商標に関して 理事会規則 207/2009 により改正された規則(EC) No 6/2002 2009 年 4 月 13 日発効	同上	民法典第 部 第 69 章 第 76 章 § 2 (2008 年 1 月 1 日施行)	1999 年法律第 47 号による商標法(1958年インド商標及び商品標法は廃止) 2003 年 9 月 15 日施行	商標法(第 2 次改正) 2001 年 12 月 1 日施行	同上
意匠法	意匠法：昭和 34 年法律第 125 号 最終改正：平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	独立法なし(特許法中に意匠特許として包含)	欧州共同体意匠に関して 理事会規則 1891/2006 により改正された規則(EC)No 6/2002 2006 年 12 月 29 日発効	同上	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	法律第 16 号による 2000 年意匠法(1911 年法廃止) 2001 年 5 月 11 日施行	専利法に含む	同上
地理的表示 登録制度・告示等	独立法なし ・識別性を要件として商標法で登録が可能 ・酒団法に基づく告示で酒類の地理的表示を規定	独立法なし(地理的表示は証明商標・団体商標として登録が可能)	・農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則(EC)NO 510/2006 ・ワイン市場共通組織に関する理事会規則(EC)No 479/2008 ・スピリッツ理事会規則(EC) No.110/2008	同上 産業財産法 第 176 条から第 182 条	民法典第 部 第 69 章 第 76 章 § 3 (2008 年 1 月 1 日施行)	・商標 - 証明商標として登録が可能 ・地理的表示関連の法・規則 ・1999 年法律第 48 号商品の地理的表示法	独立法なし。 (証明商標・団体商標として登録が可能) (参考) 原産地標記管理規定 地理的表示商品保護規定(国内商品のみ)	同上 (第 部原産地呼称、第 156 条から第 178 条)
著作権法	著作権法：昭和 45 年法律第 48 号 2008 年 9 月 17 日改正法施行	Title 17 USC Ch. 1 to 13 2003 年 12 月 13 日改正	著作権及び関連の保護に関する欧州議会・理事会指令 2006/116/EC	著作権法 1998 年 2 月 19 日(法律番号 9.610)	民法第 部 第 70・71 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	1957 年第 14 号 1958 年 1 月 21 日施行	1990 年 9 月 7 日著作権法 2001 年 10 月 27 日改正	1997 年 3 月 24 日施行の著作権法 (2003 年 4 月 30 日改正、 2003 年 7 月 27 日施行)
特許								
存続期間・起算日	・出願日から 20 年 <66 条> ・特許存続期間の延長 <67 条 2> 医薬品・農医薬品は 5 年を限度として、延長登録の出願により当該特許権の存続期間を延長することができる	・特許の効力は当該特許の発行日から発生し、 出願日から 20 年 が終了するまでの期間。 <154 条> ・特許存続期間の延長 <154 条> 原特許の発行が、USPTO が合衆国における出願の実際の出願日から、3 年以内に特許を発行しなかったために遅延した場合 <156 条>	出願日から 20 年 <63 条>	出願日から 20 年。ただし、付与日から最低 10 年は効力を有する。 <40 条>	出願日から 20 年 医薬品は 5 年延長可能 <1363 条 1 項、2 項>	出願日から 20 年 <53 条>	出願日から 20 年 <42 条、39 条>	出願日から 20 年 <23 条>

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
		医薬品、医療機器、食品添加物、着色料については最大5年間延長できる。						
新規性判断基準	公知公用、内外国刊行物<29条1>	国内公知公用、内外国刊行物<102条(a)>	公知公用、域内域外刊行物・技術水準の一部を構成しない場合 ・出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成<54条>	内外国公知、内外国刊行物<11条(2)>	内外国公知、内外国刊行物<1350条2>	公知公用<25条>	公知、内外国刊行物<22条>	内外国公知、内外国刊行物<53条>
グレースピリオド	有 特許を受ける権利を有する者の ・試験を行い、刊行物に発表、電気通信回線を通じての発表、特許庁長官指定の学術団体研究集会での発表 ・博覧会での発表 ・特許を受ける権利を有する者の意に反しての新規性のある発明は、該当するに至った日から6ヶ月以内は、新規性喪失の例外となる。<30条>	有 発明の実施品の公表等の発明の開示から1年(開示対象の制限無し)<102条(b)> 1年以降は特許の対象とならない。	有 出願前の6ヶ月以内に行われ、かつ、それが次のものに起因するか又は次のものの結果である場合 (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明らかな濫用 (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、国際博覧会に発明を展示したこと<55条>	有 <12条> 出願日あるいは優先日に先立つ12ヶ月以内 (1) 発明者による開示、 (2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基づいて、発明者の同意なしに第三者が出願した特許のINPIによる出願公開、 (3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基づいた、第三者による開示	有 発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から6ヶ月<1350条3>	有 公の又は公認の博覧会における発明の展示又は実施、又は発明者による論文の発表又は会報による公表から6ヶ月<31条>	有 中華人民共和国政府が開設又は承認の国際博覧会における展示日、指定された学術会議、他人による開示から6ヶ月以内。<24条>	有 発明者又はその承継人による開示日から12ヶ月、国内又は国際博覧会における展示日から12ヶ月<18条>
実体審査有無	有<49条>	有<131条>	有<94条>	有<35条,31条>	有<1386条2>	有<11条A>	有<35条~39条>	有<53条>
優先審査・早期審査	優先審査制度有り。 出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるとき 早期審査制度 ・中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願 ・外国関連出願 ・実施関連出願 <ガイドライン。>	有<規則1.102> ・業務促進のための長官命令 ・公益事業の部署にとって特に重要と認められ、速やかな処理を求め、USPTO長官がこれを認めるとき。 ・環境改善若しくはエネルギー資源の開発若しくは節約に大いに寄与する等の理由があるとき。	有 早期審査制度有り。 理由書要。現在、手数料支払いに替えるか意見募集中。	有 出願人による申請で、a)60才以上、b)許可なく第三者による実施の虞がある、c)特許付与が融資の条件である場合。第三者による申請で、出願人による告訴の虞がある場合、国家非常事態、公益の場合等 <政令 Resolution No. 191/08>	無	無	無	無 (早期公開制度の活用により、実体審査も早期に着手される)
出願公開制度	有 出願日から18ヶ月経過後、又は出願人から請求があった場合<64条、64条の2>	有 出願日又は優先日から18ヶ月経過後。外国出願をしない出願人は、非公開を請求できる。 <122条(b)>	有 出願日から又は、優先日から18ヶ月経過後、又は出願人から請求があった場合は、上記期間の満了前<93条>	有 出願日から又は最優先の日から18ヶ月経過後、又は出願人から請求があった場合は、上記期間の満了前<30条>	有 出願日から又は優先日がある場合は最優先の日から18ヶ月後に公開<1385条1>	有 出願日から36ヶ月以内。 <11条A>	有 出願日又は優先日から18ヶ月経過後。早期公開制度有り。 <34条>	有 出願日又は優先日から18ヶ月経過後 <52条>
異議申立制度	無	無 再審査制度あり。	有。付与後異議。 公告から9ヶ月以内に、如何なる者も、欧州特許庁に異議を申立てることができる。<99条>	無	無	有 付与前(公開から付与迄)、付与後異議(公告から1年) <25条>	無	無
無効審判制度	無効審判請求制度<122条>	無	有	有	有	有。いつでも取消の申立	有。特許審判委員会に無効	有

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
	> 審判部に対して請求。 (以下参考) 再審請求制度<171> 確定審決に対して、当事者、参加者は請求可。 審決等に対する訴訟 審決に対する訴え、審判・再審の請求の却下決定に対する訴えは、東京高等裁判所の管轄。<178条>	再審査制度あり。	受理課、審査部、異議部及び法規部の決定に不服の場合は2ヶ月以内にEPOに審判請求出来る。<106条~108条> 取消制度あり。<138条>	付与後6ヶ月以内に利害関係人は、INPIに対して特許の無効を請求することができる。なお、利害関係人は連邦裁判所に対する無効の申立を行なうこともできる <50条,51条,56条,57条>	利害関係者は、特許庁(ROSPATENT)の特許紛争解決機関(the chamber for patent dispute)に対して請求することができる。 <1398条2>	可。<64条>	審判請求出来る。<45条>	いつでも提訴できる。出願放棄、特許付与または登録に重大な錯誤・過失・瑕疵があった場合または冒認出願の場合は、公告が発効した日から5年以内<78条>
実用新案	産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せ<3条>	-	国内法令による<140条>	その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有している <9条>	定義規定なし	-		配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は使用に関する異なる利点を提供する物体、器具、装置及び道具<28条>
存続期間・起算日	出願日から10年 <15条>	-	-		出願日から10年。請求により3年延長可 <1363条1>	-	出願日から10年 <42条、40条>	出願日から10年 <29条>
実体審査有無	無 下記の要件審査。 ・保護対象違反 ・公序良俗違反 ・請求項の記載様式違反 ・単一性違反 ・明細書等の著しい記載不備	-	-	有<35条,9条> 産業利用可能性 新規性 (進歩性はなし) ・単一性<23条>	無 <1390条1,2,4>	-	無 <40条>	有 <30,53条>
	技術評価請求制度 登録無効審判制度 再審制度、裁判所への訴えは特許と同様。				先行技術調査請求制度有り			
商標								
保護対象	商品、役務<2条>団体・地域団体商標<7条、7条の2>	商品、役務、団体、証明<45条>	商品、役務<1条> 団体標章<64条>	商品、役務、団体、証明、地理的表示 <123条、176条から178条>	商品、役務<1477条2> 団体<1492条5>	商品、役務、連合、連続、団体、証明	商品、役務、団体、証明<3条>	商品、役務、団体、広告スローガン、商号 <123条、176条>
種類	文字、図形、記号、立体、結合又、これらと色彩との結合商標<2条>	文字、図形、記号、立体、結合、音響	文字、図形、立体、結合、音響、色 <4条及び Javier Rujas-OHIM>	文字、図形、記号、結合、立体 <128条、134条>	文字、図形、記号、立体、結合、色彩 <1482条>	文字、図形、記号、立体、結合<2条(1)m>	文字、図形、記号、立体、結合 <8条>	文字、図形、記号、立体、結合 <89条>
存続期間・起算日	登録日から10年。10年ごとに更新可。 <19条>	登録日から10年。10年ごとに更新可。 <8条、9条>	出願日から10年。10年ごとに更新可。 <46条>	登録日から10年。10年ごとに更新可。 <133条>	出願日から10年。10年ごとに更新可 <1491条1,2>	出願日から10年。10年ごとに更新可。 <25条>	登録日から10年。10年ごとに更新可。 <37条、38条>	出願日から10年。10年ごとに更新可。 <95条>
一出願多区分	有<6条2>	有<規則2.86>	有<規則2(3)>	無	有<1492条3(3)>	有<18条2>	無<規則13>	無
実体審査有無	有 <14条~16条>	有 <12条>	有 ただし絶対拒絶理由のみ。相対的拒絶理由は審査なし。<38条、39条>	有 <159条>	有 <1499条1>	有 <規則38>	有 <27条、28条>	有 <122条>
優先審査・早期審査	有。早期審査制度。権利化について緊急性を	有。訴訟、侵害若しくは大量に放棄又は取消された	無	無	無	早期有<規則38>	無	無

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
	要する場合<審査便覧>	出願に基づく優先審査の 請願が出来る						
異議申立制度	有。付与後異議申立制度。 掲載公報の発行の日から2 ヶ月以内。<43条の2>	有。付与前。公告から30 日以内。	有。出願公告から3ヶ月以 内に第三者可。	有 出願公告から60日以内 <158条>	無	無	有。付与前。公告後3ヶ月 以内に何人も可。<30条>	無
無効審判制度	有 不服審判制度<44条> 無効審判制度<46条> 取消審判請求<51条> 使用事実がなくなった日 から五年を経過した後は、 請求することができない。 再審請求<57条> 確定した取消決定及び確 定審決に対して却下の決 定に対する訴え及び登録 異議申立書又は審判若し くは再審の請求書の却下 の決定に対する訴えは、東 京高等裁判所の専属管轄 <63条の2>	有 無効は、商標審理審判部宛 てへの手続きによる。登録 についての取消申請は、登 録日から5年以内に行う。 <規則2.111>	取消・無効請求制度 取消のための申請又は商 標が無効である旨の宣言 のための申請は商標意匠 庁に提出することができる。 審判請求制度 審査官、異議部、商標管理 法務部及び取消部の決定 に対して不利な影響を受 ける手続の当事者は、決定 の通知日の後2ヶ月以内 にOHIMに対し提起可 (審判部の上級裁判所は 欧州司法裁判所) <57条~59条>	有 行政手続きとしての無効 審判制度はないが、INPI 又は利害関係者は登録の 日から5年間に限って、連 邦裁判所に対して無効を 提起することができる。	有 <1512条、1513条>	有 <57条>	有。審判委員会に裁定請求 可。<31条>	有 登録日からいつでもIMPI に提起可 冒認、錯誤等により同一若 しくは混同させる程に類 似する商標は5年以内に、 同一若しくは混同させる 程に類似する場合は、3年 内にIMPIに提起 <151条>
不使用取消制度	有 3年。取消審判請求。<50 条>	有 3年。<45条>	有 5年。<15条>	有 登録日から5年経過後に 商標が使用されていない か、又は商標の使用が5年 以上連続して中断<43条>	有 3年<1486条1>	有 5年 <47条>	有 継続して3年 <34条4>	有 継続して3年 <130条>
商標分類	ニース分類	ニース分類	ニース分類<規則2>	ニース分類	ニース分類	ニース分類	ニース分類	ニース分類
意匠								
存続期間・起算日	登録の日から20年<21条 >	付与日から14年 <173条>	出願日から5年。更新可。 最長25年。 <10条>	出願日から10年。5年ず つ3回更新可。最長25年 <108条>	出願日から15年。延長に より最長25年 <1363条1,3,4>	出願日から10年。延長申 請により5年延長可。(最 長15年) <11条>	出願日から10年 <42条>	出願日から15年 <36条>
新規性判断基準	世界公知、公用、刊行物<3 条1(1),(2)>	国内公知公用、内外国刊行 物<102条(a)>	国内公知公用、内外国刊行 物<5条>	内外国公知、内外国刊行物 <96条(1)>	内外国公知、内外国刊行物 <1352条2>	内外国公知、内外国刊行物 <5条、19条>	国内公知、内外国刊行物 <23条>	内外国公知、内外国刊行物 <12条2>
グレースピリオド	有 権利を有する者の意に反 して公知公用に至った意 匠、権利を有する者の行為 に起因し公知公用となっ た意匠。その時から6月以 内<4条1>	有 意匠の実施品の公表等の 意匠の開示の日から1年 (開示対象の制限無し)。 <102条(d)>	有 公式の又は公認の国際博 覧会において開示してい る場合は、当該人は、前記 製品の最初の開示日から6 ヶ月の期間内に出願。<44 条>	有 出願日あるいは優先日に 先立つ180日以内の開示 特許と同一要因 <96条(3)>	有 創作者、出願人又はこれら から直接又は間接に情報 を得た者による発明に関 する情報の開示日から6 ヶ月<1352条4>	有 公の又は公認の博覧会に おける意匠又は当該意匠 を実施した物品の最初の 展示日から6ヶ月。開示の 意匠権への影響条項(21 条、16条)	有 中華人民共和国政府が開 設又は承認の国際博覧会 における展示日、指定され た学術会議、他人による開 示から6ヶ月以内。<24条 >	有 発明者又はその承継人に よる開示日から12ヶ月、 国内又は国際博覧会にお ける展示日から12ヶ月 <18条>
実体審査有無	有<17条、18条>	有	無<1条>	無<106条>	有<1352条5>	有<5条、規則17>	無	有<53条>
部分意匠有無	有(2条1)	有。登録を求める部分が、 明確に特定されており、意 匠としての要件を備え当 該意匠が販売過程におい て認知されることが必要。	有	無	無	無	無	無
関連意匠有無	有<10条>	無。複数の実施例が単一の 意匠概念と判断された単 一出願は可。	無。ただし、同一分類によ る複数出願可。模様は複数 分類可。<37条>	有 <104条>	無	有	有<31条> 類似意匠と称す	無
組物意匠有無	有<8条>	有	可。複合出願<37条>	無	無	有	有<31条>	無
秘密意匠制度有無	有。最長3年<14条>	無	有。最長30ヶ月<50条>	有<106条(1)>	無	無	無	無

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
異議申立制度	有。設定の登録の日から3年以内の期間で請求可<14条>	無 再審査制度あり。	無	無	無	無	無	無
無効審判制度	拒絶査定不服審判 30日以内<46条> 無効審判請求 いつでも、消滅後也可。 確定審決に対する再審請求<53,54条>	無 再審査制度あり。	有 審査官,商標意匠管理法務部及び無効部による決定に対して不利益を受ける当事者は,審判請求可。決定に関する通知日から2ヶ月以内。<55条から57条>	有 利害関係人又はINPIは登録日から5年以内は、無効請求可 <113条>	有 <1398条1>	無	有。特許審判委員会に無効審判を請求可。 <45条>	有 IMPIへの申立て <78条>
意匠分類	独自分類	口カルノ分類	口カルノ分類	口カルノ分類	口カルノ分類	口カルノ分類	口カルノ分類	口カルノ分類
			無登録共同体意匠制度 公衆の利用に供された日から3年間保護可					
地理的表示の登録・告示制度	無	無	農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 ワイン市場共通組織に関する理事会規則	産業財産法 176条から182条 (原産地表示又は原産地呼称)	1995年4月24日の「動物相に関する連邦法 No.52-FZ」 (2009年3月14日に改正)	TRIPSと同等であるが、ワイン・スピリッツ限定の記述はない。	地理的表示商品保護規定 (2005年6月7日公布)	原産地名保護
定義	-		農産品及び食品 保護対象原産地呼称 (PDO:Product must be produced and processed and prepared in geographical area) 保護対象地理的表示 PGI:Product must be produced or processed or prepared in geographical area) ワイン・スピリッツ(略)	原産地表示 国又はその領域内にある都市、地方又は土地の地理的名称であって、特定の生産物の抽出、生産若しくは製造又は特定の役務提供の中心地として知られるようになっているものを使用(177条) 原産地呼称 国又はその領域内にある都市、地方若しくは土地の地理的名称であって、その品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む地理上の環境に専ら又は本質的に由来する生産物又は役務を表示するために用いられるものを使用	原産地呼称 近代的、歴史的、公式・非公式に関わらず、国、都市、地方、またはその他の地理的場所を正式名であれ、略称であれ、その地理的場所に対して、自然条件かつ、または、人的要因の特徴によって専らまたは主として決められる特別の品質の品物に関して、その使用の結果として由来する表示、および知られている標識<1516>	TRIPSと同等。 ただし、商品に農産物、天然材、加工品を明記	地理的表示商品 特定の地域で産し、その備える品質や評判、その他の特性が本質的に同産地の自然的要素や人的要素によって決定され、審査許可を経て地理名称で命名された商品を指す <2条>	原産地名 地理学上の地域の名称であって、当該地域を出所とする産物を表示するために使用され、かつ当該産物の品質及び特性が専ら自然的及び人的要因を含む当該地域の地理学上の環境に由来するものを意味する <156条>
出願人要件	-		団体。 域外からも可能。	合法的権利を持ち、その領域において解決能力を有する組合、シンジケート、協会、機関、または他の代表法人団体	自然人または法人 <1534>	品物の生産に携わる同業を代表する人々、生産者、特別法によって設立された協会	現地の県級以上の人民政府が指定した地理的表示商品の保護申請機関、または人民政府が認定した協会と企業 <8条>	当事者の申請や、管轄官庁の宣言(158条) 登録された原産地呼称の所有者はメキシコ国(167条)
普通名称化取扱	-		有り得ない。	有<180条>	規定されていない	有り。(Act Art. 9)	規定されていない	無
使用者要件	-		使用者の加入は、定款によって定める。	その場所において業を営む生産者又はサービス提供者に限定 <182条>	同一の地理的場所(境界も含む)で、同一の品質を保持していれば使用出来る <1530>	品物を生産したい者は、使用の認可を得るために登録出願要。 使用期間は、10年で更新	地理的表示商品の産地の範囲内にある生産者が地理的表示商品の専用表示を利用する場合、現地の質	当該表示の使用を希望する生産者は使用の申請を行い、工業所有権庁の認定を得ることにより使用が

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
						可能。	量技術監督局か出入境検 験検疫局に申請を提出 <20条>	可能となる。また、その使 用は10年間有効で、更新 可能<170条～172条>
その他	ワイン・スピリッツの追加 保護<14条1(7)> 地域団体商標制度	証明商標・団体商標で保護 可能<4条>			登録の申請から10年。申 請により10年を単位とし て延長<1531>	登録制度有り。10年間で、 更新可。	農産物地理的表示の管理 弁法が、EUのPDO/PGI 制度に類似 証明商標・団体商標で登録 可<団体商標及び証明商標 の登録と管理に関する弁 法<6条>	
著作権								
権利期間 - 著作権	死後50年の最終日<51条 > 団体名義：公表後50年の 最終日<53条> 映画：公表後70年の最終 日<54条>	個人著作：発表から死後 70年迄 職務著作：発表から95年 (公表されなかった場合は プラス25年) ただし、最終年の最終日ま で<302条から条から305 条>	著作者の死後から70年 <1条><2条(2)>	発表の年の1月1日から 70年 <43,44条>	著作者の死後の年1月1 日から70年 <1281条>	死後60年の最終日または 発行後60年の最終日<22 条他>	死後50年目または公表後 50年目の年末迄 <21条>	死後75年 <29条>
権利期間 - 隣接権	死後50年の最終日<101 条>	隣接権として分けていな いため同上。	死後50年	発表の年の1月1日から 70年 <96条>	発表の年の1月1日から 50年 <1318,1327,1331条>	実演後50年の最終日<38 条>	死後50年目または発行後 50年目の年末<21条>	発表の年から50年 <134条>
コンピュータプログラム	保護対象<10条>	保護対象<1001条>	保護対象<Directive 91/250/EEC>	保護対象<7条>	保護対象<1296,1297条>	保護対象<14条>	保護対象<3条>	保護対象<13条>
データベース	保護対象<12条の2>	保護対象<1001条>	保護対象<Directive 96/9/EC>	保護対象<7条>	保護対象<1296,1297条>	保護対象<2条>	保護対象<14条>	保護対象<13条>
その他						-	-	伝統的知識：保護対象 <154,157-161条->
全体としての備考							注)太字は新専利法改正事 項	

3.1 二国間協定等の概要

調査対象国が加盟している地域統合協定あるいは、それらが締結している二国間または複数国間の自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）について、当該地域統合協定のホームページあるいは WTO へ通報された協定のデータベース(the Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS))⁶³等を使用して確認し、その概要および知的財産条項の概要を調べた。

3.1.1 地域統合協定

(1) ブラジル

メルコスール (MERCOSUR (Mercado Común del Sur)) : 南米南部共同市場)

中南米における地域統合は、1961年に発足したラテンアメリカ自由貿易連合(LAFTA : Latin American Free Trade Association)にまで遡るが、関税引き下げに対する域内加盟国間の利害の対立により、LAFTAは1981年にラテンアメリカ統合連合(ALADI : Asociacion Latinoamericana de Integracion / Latin American Integration Association)に改編された。このALADIの経済補完協定の一つがメルコスールであり、ブラジルはメルコスールの加盟国である。メルコスールは、南米での欧州連合(EU)のような自由貿易市場の創設、具体的には域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的とする関税同盟であり、1991年にアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジルの4カ国が調印し、1994年12月に4カ国首脳が最終議定書に調印し、1995年1月に発足した。ベネズエラは2006年7月メルコスール正式加盟に関する議定書に署名し、現在、加盟国による批准手続きが進行中である。

メルコスールには、1995年8月に署名された「知的財産の基準の調和のための議定書」があり、商標および地理的表示に関する知的財産権の保護が規定されている。具体的には、パリ条約およびTRIPS協定を遵守すべきこと、サービスマークおよび団体商標を保護すべきこと、証明商標の保護を含むことができること、商標分類はニース協定に従わねばならないこと、加盟国は相互に地理的表示を保護すべきこと、地理的表示を商標として登録してはならぬこと、及び、植物品種を保護すべきこと、等が規定されている。

(2) ロシア

CIS (Commonwealth of Independent States : 独立国家共同体)

CISはバルト3国(エストニア、ラトビア、リトアニア)を除く旧ソ連諸国12ヶ国により1991年12月に形成された共同体であり、本部はベラルーシのミンスクにおかれている。12ヶ国目の加盟国は1993年に加盟したグルジアであるが、2008年の南オセチア紛争を契機にCISから脱退したので、現加盟国はロシア、ウクライナ、モルドバ、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンの11ヶ国である。CISの中ではFTAも締結されている(1994年4月に署名、1994年12月30日に発効)。

⁶³ <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx> (最終アクセス日: 2010年3月16日)

同 FTA の第 13 条（例外）では、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の実施のために確実に必要である、国際的慣行において一般的に受け入れられている対外経済関係の分野における国の規制の措置を受け入れることの加盟当事国の権利を阻害してはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、知的財産保護に関しては、その他に具体的な事項は明記されていない。

ユーラシア経済共同体（EAEC）関税同盟

ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタンの 5 ヶ国が 1996 年 3 月に署名し、1997 年 10 月 8 日に発効した関税同盟である。知的財産に関する規定は設けられていない。

統一経済圏構想（Common Economic Zone）

統一経済圏構想はベラルーシ、カザフスタン、ロシア、ウクライナの 4 ヶ国が 2003 年 9 月に署名し、2004 年 5 月 20 日に発効した。統一経済圏は、モノ・カネ・ヒトの自由な移動を保証し、域内の貿易活動を活発化し、幅広い経済協力を目的とする。

この附属書の「単一経済領域（SES：Single Economic Space）の設立の概念」の中で、「加盟国による単一経済領域の設立は次の基本的な行動の遂行を提供する」と述べられており、さらに、「知的財産権の保護の均一な政策の遂行」が規定されているが、知的財産保護に関して、それ以上に具体的な事項は明記されていない。

（ 3 ）ペルー

・アンデス共同体（CAN）

1969 年のカルタヘナ協定（Cartagena Agreement：別途アンデス協定と呼ばれる場合がある）によってコロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリの 5 ヶ国で設立された。当該協定には 1973 年にベネズエラが加盟したが、1976 年にチリが脱退し、さらに、2006 年にベネズエラが脱退したことにより、現時点では 4 ヶ国の地域統合体となっている。

同協定内の組織であるカルタヘナ協定委員会の決定（協定内の法に相当する）は加盟の各国を拘束することとなっており、各種の決定の中で知的財産に関連するものとして、共通知的財産権法（カルタヘナ協定決定第 486 号および決定第 689 号）共通の著作権および著作隣接権法（カルタヘナ協定決定第 351 号）新種植物育成者保護法（カルタヘナ協定決定第 345 号）がある（内容については調査対象国の知的財産保護制度、ペルーの項を参照）。加えて、生物資源へのアクセスを規定するカルタヘナ協定決定第 391 号も、遺伝資源へのアクセスと特許出願の関係から特許制度に影響を与える決定となっている。

（ 4 ）湾岸協力会議（GCC：Gulf Cooperation Council）

GCC

湾岸協力会議は、中東・アラビア湾岸地域における地域協力機構で、正式名称が Cooperation Council for the Arab States of the Gulf（湾岸アラブ諸国協力会議、CCASG）である。CCASG は 1981 年 5 月 25 日に設立され、本部はサウジアラビアのリヤドにある。その加盟国は、バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビア・アラブ

首長国連邦の6ヶ国であり、アラビア湾に面している国であってもイラン及びイラク等は加盟していない。なお、アラビア湾に面していないイエメンが加盟の交渉を行っている。

湾岸協力会議の主な目的の一つとして「加盟国間の経済・金融・貿易・通関・観光・立法・行政における共通規制の確立」があり、この中で、知的財産制度の統一もその一環として検討されている。特許については既に統一特許庁（GCC 特許庁）の設立が行われたが、商標については加盟各国の商標制度を統一するための統一商標法を提案するにとどまっており、広域商標庁の設立は図られていない（この統一商標法については、現時点でサウジアラビア、アラブ首長国連邦およびカタールのみが採択している）。

GCC 経済協定（The Economic Agreement between the GCC States）

1983年3月に発効した統一経済協定（Unified Economic Agreement）は経済的な連携についてはあまり大きな進展がみられなかったため、GCC 経済協定として改定された。GCC 経済協定は、GCC 関税同盟の設立（次項記載）、GCC 加盟国間の経済協力の緊密化、GCC 域外に対する国際的対応の協力等を謳って、2001年12月に署名され、2003年1月1日に発効した。

知的財産に関しては、第20条（知的財産）に、「加盟国は、優秀な人材を奨励し、かつ革新と発明を支援するためのプログラムを発展させなければならず、知的財産の分野で協力し、知的財産権の保護を確保する規制や手続きを開発し、他の国、地域ブロックおよび国際機関・地域機関に対して関連する政策を調整しなければならない」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は示されていない。

GCC 関税同盟（The GCC Customs Union）

2003年1月1日発効。知的財産についての言及はない。

その他

・大アラブ自由貿易地域（GAFTA：The Greater Arab Free Trade Area）

1997年2月に署名され、1998年1月1日に発効した汎アラブ自由貿易地域（The Pan-Arab Free Trade Area (PAFTA)）は、10年後の2008年迄に自由貿易地域の設立をめざすものであったが、7年に繰り上げて大アラブ自由貿易地域（The Greater Arab Free Trade Area (GAFTA)）として2005年1月1日に発効した。加盟国は、バーレーン、エジプト、イラク、クウェート、レバノン、リビア、ヨルダン、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメンの17ヶ国である。

知的財産に関する条項は含まれていない。

3.1.2. 二国間協定

（1）ブラジル

ブラジルには現時点で発効し、WTOに通報されているFTA、EPAは無い。

（2）ロシア

ロシアの二国間協定には、旧ソビエト連邦内の4ヶ国との間で締結されたFTAがある。

ロシア・アルメニア FTA

1992年9月署名、1993年3月25日発効。当該協定の第11条において、「加盟当事国は、自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の遵守のために確実に必要である措置を講じる権利を有する。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・グルジア FTA

1994年2月署名、1994年5月10日発効。当該協定の第12条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は加盟国である国際協定の遂行のために確実に不可欠である措置を履行することを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・キルギス FTA

1992年10月署名、1993年4月24日発効。当該協定の第11条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は加盟国である国際協定の履行のために確実に必要である措置を講じることを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・ウクライナ FTA

1993年6月署名、1994年2月21日発効。当該協定の第10条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の履行のために確実に必要である措置を講じることを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

(3) メキシコ

メキシコは世界各国に対して積極的なFTAの展開を図っている。対欧州とのFTA/EPAについては、EU又はEFTAを窓口としている。

北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement)

北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1989年1月発効の米国・カナダFTAにメキシコが新規に加わる形の協定となり、1992年12月に署名され、1994年1月1日に発効した。

知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の対象としての商品と役務についての創造性と革新性を促進し、その貿易を促進すること」および第1章(目的)第102条1項(d)に「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供すること」が謳われている他、第6部として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。なお、第6部の内容は、当時交渉中であったTRIPS協定と非常に近いものとなっているが、以下の規定についてはTRIPS協定とは異なった記述となっている。

TRIPS協定と異なる規定の例

- ・ 第1707条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第1708条：商標の中に団体商標を含まねばならず、公序良俗に反する商標の登録を拒絶しなければならないことが明記されている。また、不使用に基づく取消のための期間は最低2年となっている。
- ・ 第1709条：特許保護期間は出願日から20年又は付与日から17年で、承認手続きから発生した遅延

を補填するために保護期間を延長することができる。

- ・ 第 1711 条：新しい化学物質を利用する医薬又は農薬の販売承認にかかわる情報は、その提出者の許可なく 5 年を下回らない期間、製品承認の申請の支えとして依拠してはならない。

また、第 2 部「商品の貿易」、第 313 条に「特有の製品(Distinctive Products)」という特徴的な取決めがあり、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文構成となっているが、この中で、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いていない。

第 313 条 特有の製品

附則 313 はその附則で示した特有の製品の標準と標章付けに適用される。

附則 313 特有の製品

1. カナダ及びメキシコは、テネシー州においてのみ生産する権限を与えられている純粹のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識するものとする。従って、カナダ及びメキシコは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。
2. メキシコ及び米国は、カナダウイスキーを、カナダの特有の製品として認識するものとする。従って、メキシコ及び米国は、カナダで消費するためのカナダウイスキーの製造を律するカナダの法律と規則に従ってカナダで製造されたものでなければ、如何なる製品もカナダウイスキーとして販売することを許可してはならない。
3. カナダ及び米国は、テキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識するものとする。従って、カナダ及び米国は、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可してはならない。

メキシコ・日本 EPA

メキシコと日本との EPA の正式名は「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」であり、2002 年 11 月よりの 2 年近くに亘る交渉の結果、2004 年 9 月に両国首脳が正式署名し、2005 年 4 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 73 条で、「知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及びその義務を免れさせるものと解してはならないこと」および第 144 条において「知的財産の分野における協力」として「両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させる。」ことが規定されている。

また、第 8 条「蒸留酒の地理的表示の保護」において、「付属書 3 に規定する蒸留酒の地理的表示が TRIPS 協定に規定する地理的表示であることに合意し、保護に関する義務を遵守する」ことが規定されている。なお、付属書 3「蒸留酒の地理的表示」には、「1. 日本国については、日本国の現行の法令により指定される壱岐、球磨及び琉球が、2. メキシコについては、メキシコの現行の法令により指定されるテキーラ及びメスカル」が例示されている。

メキシコ・EU FTA

メキシコと EU の FTA は 1997 年 12 月に調印され、2000 年 7 月 1 日には商品、2000 年 10 月 1 日には役務に関する条項がそれぞれ発効した。ただし、協定の名称としては単なる FTA ではなく、「経済連携、政策協調・協力協定」となっている。

知的財産に関しては、第 5 章（公共調達、競争、知的所有権およびその他の貿易関連の

規定)の中の、第12条において、「知的財産権(パリ条約第10条2の不正競争行為の禁止を含み、地理的表示の中に原産地呼称(designation of origins)を含む)の保護の非常な重要性を再確認し、加盟各国は効果的な権利行使方法を含む最高の国際標準に基づく適切かつ効果的な保護方法を確立するものとする。そのために、合同会議(加盟各国の閣僚レベルから構成される:第45-47条)が、a. 知的財産の保護に困難がある場合、相互に満足できる解決に到達するためのコンサルテーション・メカニズム、b. 上記保護方法を確立するための知的財産に関連した多国間条約を考慮した具体的な遂行手段を決定する」とされている。

メキシコ・EFTA FTA

メキシコとEFTA加盟国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)のFTAは、2000年11月に調印され、2001年11月1日に発効した。

知的財産に関しては、第1条(目的)の中の第2項(f)で「最高の国際標準に基づく知的財産権の適正で効果的な保護を確保する」と述べられている。第6章は「知的財産」の独立した章となっているが、条文は第69条のみでありTRIPS協定に準拠した知的財産の保護および保護に何らかの問題があった場合、相互に満足のいく解決を得るための共同委員会の設置が述べられている。さらに、具体的な内容についての付属書XXIが添付されている。この付属書XXIでは、TRIPS協定、パリ条約、ベルヌ条約およびローマ条約の義務を遵守すること、PCTの義務遂行の重要性の確認、2002年1月1日又は本FTA協定の発効日のいずれか遅い日までにニース協定、ブダペスト条約およびUPOVに加盟すること、WCTおよびWPPTへの加盟の努力をすることが規定されている(第2条)。また、いくつかの規定についてはTRIPS協定を上回ると思われる規定となっている。

TRIPS プラスと思われる規定の例

- ・ 第1条: この協定で使用される知的財産権の範囲として、地理的表示には原産地名称(appellations of origin)が含まれること、および植物新品種が含まれることが明記されている。
- ・ 第3条: 国内法が許容する場合、当該商標の使用が原産地を誤認させることとなる、地理的表示よりなる、あるいは構成する商標の登録を拒絶又は無効とすること、および、意匠の保護期間を合計で15年とすること。

メキシコ・チリ FTA

チリとメキシコのFTAは、1998年4月に調印され、1999年4月1日に発効した。知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造を促進すること、および第1-02条(目的)第1項(e)において「自由貿易地域における知的財産権の適切で効果的な保護と実施」が謳われている他、第5部、第15章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第15章の具体的な内容は、TRIPS協定に準拠したものとなっているが、いくつかTRIPS協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第15 12条: 暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第15 24条: TRIPS第23条の地理的表示の保護が付属書に規定する地理的表示に適用される。具体的には、チリはメキシコのテキーラ(Tequila)およびメスカル(Mezcal)を、メキシコはチリのピスコ(pisco)、パハレテ(Pajarete)およびピノ・アソレアード(Vino Asoleado)を保護しなければならないことを規定している他、チリワインの名称についても同様に扱うことが規定されている。

その他

・メキシコ・エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス FTA

2000年6月に4ヶ国間のFTAとして署名され、メキシコ・エルサルバドル・グアテマ

ラは 2001 年 3 月 15 日に発効、メキシコ・ホンジュラスは 2001 年 6 月 1 日に発効している。

知的財産に関しては、前文において「知的財産権を保護する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 16 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

また、第 3 - 16 条および附属書において、「エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスはテキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識し、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可しない」との規定がある。

・メキシコ・コスタリカ FTA

1994 年 4 月署名、1995 年 1 月 1 日発効。知的財産に関しては、前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造性を促進する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 14 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

・メキシコ・ニカラグア FTA

1997 年 12 月署名、1998 年 7 月 1 日発効。知的財産に関しては、前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造性を促進する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 17 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

また、第 3 - 13 条および附属書において、「ニカラグアはテキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識し、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可しない」との規定がある。

・メキシコ・イスラエル FTA

メキシコとイスラエルの FTA は、2000 年 4 月に調印され、2000 年 7 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、第 7 章（WTO の権利・義務）の第 7 - 05 条に両当事国は WTO - TRIPS 協定の下で、知的財産権に関連した権利と義務を確認すると述べられている。

また、第 2 章（商品の貿易）の第 2 - 05 条では附属書 2 - 05 が原産地名称（Appellations of origin）と地理的表示に適用するとされており、附属書 2 - 05 において、「イスラエルはメキシコのテキーラ及びメスカルが飲料に関連した原産地名称あるいは地理的表示であることを認識しなければならず、国内法に従って、原産地名称あるいは地理的表示に適用されるメキシコの法規則に従って生産されたものではない、テキーラおよびメスカルの輸入、生産、または販売に対する権利行使を保証しなければならない」とされている。また、これらの地理的表示について、TRIPS 協定第 22 条から第 24 条が適用されることとしている。また第 2 章の第 2 - 06 条では、両当事国が貿易委員会を設立し、知的財産権に関連した事項を討議することが定められている。

(4) ペルー

ペルーが現時点で締結している二国間協定は、多くない。

・ペルー・米国 FTA

ペルーと米国の FTA は、2005 年 12 月に合意に達し、2006 年 4 月に調印、2009 年 2 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、第 16 章として独立の部分が設けられている。第 16.1 条では、本協定の発効日までにブリュッセル条約、ブダペスト条約、WCT、WPPT への批准又は加盟が、2008 年 1 月 1 日までに PCT、TLT、UPOV への批准又は加盟が義務付けられ、PLT、ヘーグ協定（ジュネーブ・アクト）、マドリッドプロトコルへの批准又は加盟が努力義務として規定されている。第 16 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・第 16.2 条：商標の中に団体商標、証明商標を含まなければならない、地理的表示は証明商標又は団体商標を構成することができる。商標の保護制度の中で、電子的な出願・中間手続き・登録および維持のシステム並びに公的に使用可能な商標の出願・登録の電子データベースの提供が義務付けられている。出願商標に対する異議および登録商標に対する無効の申立てのシステムを提供しなければならない、また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・第 16.3 条：商標又は他の方法の保護システムで地理的表示の保護を提供する場合、地理的表示の登録に対する無効申立ての機会を提供しなければならない。
- ・第 16.4 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・第 16.5 条、第 16.6 条：著作権、著作隣接権の保護期間が 70 年とされている。
- ・第 16.8 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・第 16.9 条：グレースピリオド：特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。
- ・第 16.10 条：新しい農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。また、新規化学物質を利用した医薬品の市販承認を得るために提出された開示されていないデータは、この提出者の許可なく、市販承認日から 5 年間は何人も製造許可申請のためのデータとして依拠することはできない。

加えて、第 2 章（内国民待遇および商品の市場アクセス）第 2.12 条に「特有の製品（distinctive products）」という特徴的な取決めがある。これらは、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文であるが、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

第 2.12 条 特有の製品

1. ペルーは、テネシー州においてのみ生産することを認められている純粋のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識しなければならない。従って、ペルーは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。
2. 米国は、ピスコ・ペルー（Pisco Peru）を、ペルーの特有の製品として認識しなければならない。従って、米国はピスコの製造を律するペルーの法律と規則に従ってペルーで製造されたものでなければ、如何なる製品もピスコ・ペルーとして販売することを許可してはならない。

(5) チリ

チリは世界各国に対して二国間の FTA を積極的に展開している。

チリ・日本 EPA

チリと日本との EPA の正式名は「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」であり、2004 年 11 月に共同研究会の設置が決定され、4 回の共同研究会

を経て、2005年11月に交渉開始を決定、5回の交渉を経て、2007年3月に協定が署名され、2007年9月3日に発効した。

知的財産に関しては、第2条(目的)で、「知的財産の保護と協力の促進」が謳われている他、第13章「知的財産」として単独の章が設けられており、第158条から第165条では、「両締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる」等が定められている。

また、第163条「地理的表示」において、「付属書15に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示がTRIPS協定に規定する地理的表示であることに合意し、保護に関する義務を遵守する」と規定されている。付属書15「ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示」は、「1. 日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩、2. チリについては、チリの法令により指定される蒸留酒のチリ産ピスコ」が対象となっている。

チリ・米国 FTA

チリと米国のFTAは、2000年12月に交渉が開始され、2002年12月に合意に達し、2003年6月に調印、2004年1月1日に発効した。知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の対象としての商品と役務についての創造性と革新性を促進し、その貿易を促進する」こと、および第1.2条目的、第1項(e)において「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供する」と規定されている他、第17章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

第17.1条では2007年1月1日までにPCTを批准又は加盟、2009年1月1日までにUPOV、TLT、衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約を批准又は加盟することが規定されている。また、努力義務としてPLT、ヘーグ協定(ジュネーブ・アクト)、マドリッドプロトコルを批准又は加盟するための国内法の調和が規定されている。

なお、第17章の具体的な内容は、TRIPS協定に準拠したものとなっているが、いくつかTRIPS協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第17.2条：商標の中に団体商標、証明商標および音響商標を含まなければならない。
- ・ 第17.4条：地理的表示の定義が、いかなる標識又はその組合せは、いかなる形式においても地理的表示として保護され、認識される、とTRIPSよりも広いものとなっている。
- ・ 第17.8条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第17.9条：特許の付与において発生した不合理的な遅延を埋め合わせるために特許期間が延長されなければならない。また、特許出願日に先立って12ヶ月以内になされた出願人による発表を、新規性あるいは進歩性の喪失による拒絶の理由としてはならない。
- ・ 第17.10条：特許の対象とされている医薬品に対して、(a)市販承認の過程の結果として、特許期間が不合理的に短くなった場合、特許所有者に対して、特許期間の延長を認めることを可能にすること；(b)特許所有者に対して、その特許の有効期間中に、市販承認申請をしているいかなる第三者の身元を通知すること；および(c)特許所有者の同意もしくは黙認がない限り、特許期間が終了する以前に、いかなる第三者に対しても市販承認を付与してはならない。

加えて、第3章第3.15条に「特有の製品(Distinctive Products)」という特徴的な取決めがある。これらは、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文であるが、TRIPS協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

第 3.15 条 特有の製品

1. チリは、テネシー州においてのみ生産する権限を与えられている純粋のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識するものとする。従って、チリは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。

2. 米国は、チリにおいてのみ生産する権限を与えられているチリ産ピスコ (Pisco Chileno)、パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) を、チリの特有の製品として認識するものとする。従って、米国はチリ産ピスコ (Pisco Chileno)、パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) の製造を律するチリの法律と規則に従ってチリで製造されたものでなければ、如何なる製品もチリ産ピスコ (Pisco Chileno)、パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) として販売することを許可してはならない。

チリ・EU FTA

チリと EU の FTA は、2002 年 11 月に調印され、2003 年 2 月 1 日に商品、2005 年 3 月 1 日に役務に関する条項がそれぞれ発効した。知的財産に関しては、第 32 条で知的財産の保護について、「加盟各国が効果的な保護、効率的な出願、権利侵害および権利の乱用の防止、模倣品と海賊行為への対策などに協力することに合意したほか、技術協力についても、立法上および行政機関のインフラ整備へのアドバイスに加えて知財管理、経営技術、権利行使分野での人材育成等を行うこと」が示されている。

また、第 6 章は知的財産の保護についての詳細を示した章となっており、第 169 条では知的財産権の範囲としてパリ条約第 10 条の 2 (不正競争および開示されていない情報に対する保護) を含むこと、第 170 条では加盟国による TRIPS 協定、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約、UPOV 条約の効果的な実施、および、2007 年 1 月までのニース協定、WCT、WPPT、PCT、ストラスブル協定、2009 年 1 月までのレコード製作者の保護条約、ロカルノ協定、ブタペスト条約、TLT への加盟が、加えて努力目標ではあるが、マドリッドプロトコル、マドリッド協定 (marks)、ウィーン協定の批准を明示している。

なお、付属書において、ワインやスピリッツの地理的表示や商標などの保護が定められている。

チリ・EFTA FTA

チリと EFTA 加盟国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス) の FTA は、2003 年 6 月に調印され、2004 年 12 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、協定前文にて「知的財産権の保護により創造と革新を促進する」ことが謳われており、第 2 条 (目的) の中でも 1.(f) で「知的財産権の適正で効果的な保護と権利行使を提供する」ことが述べられている。第 4 章は「知的財産の保護」の独立した章となっているが、条文は第 46 条のみであり TRIPS 協定に準拠した知的財産の保護が述べられている。さらに、具体的な内容を明示した付属書 XII が添付されている。この付属書 XII では、TRIPS 協定、パリ条約、ベルヌ条約およびローマ条約を遵守すること、2007 年 1 月 1 日までに WCT、WPPT、PCT、ニース協定および UPOV に、2009 年 1 月 1 日までにブダペスト条約にそれぞれ未加盟の当事国は加盟すること、マドリッドプロトコルおよびヘーグ協定 (ジュネーブ条約) への加盟の努力をすることが規定されている (第 2 条)。また、その他の規定の中のいくつかは TRIPS 協定を上回るとされる規定となっている。

TRIPS プラスと思われる規定の例

- ・ 第 1 条：この協定で使用される知的財産の範囲として、地理的表示には原産地名 (appellations of origin) が含まれること、および植物品種の保護が含まれることが明記されている。

- ・ 第 3 条：特許権の有効期間に関して、販売承認や衛生許可プロセスによって特許権を享受する期間が不合理に短くなった場合に、期間延長を可能とすることが定められている。
- ・ 第 4 条 2 項：TRIPS 協定第 39 条 3 項の規定に対して、その期間を承認日から少なくとも医薬品は 5 年、農業用の化学品は 10 年と明記している。
- ・ 第 5 条：意匠の保護期間を出願日から 15 年とすること、ただし、補修用の部品 (component parts used for the purpose of the repair) の意匠に関しては保護期間を 15 年から短縮できることが規定されている。

チリ・メキシコ FTA

メキシコの項を参照。

チリ・中国 FTA

チリと中国の FTA は、2004 年 4 月に共同研究の開始が、同年 11 月に交渉の開始がそれぞれ合意され、2005 年 11 月に調印され、2006 年 10 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 13 章「協力」の中で第 111 条が知的財産に関連した協力を規定する条文となっている。具体的には「知的財産権についての協力の目的は、両当事国が加盟国である TRIPS 協定などの知的財産の国際協定、特に 2001 年 11 月 14 日のドーハ宣言および 2003 年 8 月 30 日の一般理事会決定に立脚すること、新しいデジタル経済 (digital economy)、技術革新、技術移転等において相互の経済社会発展を促進すること、知財保護について権利保持者とユーザー・コミュニティとの権利のバランスを達成すること、権利の濫用、競争抑制、技術移転の妨害などをなすものを排除すること、さらに、教育、普及のためのプロジェクト、権利行使などの情報交換等において協力すること」などがある。

また、地理的表示の保護については第 10 条において、地理的表示の定義が TRIPS 協定第 22 条第一パラグラフの意味で使用されていることが述べられている。また付属書 2A、2B では中国の Shaoxing Wine (紹興酒) および Anxi Tieguan Yin (安溪鐵觀音)、チリの Chilean Pisco (チリ産ピスコ) を地理的表示として保護することが規定されている。

その他

・チリ・カナダ FTA

チリとカナダの FTA は、1995 年 12 月に交渉開始に合意、翌 1996 年 1 月から交渉が開始され、1996 年 12 月に調印、1997 年 7 月 5 日に発効した。

知的財産に関する独立の部分は設けられていないが、第二部 Chapter C (内国民待遇および商品の市場アクセス) の中の C-11 条において、TRIPS 協定を考慮して、両締約国の地理的表示を保護することが規定されている。具体的には、カナダは「チリ産ピスコ」をカナダの商標法の下で保護し、チリは「カナディアン・ウイスキー」の保護に関して、カナダでカナダ法に則り製造されたものでない限り、「カナディアン・ウイスキー」名のいかなる製品のチリへの輸入又は販売を許可しないことが規定されている。

・チリ・韓国 FTA

チリと韓国の FTA は、1999 年 12 月に交渉が開始され、2002 年 10 月に合意に達し、2003 年 2 月に調印、2004 年 4 月 1 日に発効した。チリにとってはアジア地域との初の FTA であり、韓国にとっては初の FTA である。

知的財産に関しては、第 1.2 条目的、第 1 項(e)において「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供する」ことと規定されている他、第 16 章と

して知的財産の保護に関する独立の部分が設けられ、TRIPS 協定等の国際条約を誠実に履行しなければならない、と規定されている。

加えて、地理的表示について、相互に保護する品目のリストが添付されている。

- ・ 韓国の地理的表示
 - 朝鮮人参 Korean Ginseng (人参)
 - 朝鮮キムチ Korean Kimchi (キムチ)
 - 宝城 Boseong (ボソン、茶)
 - ・ チリの地理的表示
 - ピスコ Pisco (ぶどう酒及び蒸留酒)
 - パハレテ Pajarete (ぶどう酒及び蒸留酒)
 - ビノ・アソレアド Vino Asoleado (ぶどう酒)
 - 加えて、チリ国内で管理されているぶどう酒の産地の名称
- 注) 韓国が保護すべきとされている「Pisco (ピスコ)」の名称に関しては、チリのみではなく、ペルー産の Pisco (ピスコ) についても認定を与えることもできるとされている。

・ チリ・オーストラリア FTA

チリとオーストラリアの FTA は、2007 年 8 月に交渉が開始され、2008 年 5 月に合意に達し、2008 年 7 月に調印、2009 年 3 月 6 日に発効した。知的財産に関して第 17 章に独立した知的財産の保護の章が設けられており、その中で、「知的財産に関する権利と義務は TRIPS 協定および両当事国が加盟国である多国間協定に則つるもの」と規定されている。第 17.4 条では両当事国による 2009 年 1 月までのブリュッセル条約、ブダペスト条約および UPOV の批准又は加盟の義務が、また、マドリッドプロトコル、PCT および PLT の批准又は加盟について努力することが規定されている。なお、第 17 章は TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 17.9 条：商標制度の中に商品および役務、団体商標および証明商標（国内法に基づき、証明商標を特別なカテゴリーに分離することを義務付けられていない）を含まなければならない。
- ・ 第 17.10 条：同一または類似の標章のなかで、登録商標の所有者に、第三者が同一または類似の標章を使用することを防止する独占的権利を認めているが、この中で地理的表示に関しても商標としての登録を前提として、同一の権利を認めることとしている。
- ・ 第 17.13 条：商標の保護制度の中で、方式および実体審査、異議そして取消の制度を設けることが義務付けられている。
- ・ 第 17.14 条：商標の保護制度の中で、電子的な出願、中間手続き、登録および維持のシステムと公的に使用可能な登録商標の電子情報システムの提供が義務付けられている。
- ・ 第 17.16 条：商標分類としてニース分類を使用することが規定されている。
- ・ 第 17.21 条：特許の付与前あるいは付与後に、利害関係者が異議または登録の取消を申立てる機会を設けなければならないとしている。
- ・ 第 17.22 条：グレースピリオド：特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失による拒絶の理由としてはならない。
- ・ 第 17.23 条：特許分類としてストラスブール分類を使用することが規定されている。
- ・ 第 17.24 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第 17.27 条：著作権、著作隣接権の保護期間が 70 年とされている。
- ・ 第 17.33 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。

なお、第 3 章「内国民待遇および商品の市場アクセス」の第 3.12 条では、チリの法律に則って、チリ国内で製造されたチリ産ピスコでない限り、オーストラリアは販売を認めないことが規定されているが、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

・ チリ・インド 特恵貿易協定 (Preferential Trade Agreement)

チリとインドの特恵貿易協定は、2006 年 3 月に調印され、2007 年 8 月 17 日に発効し

た。貿易の拡大を通じて両国の経済関係の調和的な発展を目指す協定であるが、知的財産に関する規定は含まれていない。

・チリ・コスタリカ FTA

1999年10月署名、2002年2月15日発効。知的財産に関する条項は含まれていない。

・チリ・エルサルバドル FTA

1999年10月署名、2002年6月1日発効。知的財産に関する条項は含まれていない。

・チリ・パナマ FTA

2006年6月署名、2008年3月7日発効。

第3.11条（地理的表示）において、両加盟国はTRIPS協定に基づく権利と義務を認識することが定められている。そして、その具体例として両加盟国が相手国の地理的表示（geographical indications）および原産地呼称（designations of origin）をTRIPS協定第22条第一パラグラフの定義に従って、保護しなければならないことが規定されている。

（6）GCC 諸国

GCCを経由することなく、各国で以下のFTAが発効している。

バーレーン・米国 FTA

バーレーンと米国のFTAは、2004年1月に交渉が開始され、2005年9月に調印、2006年4月1日に発効した。

知的財産に関しては、第14章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第14.1条では、本協定の発効日までにPCT、マドリッドプロトコル、UPOV、TLT、WCTおよびWPPTの批准又は加盟が、本協定の発効日から1年以内にブリュッセル条約およびブダペスト条約の批准又は加盟が義務付けられており、PLTおよびヘーグ協定（ジュネーブ条約）の批准又は加盟の努力義務が規定されている。

なお、第14章の具体的な内容は、TRIPS協定に準拠したものとなっているが、いくつかTRIPS協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第14.2条：商標の中に証明商標を含まなければならず、地理的表示が証明商標又は団体商標を構成することができる。電子的な出願・中間手続き・登録および維持のシステム並びに公的に使用可能な商標の出願・登録のオンライン・データベースを含む電子データベースを提供しなければならず、また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・ 第14.3条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第14.4条：著作権、著作隣接権の保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合は死後70年、そうでない場合は著作物の公表の年の終わりから70年、著作物の製作から50年以内に公表が行われない場合は製作の年の終わりから70年とされている。
- ・ 第14.7条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第14.8条：特定の病状の治療のための新しい用途および新しい方法を含む既知の生成物を用いた新しい用途および新しい方法に特許の付与を可能としなければならない。特許権の付与に、出願から4年を超えるか、審査請求から2年を超える不合理な遅延があった場合は、特許権者の要求により保護期間を調整しなければならない。また、医薬品の市販承認手続きのために特許保護期間に不合理な短縮が生じた場合は保護期間の延長を可能としなければならない。他の領域での先行する市販承認に基づいて新しい医薬品の市販承認を与える場合は、他の領域および当事者国における市販承認の手続きにより不合理な特許保護期間の短縮が生じた場合は、保護期間の延長を可能としなければならない。両当事国以外の領域で付与された特許に基づいて特許を付与し、その領域で特許の保護期間の延長があった場合は、特許権者の要求により同じ期間の延長をしなければならない。また、特許出願日に先立つ12ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。

- ・ 第 14.9 条第 1 項：新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも医薬品は 5 年間、農薬製品は 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。ここでいう新しい医薬品とは当事国において既に承認を得た化学物質を含んでいない医薬品を、新しい農薬製品とは当事国において未承認の化学物質を含んでいる農薬製品をいう。
 - ・ 第 14.9 条第 2 項：既に承認を得た化学物質を含む医薬品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために新しい臨床情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 3 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
- 既に承認を得た農薬製品の新しい用途の市販承認を与えるに際し、以前に農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。

また、この第 14 章へのサイド・レターにおいて、第 14 章に規定する義務は両当事国が HIV /エイズ、結核、マラリア、その他の伝染病の医薬品へのアクセスの促進により公衆衛生を保護するための必要な手段をとることになんら影響を与えないこと、更に同義務が TRIPS/health solution (ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する 2003 年 8 月 30 日の一般理事会の決定および同決定に対する議長声明) の効果的な活用を妨げないことを確認している。

オマーン

・オマーン・米国 FTA

オマーンと米国の FTA は、2005 年 10 月に合意に達し、2006 年 1 月に調印、2009 年 1 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、その前文において「創造性と革新性を促進し、技術を向上させ、知的財産権の保護と行使を強化することを希求する」と謳われており、第 15 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第 15.1 条では本 FTA の発効日までに、PCT、ブリュッセル条約、マドリッドプロトコル、ブダペスト条約、UPOV、TLT、WCT および WPPT の批准又は加盟が義務付けられており、PLT およびヘーグ協定(ジュネーブ条約)の批准又は加盟の努力義務が規定されている。

なお、第 15 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 15.2 条：商標の中に証明商標を含まなければならず、地理的表示を商標として保護しなければならない。商標の出願・中間手続き・登録および維持の電子的手段および公的に使用可能な商標の出願・登録のオンライン・データベースを含む電子データベースを提供しなければならない。また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・ 第 15.3 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第 15.4 条：著作権、著作隣接権の保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合は死後 70 年、そうでない場合は著作物の公表の年の終わりから 95 年、著作物の製作から 25 年以内に公表が行われない場合は製作の年の終わりから 120 年とされている。
- ・ 第 15.7 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第 15.8 条：特定の病状の治療のための新しい用途および新しい方法を含む既知の生成物を用いた新しい用途および新しい方法に特許の付与を可能としなければならない。特許権の付与に、出願から 4 年を超えるか、審査請求から 2 年を超える不合理な遅延があった場合は、特許権者の要求により保護期間を調整しなければならない。また、医薬品の市販承認手続きのために特許保護期間に不合理な短縮が生じた場合は保護期間を調整しなければならない。両当事国以外の領域で付与された特許に基づいて特許を付与し、その領域で特許の保護期間の調整があった場合は、特許権者の要求により同じ期間の調整をしなければならない。また、特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた

者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。

- 第 15.9 条第 1 項：新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも医薬品は 5 年間、農薬製品は 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。ここでいう新しい医薬品とは当事国において既に承認を得た化学物質を含んでいない医薬品を、新しい農薬製品とは当事国において未承認の化学物質を含んでいる農薬製品をいう。
- 第 15.9 条第 2 項：既に承認を得た化学物質を含む医薬品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために新しい臨床情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 3 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
既に承認を得た農薬製品の新しい用途の市販承認を与えるに際し、以前に農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
- 第 15.10 条：特許権侵害に関する民事訴訟手続きにおいて、司法当局は損害賠償額を 3 倍の金額にまで増加する権限を有するものとしなければならない。

また、この第 15 章へのサイド・レターにおいて、第 15 章に規定する義務は両当事国が HIV /エイズ、結核、マラリア、その他の伝染病の医薬品へのアクセスの促進により公衆衛生を保護するための必要な手段をとることになんら影響を与えないこと、更に同義務が TRIPS/health solution (ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する 2003 年 8 月 30 日の一般理事会の決定および同決定に対する議長声明) の効果的な活用を妨げないことを両当事国が確認している。

3.2. 国際条約・協定との整合性

(1) パリ条約との整合性

前提

調査対象国の中で、クウェートは、パリ条約に加盟していないため、比較対象から除外した。

なお、下記の条文については、それぞれの理由で比較の対象としていない。

- ・大原則 : 内国民待遇 (第2条、第3条)
- ・原則論 : 各国の特許の独立 (第4条の2)
商標の使用される商品の性質の無制約 (第7条)
商号の保護 (第8条)
国の紋章等の保護 (第6条の3)
- ・任意事項 : 優先権の利益享受 (第4条B)
- ・別法規定 : 原産地の虚偽表示の取締 (第10条)
- ・管理規定 : (第12条以降)

概要

パリ条約との整合性について、各国の産業財産権に関する法律と関連法により比較したが、明確に違反していると判断される事項はなかった。なお、一部の国において、法律上で明示の規定が無い(あるいは条約との整合性がない)ことがあったが、現地事務所からの回答では、法律・規則等で規定していない事項についてはパリ条約を遵守する義務があるので、法律で明示の規定が無い(あるいは条約との整合性がない)場合であっても、条約の規定が優先されるとのコメントが得られており、その旨、比較表に記載した箇所もある。

以下は、パリ条約違反ではないが、各国法律に特有な事項をまとめた

第1条 (同盟の形成・工業所有権の保護の対象)

ブラジルとアラブ首長国連邦には追加特許の制度が設けられている。

第4条 優先権、分割出願

ブラジルでは優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が1年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる。

アラブ首長国連邦では発明の単一性の要件があるにも関わらず分割出願はできない。

第5条 (不実施・不使用に対する措置、特許・登録の表示)

チリでは、登録の表示は義務付けられていないが、これを実施していない場合には、刑事訴訟ができないこととなっている。

第7条の2 (団体商標の保護)

アラブ首長国連邦では団体商標の規定が明示されていないが、監督し検査に関わる標章として団体商標類似の規定がある。ただし、パリ条約の団体商標の定義より狭い。

各国国内法とパリ条約の整合性

- クウェートはパリ条約未締結のため除外 -

(記号 : 該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。)

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
加盟日	1965/7/1	1884/7/7	1903/9/7	1995/4/11	1991/6/14	1997/10/29	1999/7/14	1976/9/13	2004/3/11	1996/9/19
法律	民法典第 部 (2008年1月1日 施行)	2001年2月14 日法律第 10.196 号により改正され た 1996年5月 14日法律第9.279 号(産業財産法)	産業財産法の補 正・追補に関する 2005年12月6日 の法令により最終 改正された 1991 年6月25日の法律 (産業財産法)	2000年9月14日 調印のカルタヘナ 協定委員会決定第 486号 ペルー・米中間調 印の商業促進協定 実施のための改正 された法令 1075 号他	No.19.996によっ て改正された 1991年1月24日 法律No 19.039 (産業財産法)	2006年法律第14 号により改正され た 2004年法律第 1号(特許・実用 新案法) 2006年法律第 6 号 (意匠法) 2006年法律第 11 号(商標法)	2008年法律第 67 号(産業財産法)	2006年法律30号 (特許法・未施行) 商標・商号・地理 的表示とひな型・ 産業意匠に関する 2002年法律第9号	2004年7月17日 の国王命令第 M/27号(特許・集 積回路の回路配 置、植物品種及び 工業意匠法) 2002年8月7日 国王命令第 M/21 号(商標法)	2006年連邦法第 31号:特許・意匠 法によって改正さ れた 2002年連邦 法第 17号 2002年連邦法第 8 号商標法
第1条(同盟の形成・工業所有権の保護の対象) (1)この条約が適用される国は、工業所有権の保護のため の同盟を形成する。 (2)工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、 サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び 不正競争の防止に関するものとする。 (3)工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、 本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分 野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶ どう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、 ビール、花、穀粉)についても用いられる。 (4)特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟 国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。	特許 実用新案 商標 商号 意匠 地理的表示 (参考)不正競争防 止:競争の保護に 関する連邦法 (2006年7月14 日承認)第14条不 正競争の禁止	特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示 不正競争 追加特許制度あり	特許 実用新案 商標 商号 意匠 原産地名	特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示 不正競争行為	特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示と原産 地名 (参考)不正競争 防止法は 1973年 の行政命令第 211 号及びその修正 (現在は法 19,911 号)	特許法 特許 実用新案 商標法 商標 (地理的表示は団 体・証明商標で保 護)	特許 実用新案 商標 商号 意匠 地理的表示 不正競争防止	特許(GCC 制度で 比較) 商標 商号 意匠 地理的表示 実用新案制度はな い	特許 商標 意匠 地理的表示 実用新案制度はな い (参考)不正競争 防止法は国王命令 第 138号が間接規 定 商号は、国王命令 第 15号によって 発出された商号法	特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示は商標 法で規定 (参考)商号・不 正競争は 1993年 商取引法第 18号 追加特許制度あり
第4条(優先権) A (1)いずれかの同盟国において正規に特許出願若し しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又 はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに 関し、以下に定める期間中優先権を有する。 (2)各同盟国の国内法令又は同盟国間で締結された二 国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願と されるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認め られる。 (3)正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該 国に出願をした日付を確定するために十分なすべての 出願をいう。 B (優先権の利益享受)任意事項のため比較対象外	<1382条> 特許・実用新案・ 意匠 <1495条> 商標	<16条> <17条> 特許・実用新案・ 意匠・商標	<18条> <41条> 特許・実用新案・ 意匠 <118条> 商標	<9条> 特許・実用新案・ 意匠・商標	<34条> 特許・実用新案・ 意匠 <20条> 商標	<特6条> 特許・実用新案 <商5条> <商39条>:商標 <意2条> :意匠	<1条> 優先日の定義 <7条> 特許・実用新案 <37条> 商標 <20条2> 意匠	<GCC7条> 特許 <10条> 商標・意匠	<特10条> 特許・意匠 <商第9条> 商標	<特11条> 特許・意匠 <商16条> 商標
C (1)A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案に ついては12ヶ月、意匠及び商標については6ヶ月とす る。 (2)優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の 日は、期間に算入しない。	<1382条> 特・実12ヶ月 意匠6ヶ月 <1405条> 商標6ヶ月	<16条> 特許12ヶ月 <99条> 意匠6ヶ月 <127条> 商標6ヶ月<	<40条> 特・実12ヶ月 <117条> 商標6ヶ月 <40条> 意匠6ヶ月 (パリ条約に従う)	<9条> 特・実12ヶ月 意匠・商標6ヶ月	<34条> 特・実 12ヶ月 <20条の2> 意匠・商標6ヶ月	<特6条> 特許12ヶ月 <商5条> 商標6ヶ月 <意7条> 意匠6ヶ月	<7条1(b)> 特許12ヶ月 <37条2> 商標6ヶ月 <20条3> 意匠6ヶ月	<GCC7条> 特許12ヶ月 <10条> 意匠・商標6ヶ 月	<特10条> 特許12ヶ月 意匠 <商第9条> 商標6ヶ月	<特11条> 特許12ヶ月 <特46条> 意匠6ヶ月 <商16条6> 商標パリ条約に 準ずるとされる (6ヶ月)

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
(3)優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。					<11条> 日数計算の規定				<特規 29>	
(4)(2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。 優先権の基礎となる出願を後願でもよしとする例外規定。ただし、先願は、取下・拒絶・処分が前提。	該当なし	<第 17 条> 優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が 1 年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
D (1)最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。 (2)(1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。 (3)同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から 3 ヶ月の期間内においては、いつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。 (4)出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかつた場合の効果を決める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。 (5)出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。 最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。	<1382 条> 優先権の申立ては、連邦行政庁に通知し、最初の出願の真正な写しを提出しなければならない。 申立て期限 実用・意匠は出願から 2 ヶ月 発明は規定されていない。 写しの提出 実用・意匠は出願から 3 ヶ月 発明は 16 ヶ月	<16 条> 優先権の主張は出願時に行わなければならない	<41 条> 優先権の主張は出願時に行わなければならない(原出願国及び原出願国での出願日を明示)	<10 条> 出願時あるいは出願日から数えた下記の延期不可の期間内に提出されなければならない。発明特許と実用新案の場合は 6 ヶ月、意匠と商標の場合は 9 ヶ月。(宣言書と適切な資料の提出)	<規 60> 優先権の主張は出願時に行わなければならない	特許 <特 6 条> 申立て期限 優先権の主張は、最初の出願から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。 商標、意匠も同様 <意 7 条> 6 ヶ月以内 <商 5 条> 6 ヶ月以内	<7 条> 特許・実用新案 <20 条 3> 意匠 <37 条 2> 商標 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権の基礎となる出願のコピー提出)	<GCC7 条> 特許 優先権の主張は出願時に行わなければならない(願書に以前の日付及び出願番号、並びに出願国を記載) <10 条(i)> 意匠・商標 優先権の主張は出願時に行わなければならない	<特規 29> 特許・意匠 出願日あるいは出願日から 3 ヶ月を超えない猶予期間(先の出願の番号及び特許出願又は工業意匠証明書出願の分類コードの提出) <商規 5> 商標 出願日あるいは出願日から 6 ヶ月以内(証拠の認証された写しを提出)	<特 10 条 1> 特許・意匠 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権主張のもととなる出願日付及び番号、並びに出願国を記載) <商 16 条 6> 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権主張のもととなる出願日付及び番号、並びに出願国を記載)
E (1)いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。 (2)なお、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。	国内法では特に規定を設けていない。
F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権(二以上の国においてされた出願に基づくものを含む。)を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分を	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性の規	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件。	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性の規	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
することができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。 優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分については、通常の条件に従い、後の出願が優先権を生じさせる。	<1375 条 1>	<22 条>	<43 条>	<25 条>	<規 48>	定はない。	<6 条 1>	定がない。	<特 46 条>	<4 条>
G (1)審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。 (2)特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる。	分割出願可 <1381 条 4>	分割出願可 (26,27 条)	分割出願可 <48 条>	分割出願可 <36 条>	分割出願可 <規 53、54>	分割出願の規定なし(違反でない) 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない	分割出願可 <6 条 3>	分割出願の規定なし(違反でない) 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない	分割出願可 <特 46 条>	分割出願の規定なし(違反でない) 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない
H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	<41 条 2> 広い権利の付与を請求しないこと	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない	優先権を否認するような規定はない
I (1)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件でこの条に定める優先権を生じさせるものとし、その優先権は、特許出願の場合と同一の効果を有する。 (2)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においては、発明者証の出願人は、特許出願について適用されるこの条の規定に従い、特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の出願に基づく優先権の利益を享受する。	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない	発明者証を取得するための出願の規定はない
第 4 条の 2 (各国の特許の独立) 原則論のため対象外とする。										
第 4 条の 4 (販売が法律によって制限されている物に係る発明の特許性) 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。	拒絶・無効の理由には含まれていない。
第 5 条 (不実施・不使用に対する措置、特許・登録の表示) A (1)特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わない。 (2)各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。 (3)(2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設	<1358 条 2> 輸入阻止の権利	<42 条> 輸入阻止の権利	<25 条 1> 輸入阻止の権利	<52 条> 輸入阻止の権利	<52 条 a> 輸入阻止の権利	<特 11 条 2> 輸入阻止の権利	<<11 条 2> 輸入阻止の権利	<GCC12 条 2> 輸入阻止の権利	<特 47 条 a> 輸入阻止の権利	<特 15 条 1 a> 輸入阻止の権利
	<1362 条 1> 不実施の場合の強制実施権設定後の特許取消規定はない) 特許付与から 4 年 不十分な商品供給の場合は 3 年	<68 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与から 3 年	<70 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後	<59 条> 実施義務規定有 <61 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどち	不実施に関する規定はない	不実施に関する規定はない	<13 条 1(a)(iv)> 不実施の場合の強制実施権 <13 条 2> 出願日から 4 年または付与から 3 年	<GCC13 条,19 条> 不実施の場合の強制実施権 付与から 3 年以内	<特 24 条> 不実施の場合の強制実施権 出願日から 4 年または付与された日から 3 年	<特 24 条 1> 不実施の場合の強制実施権 付与後 3 年

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
<p>定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。</p> <p>(4)実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであつてはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、移転することができない。</p> <p>(5)(1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。</p>	<p>実用新案にも準用される</p>	<p><80条> 強制実施権設定後も不実施の場合、特許消滅宣言</p> <p>実用新案にも準用される</p>	<p><73条> 強制実施権設定後も不実施の場合、特許消滅宣言</p> <p>準用規定なし</p>	<p>らか遅い方が経過した後 <61条> 不実施の場合の特許取消規定はない。</p> <p>実用新案にも準用される <85条></p>	<p>実用新案にも準用される <55条></p>	<p>実用新案にも準用される <33条></p>	<p><13条1(a)(iv)> 不実施の場合の特許取消規定はない。</p> <p>実用新案にも準用される<15条></p>	<p><GCC13条,19条> >不実施の場合の特許取消規定はない。</p> <p>実用新案制度なし</p>	<p><特24条> 不実施の場合の特許取消規定はない。</p> <p>実用新案制度なし</p>	<p><特24条1> 不実施の場合の特許取消規定はない。</p> <p>実用新案にも準用される</p>
<p>B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによって、失われない。</p>	<p><1362条1> 不実施の場合はライセンスの対象となる</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし。</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし。</p>	<p>不実施規の場合の取消規定なし</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし。</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし</p>	<p><25条> 不実施の場合の取消は特許に準ずる（取消規定ではない）</p>	<p>不実施の場合の取消規定はないが、パリ条約規定に準ずるとの回答。</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし。</p>	<p>不実施の場合の取消規定なし。</p>
<p>C (1)登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合のみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。 (以下は、縮減基準があいまいなため比較対象外とする) (2)商標の所有者が一の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。 (3)保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる二以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことを条件とする。</p>	<p><1486条> 3年の不使用は取消の対象</p>	<p><143条> 商標の不使用は剥奪の対象</p>	<p><130条> 3年間継続して使用されない場合、登録未消の対象</p>	<p><165条> 過去連続3年以上の不使用は取消の対象</p>	<p>不使用による取消の規定はない</p>	<p><18条> 5年連続不使用の商標は取消することができる</p>	<p><42条(2)> 連続して3年以上の不使用は取消の対象</p>	<p><商24条> 連続して5年間の不使用時は取消の対象</p>	<p><商25条> 5年間継続して使用されない場合は取消の対象</p>	<p><商22条> 5年間継続して不使用の場合、利害関係人の請求により、民事法廷は登録の取消を命ずることができる。</p>
<p>D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは表示を産品に付することを要しない。</p>	<p>表示の義務は無い <1485条> 登録の表示を使用することができる</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p>表示の義務は無い <131条> 登録の表示を使用することができる</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p><25条、規89> 表示の義務は無いが登録の表示を使用していない場合には刑事訴訟ができない（特許・意匠・商標）</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p>表示の義務は無い</p>	<p>表示の義務は無い</p>
<p>第5条の2(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間、特許の回復) (1)工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも6ヶ月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。 (2)同盟国は、料金の不納により効力を失った特許の回復について定めることができる。(1)の猶予期間後の回復</p>	<p>(1)特・実・意 <1399条後半> (2)回復規定あり <1400条></p>	<p>(1)特許<84条> 商標<133条> (2)回復規定あり <87条></p>	<p>(1)特・実・意 <80条> 商標<133条、134条> (2)回復規定あり <81条></p>	<p>(1)特・実<80条> 商標 <153条> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特・実・意・商 <18条> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特許 <特28(C)> 意匠<意22A(3)> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特・実<12条2> 意匠<24条4> 商標<41条c> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特許<GCC規24.2> 商標 <商19条3(b)> 意匠<商45条> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特・意、<特18条> 商標 <商規16> (2)回復規定なし</p>	<p>(1)特許・実用・意匠： <特14、50条> 商標 <商19条> (2)回復規定なし</p>

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
第5条の3（特許権の侵害とならない場合） 次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。 1．当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入った場合に、その船舶の船体及び機械、船員、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。 2．当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用すること。	<1359条>	<政令 7552/75> 法律に明示の規定はないが、事務所コメントでは国際条約は議会承認後、大統領が公布すれば、ブラジルの法律とみなされる。	<22条4>	法律に明示の規定はないが、パリ条約に準ずると思われる。	法律に明示の規定はないが、パリ条約に準ずると思われる。	<特13条C,D>	<11条4(a)(ii)>	<GCC14.2>	<特規47>	<特19条2>
第5条の4（物の製造方法の特許の効力） ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。	<1358条> 発明者の排他的権利	<42条> 第三者がその同意を得ることなく次に掲げるものを生産し、使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利	<25条2> 特許対象が方法である場合、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使って直接に得られた物を使用、販売、販売の申込又は輸入することを防止する権利	<52条> 特許権者の排他的権利	<49条> 排他的権利の規定の中に輸入を明示していない 並行輸入品は排他的権利が及ばないと事務所コメント	<特11条B(2)> 製造方法の特許の効力	<11条2(b)> 製造方法の特許の効力	<GCC12.1,12.2> 製造方法の特許の効力	<特47条a> 発明が方法の場合の発明の利用について定義	<特15条1a)> 特許の対象が工業的方法である場合の排他的権利
第5条の5（意匠の保護） 意匠は、すべての同盟国において保護される。	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり<	意匠制度あり	意匠制度あり	意匠制度あり
第6条（商標の登録の条件、各国の商標保護の独立） (1)商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。 (2)もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。 (3)いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）において登録された商標から独立したものとす。	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	(1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない
第6条の2（周知商標の保護） (1)同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。 (2)(1)に規定する商標の登録を無効とするこの請求については、登録の日から少なくとも5年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。 (3)悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することを請求については、期間を定めないものとする。	<1508条> 周知商標は保護される (2) <1512条2(2)>	<126条> その事業分野において周知である標章は、ブラジルにおいて既に出願又は登録がされているか否かに拘らず、特別の保護を享受する (2) <商規21.1.>	<90条XV> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2) <151条>	<224条,225条,235条> 周知商標の規定 (2) <232条> 無許可使用に対する訴訟の権利は、使用を知った日から5年後に時効	<20条(f)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2) <27条> 登録無効の訴えは、登録日から5年経過した後は禁止される	<商27,28条> 周知商標の定義 (2) <商28条3> 登録から7年以内	<36条2(v)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2) <42条1(b)> 裁判所に無効申立登録証発行から5年以内	<商8条(viii)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2) <商7条> 登録日から5年以内請求不可	<商2条j)> 不登録事由の中に周知(著名)商標は登録不可の規定がある (2) <商25条> 取消規定の解釈により可能である。5年間の不使用(JETRO 模倣対策マニュアル)	<商4条> 不登録事由の中に国際的な名声を有する商標は登録不可の規定がある (2) <商21条> 利害関係者は裁判所に取消命令を求めることができる。5年間の不使用。

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
<p>第6条の4（商標の譲渡） (1)商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時にに行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。</p> <p>(2)(1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。</p>	<1241 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<134 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の登録出願及び登録は譲渡することができる	<143 条> <144 条> 商標の譲渡、合併時の譲渡	<161 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<14 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<商 23 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<45 条 3> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<商 21 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<商 30 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	<商 27 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能
<p>第6条の5（同盟国で登録された商標の他の同盟国における保護<外国登録商標>） テルケルマーク A (1)本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。 (2)本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。</p>	商標法に規定はされていない。	商標法に規定はされていないが、実務面では認めている。	商標法に規定はされていない	協定等に規定されていない	商標法等に規定はされていない	商標法等に規定はされていない	<38 条 4> 外国登録商標制度あり。 本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させる。	商標法等に規定はされていない	商標法等に規定はされていない	商標法等に規定はされていない
<p>B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない。 1. 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合 2. 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合</p>	該当する規定はない	<124 条> 不登録事由が適用されるが、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない。	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない	<38 条 4(c)> パリ条約の第 6 条の 5.B に規定されているものが列記されているが、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない
<p>3. 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定（公の秩序に関するものを除く。）に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。</p>	該当する規定はない	<124 条 3> 同上	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない	<38 条 4(c)(iii)> 同上	該当する規定はない	該当する規定はない	該当する規定はない
<p>第6条の6（サービスマークの保護） 同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。</p>	<1477 条> サービスマークが保護される	<123 条> サービスマークが保護される	<88 条> サービスマークが保護される	<134 条> サービスマークが保護される	<19 条> サービスマークが保護される	<商 2 条> サービスマークが保護される	<36 条 1> サービスマークが保護される	<商 1 条> サービスマークが保護される	<商 1 条> サービスマークが保護される	<商 2 条> サービスマークが保護される

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
<p>第6条の7（代理人、代表者による商標の登録・使用の規制）</p> <p>(1)同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。</p>	<1512条2(5)> 代理人または代表者 の名で登録されて いる場合で、条 約の条件に違反し ている場合は、登 録が無効とされる 可能性がある。	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな いが、<173条>の 司法手続により申 立てできる	<151条V> 無効事由：外国で 登録されている商 標の商標権者の代 理人、代表者、使 用権者又は配給者 が、当該商標若し くはそれと混同さ せる程に類似する 商標の登録を当該 外国登録商標の商 標権者の明示の同 意を得ることなく 自己の名で、出願 し登録を得た場合	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立によ り対応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立によ り対応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立また は不登録取消によ り対応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立また は不登録取消によ り対応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。不登録取消に より対応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立、不 登録取消により対 応	代理人又は代表者 による許諾無しの 自己名義による登 録出願した場合の 異議申立又は登録 無効等の規定はな い。異議申立、不 登録取消により対 応
(2)商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。	<1484条3>	<130条>	<179条以降>行政 的手続	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない
(3)商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。	該当する規定はない	該当する規定はない	<151条>登録日から 5年間	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない。	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない	代理人・代表者には 言及していない
<p>第7条の2（団体商標の保護）</p> <p>(1)同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。</p> <p>(2)各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。</p> <p>(3)もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に對しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由としては、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。</p>	<1510条> <1511条> 団体商標制度	<147条> <128条> 団体商標制度	<96条~98条> 団体商標制度	<180条~189条> 団体商標制度	個人、法人、団体の 区別をしていない ので、団体であ っても商標登録が 可能。	<商29条> 団体商標制度	<43条~> 団体商標制度	<商27,28条> 団体商標制度	<商38条~40条> 団体商標制度	<商35-36条> 監督と検査に関わ る標章 団体商標なる言葉 はない。
<p>第9条（商標・商号の不法付着の取締）</p> <p>(1)不法に商標又は商号を付した産品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。</p> <p>(2)差押えは、また、産品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行われる。</p>	権利行使の取締規 定は、一般条項に 規定<1252条2> <1484条> 差押規定 <1252条2>	<190条> 侵害行為と罰則 <198条> 差押規定	<199条の2> 権利侵害に対する 規定 回収、押収、行為 中止	<241条> 押収・差止	<106条> 侵害者に対する措 置規定 民法・刑法で規定 との事務所回答	<商43条> 税関水際対策	<84,85条> 税関水際対策 差止	<商46条> 税関水着補対策の 規定はない。 予防と制裁措置に 輸入品の規定あり GCC 統一関税法 に則って水際対策 も実施されると思 われる。	<商49条、50条> 差押規定 予防措置を取るべ き旨の命令を苦情 処理委員会から取 得することができる	<41条> 仮命令 ・不法と思われる 詳細な目録書作成 ・押収
(3)差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人（自然人であるか法人であるかを問わない。）の請求により、各国盟国の国内法令に従って行われる。	民法には明示の規 定は無い	<198条> 職権により又は利 害関係人からの請 求に基づく。	<199条の2> 権利侵害に対する 規定 回収、押収、行為 中止	<241条> 押収・差止	産業財産法には規 定されていない 民法・刑法で規定 との事務所回答	<商43条> 権利侵害に対する 申立ての規定	<84条> 権利者は税関また は裁判所に差止請 求できる。	<商46条> 差押者が裁判所の 命令により取り締 まる。	商標権者の請求に 基づく	<41条> 権利者による裁判 所命令取得による 暫定措置（押収）
(4)当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。										

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
(5)同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。 (6)同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを定めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	国内における差押えあり 水際取締は法律19,912号(2004年11月4日公布)	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される
JAS 法等による不正表示の取締規定のため比較対象外 第10条(原産地の虚偽表示の取締)										
第10条の2(不正競争行為の禁止) (1)各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。 (2)工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。 (3)特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。 1.いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業との活動との混同を生じさせるようなすべての行為 2.競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張 3.産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張	競争の保護に関する連邦法 2006年7月14日承認 第14条不正競争の禁止	<2条3条,6条> <195条> 不正競争行為を14項に規定 3.のみ不正競争行為に規定せず、第5章地理的表示及びその他の表示の侵害	<213条> 行政上の法規違反工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制する事項に関係しかつ不正競争とみなされる程度に至っているもの	<258条、259条> 不正競争の規定 a)混同を惹起可能性のある行為 b)競争者の事業、商品又は産業活動の信用を損なう c)商品の性質、製法、特徴、有用性もしくは数量について公衆の誤解を招く恐れ	不正競争防止法(法律20169号)2007年2月2日施行	商法(1987年法律7)第59条から64条に不正競争防止を規定 <WTOへの通報文>	不正競争に対する保護 <第60条~65条>	不正競争に対する保護規定はない。しかしながら、パリ条約に準じると思われる。	不正競争を規制する法律はない。ただし、サウジ競争及びその施行規則により執行することができる。(間接的に扱っている。) JETRO 模倣対策マニュアル中東編 P249	1993年商取引法66条 商人は、詐欺及び欺罔により、自らの商品を処分してはならず、また、自らと競争する別な商人の利益を害するような虚偽の陳述を表明又は公表してはならず、これに対する損害賠償責任を負う
第10条の3(商標・商号の不正付着、原産地等の虚偽表示、不正競争行為を防止するための法律上の措置) (1)同盟国は、第9条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。 (2)同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第9条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。	同上	<189条から195条><3条><4条>	<213条から215条> 行政上の法規違反及び制裁処罰規定 利害関係人による請求要。	<267条> 不正競争に関する訴訟 <214条> 原産地名 - 処罰対象 <238条> 権利侵害訴訟 <241条> 偽造商標 差止措置	<29条> 登録商標を詐欺的に使用した場合は、機器廃棄、商品没収、即時差押	<商43条、46条、47条> 商標権侵害に対する権利行使	<71条> 不正競争防止、救済は知的財産の権利行使を利用出来る。	<商46条> 利害関係人は民事裁判所に提訴する。	商工業省の商業詐欺防止部が模倣品の取締りを実施。同国のイスラム教指導者が模倣行為を違法活動であると宗教的布告を出した。 JETRO 模倣対策マニュアル中東編 P253	<商取引法66条> <商37条~40条> 民法に基づく損害賠償の請求 拘禁刑・罰金
第11条(博覧会出品の仮保護) (1)同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。 (2)(1)の仮保護は、第4条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとする事ができる。 (3)各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。	特許・実用新案・意匠 <1382条> 商標 <1495条> 仮保護	特許 <12条> 意匠: <規則2.1> 商標: <政令7552/75> 事務所コメント: 国際条約は議会承認後、大統領が公布すれば、ブラジルの法律とみなされる。	特許のみ規定 <18条> 商標・意匠については仮保護規定はないが、パリ条約に準ずるとの回答。	特許・意匠 規定はないが、パリ条約に準ずるとの回答 商標 <141条> 展示会の関係当局によって発行された証明書	<42条> 特許・実用新案・意匠は博覧会に言及 商標については仮保護規定がない パリ条約に準ずると思われる。	<特2条E> 特実仮保護 <商49条> 商標仮保護 <意24条> 意匠仮保護	産業財産法に規定されていないが、パリ条約に遵守すると思われる。	<GCC9条> 特許 官庁が仮保護証明書を発行。 商標・意匠については仮保護規定なし。 パリ条約に準ずると思われる。	特許・意匠 <特規30.> 6ヶ月仮保護 商標 <商規32~35> 6ヶ月仮保護	<特3条> 特許・意匠 展示会の仮保護 商標は仮保護規定なし。 パリ条約に準ずると思われる。

(2) TRIPS 協定(第二部)との整合性

TRIPS 協定で決められている知的財産には、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許および集積回路の回路配置がある。ただし、TRIPS 協定はこれらの知的財産を保護するための最低の基準を示した位置づけであり、その実現方法は加盟国にゆだねられている。このため、例えばある国において集積回路の回路配置を保護するための特別法が制定されていなかったとしても(例: アラブ首長国連邦では集積回路の回路配置を保護するための特別法は制定されていない。) 当該国内でその他の法律を適用して実質的な保護が行われていれば、TRIPS 協定に違反することにはならない。本調査研究では、調査対象国において、特別法が制定されている場合について、当該法律と TRIPS 協定の比較を行うこととした。なお、今回の調査対象国の中でロシアは世界貿易機関(WTO)に未加盟であるが、参考として比較した。

調査の結果、対象国の法律で明らかに TRIPS 協定と整合しない規定は発見されなかった。

以下に、各国法の中の特記事項を列記した。

(1) 著作権および関連する権利

・協定第 11 条 貸与権

貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、映画の著作物についてはレンタルに関する言及がない国が多くみられた(ブラジル、ロシア、メキシコ、クウェート、オマーン)。

・協定第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護

クウェートおよびサウジアラビアでは著作隣接権と著作権を区別していない。そのため実演家の権利のみ規定されているが、それ以外の複製権、送信権については明示されていない。また、レコードの貸与権に関しても第 11 条で述べたと同様にレンタルに関する言及がない(ブラジル、ロシア、メキシコ、クウェート、カタール、サウジアラビア)。

(2) 商標

・協定第 15 条 保護の対象

第 3 項は商標の登録にあたって、実際の使用を要件としてはならないという規定であるが、使用の要件を課している国は無かった。

・第 16 条 与えられる権利

不登録事由の中に、周知商標を含めることによって保護を図っている国があった(クウェート、サウジアラビア)。

(3) 地理的表示

TRIPS 協定の中の地理的表示の定義に則った規定を設けている国は、チリ、バーレーン、

オマーン、カタールであったが、それ以外の国でも 1967 年 6 月 14 日にストックホルムで改正された、原産地名称 (appellation of origin) の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日のリスボン協定で定義された原産地名称の登録保護制度に準じた国内制度を設けている国 (ブラジル、ロシア、メキシコ、ペルー) や、商標法の中で地理的表示や地理的表示を含む商標について、誤認混同をもたらすものの登録を防止している国 (クウェート、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) があった。

また、ぶどう酒や蒸留酒についての追加的保護 (TRIPS 協定第 23 条) については、ペルーとチリではこれらに対する追加的保護を明示していた。なお、イスラム教圏である湾岸諸国は、アルコール飲料については公序良俗違反を理由として商標登録が出来ないこととなっているので、ぶどう酒や蒸留酒の地理的表示が商標登録されることはない。

(4) 特許

・第 29 条 特許出願人に関する条件

ベストモードの記載を要求している国 (メキシコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) があった。

・第 34 条 方法の特許の立証責任

方法の特許に関する立証責任について、明示の規定を設けているのはペルー、チリ、バーレーンおよびサウジアラビアの 4 カ国であった

各国国内法と TRIPS 協定第二部の整合性

(記号 : 該当規定がない、または、その一部分が協定に合致していない場合。)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
PART II — Standards concerning the availability, scope and use of Intellectual Property Rights SECTION 1: COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS Article 9: Relation to the Berne Convention 1. Members shall comply with Articles 1 through 21 of the Berne Convention (1971) and the Appendix thereto. However, Members shall not have rights or obligations under this Agreement in respect of the rights conferred under Article 6bis of that Convention or of the rights derived therefrom.	第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準 第1節 著作権及び関連する権利 第9条 ベルヌ条約との関係 (1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。	WTO加盟： 未加盟 ベルヌ条約： 13-Mar-1995 著作権法： 2008年1月1日施行(民法典第4部)	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 09-Feb-1922 著作権法： 1998年2月19日(法律番号9.610、著作権法)	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 11-Jun-1967 著作権法： 2003年7月27日施行の1997年著作権法	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 20-Aug-1988 著作権法： 24/05/1996年5月24日施行、法律番号822	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 05-Jun-1970 著作権法： (28/08/1970, No. 17.336 last amended 17/09/1992, No. 19.166	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 02-Mar-1997 著作権法： 2006年7月29日施行の2006年法律第22号(Draft Law 2001)	WTO加盟： 01-Jan-1995 ベルヌ条約： 未加盟 著作権法： Decree Law, 29/12/1999 - 1420, No. 64	WTO加盟： 09-Nov-2000 ベルヌ条約： 14-Jul-1999 著作権法： 21/05/2000のCopyright Decree, 1421, No. 37	WTO加盟： 13-Jan-1996 ベルヌ条約： 05-Jul-2000 著作権法： 2002年法律第7号	WTO加盟： 11-Dec-2005 ベルヌ条約： 11-Mar-2004 著作権法： 2003年10月29日閣僚会議決定第85号により改正された著作権法	WTO加盟： 10-Apr-1996 ベルヌ条約： 14-Jul-2004 著作権法： 2002年連邦法第7号著作権法
2. Copyright protection shall extend to expressions and not to ideas, procedures, methods of operation or mathematical concepts as such.	(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。	保護の対象外(第1259条)	保護の対象外(第7条、第8条)	保護の対象外(第14条)	保護の対象外(第9条)	保護の対象(第1条)	保護の対象(第2条) 対象外(第3条)	保護の対象(第1条、第2条)	保護の対象(第2条)	保護の対象(第2条) 対象外(第4条)	保護の対象(第2条) 対象外(第4条)	保護の対象(第2条) 対象外(第3条)
Article 10: Computer Programs and Compilations of Data 1. Computer programs, whether in source or object code, shall be protected as literary works under the Berne Convention (1971). 2. Compilations of data or other material, whether in machine readable or other form, which by reason of the selection or arrangement of their contents constitute intellectual creations shall be protected as such. Such protection, which shall not extend to the data or material itself, shall be without prejudice to any copyright subsisting in the data or material itself.	第10条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物 (1) コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は、1971年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。 (2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。	コンピュータ・プログラム(第1225条、第1261条) データベース(第1225条、第1262条)	コンピュータ・プログラム(第7条) データベース(第7条)	コンピュータ・プログラム(第13条、第101条-第114条) データベース(第13条、第101条-第114条)	コンピュータ・プログラム(第5条、第69条-第77条) データベース(第5条、第78条)	コンピュータ・プログラム(第3条)(第37条) データベース(第3条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第2条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第2条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第2条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第3条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第3条)	コンピュータ・プログラム(第2条) データベース(第2条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 11: Rental Rights In respect of at least computer programs and cinematographic works, a Member shall provide authors and their successors in title the right to authorize or to prohibit the commercial rental to the public of originals or copies of their copyright works. A Member shall be excepted from this obligation in respect of cinematographic works unless such rental has led to widespread copying of such works which is materially impairing the exclusive right of reproduction conferred in that Member on authors and their successors in title. In respect of computer programs, this obligation does not apply to rentals where the program itself is not the essential object of the rental.	第 11 条 貸与権 少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	著作財産権の中に貸与権が記載されている(第 38 条)	コンピュータ・プログラムの貸与権(第 37 条の 2)	貸与権(第 7 条)	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	貸与権(第 7 条)	貸与権(第 9 条)	コンピュータ・プログラムの貸与権(第 8 条)
Article 12: Term of Protection Whenever the term of protection of a work, other than a photographic work or a work of applied art, is calculated on a basis other than the life of a natural person, such term shall be no less than 50 years from the end of the calendar year of authorized publication, or, failing such authorized publication within 50 years from the making of the work, 50 years from the end of the calendar year of making.	第 12 条 保護期間 著作物(写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。)の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。	著作物の保護期間: 70 年(第 1281 条)	著作物の保護期間: 70 年(第 43 条) 写真の著作物も 70 年(第 44 条)	著作物の保護期間: 75 年(第 29 条)	著作物の保護期間: 70 年(第 52 条)	著作物の保護期間: 70 年(第 10 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 28 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 17 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 7 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 15 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 19 条)	著作物の保護期間: 50 年(第 20 条)
Article 13: Limitations and Exceptions Members shall confine limitations or exceptions to exclusive rights to certain special cases which do not conflict with a normal exploitation of the work and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the right holder.	第 13 条 制限及び例外 加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。	例外の規定(第 1273 条) 個人の使用に例外を設けている。	例外の規定:(第 46 条)	例外の規定(第 147 条~第 151 条)	例外の規定(第 41 条~第 51 条: 利用権) フェアユース およびパーソナルユース	例外の規定(第 38 条~第 47 条) 権利の消尽(第 17 条)	例外の規定(第 20 条)	例外に関する規定は設けられていない	例外の規定(第 6 条)	例外の規定(第 18 条~第 27 条)	例外の規定(第 15 条) 強制的なライセンス(第 16 条)	例外の規定(第 22 条、第 23 条) 強制的なライセンス(第 21 条)
Article 14: Protection of Performers, Producers of Phonograms (Sound Recordings) and Broadcasting Organizations 1. In respect of a fixation of their performance on a phonogram,	第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護 (1) レコードへの実演の固	著作隣接権(第 1303 条~第 1344 条) 実演家の権	著作隣接権(第 5 章) 実演家の権利(第 90 条、	著作隣接権(第 8 条、第 115 条~) 実演家の権	著作隣接権(第 129 条~) 実演家の権	著作隣接権(第 56 条~第 69 条) 実演家の権	著作隣接権(第 14 条~) 実演家の権	著作隣接権: 著作隣接権を区別していないし、実演家の権	著作隣接権(第 6 章): 実演家の権	著作隣接権(第 8 章) 実演家の権	著作隣接権: 著作隣接権を区別していないし、実演家の権	著作隣接権(第 3 章) 実演家の権

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
performers shall have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the fixation of their unfixed performance and the reproduction of such fixation. Performers shall also have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the broadcasting by wireless means and the communication to the public of their live performance.	定に関し、実演家は、固定されていない実演の複製及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。	利 (第 1313 条~第 1321 条)	第 91 条、第 92 条)	利 (第 116 条~第 122 条)	利 (第 131 条~第 135 条)	利 (第 56 条~第 58 条)(第 65 条~第 66 条)	利 (第 14 条~第 16 条)	利 (第 15 条)	利 (第 16 条)	利 (第 40 条)		利 (第 16 条、第 17 条)
2. Producers of phonograms shall enjoy the right to authorize or prohibit the direct or indirect reproduction of their phonograms.	(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。	複製権 (第 1322 条~1328 条)	複製権:(第 93 条)	複製権 (第 129 条~第 134 条)	複製権 (第 136 条~第 139 条)	複製権 (第 67 条の 2、)	複製権 (第 17 条)	複製権に関する特別の規定はない。	複製権 (第 18 条)	複製権 (第 41 条)	複製権に関する特別の規定はない。	複製権 (第 18 条)
3. Broadcasting organizations shall have the right to prohibit the following acts when undertaken without their authorization: the fixation, the reproduction of fixations, and the rebroadcasting by wireless means of broadcasts, as well as the communication to the public of television broadcasts of the same. Where Members do not grant such rights to broadcasting organizations, they shall provide owners of copyright in the subject matter of broadcasts with the possibility of preventing the above acts, subject to the provisions of the Berne Convention (1971).	(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971 年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。	送信権 (第 1329 条~第 1332 条)	送信権:(第 95 条)	送信権 (第 139 条~第 146 条) 注)保護期間 25 年 (第 146 条)	送信権 (第 140 条~第 142 条)	送信権 (第 69 条)	送信権 (第 18 条):	送信権に関する特別の規定はない。	送信権 (第 20 条)	送信権 (第 42 条)	送信権に関する特別の規定はない。	送信権 (第 19 条)
4. The provisions of Article 11 in respect of computer programs shall apply mutatis mutandis to producers of phonograms and any other right holders in phonograms as determined in a Member's law. If on 15 April 1994 a Member has in force a system of equitable remuneration of right holders in respect of the rental of phonograms, it may maintain such system provided that the commercial rental of phonograms is not giving rise to the material impairment of the exclusive rights of reproduction of right holders.	(4) 第 11 条の規定(コンピュータ・プログラムに係るものに限る。)は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権 (第 18 条)	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権 (第 18 条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
5. The term of the protection available under this Agreement to performers and producers of phonograms shall last at least until the end of a period of 50 years computed from the end of the calendar year in which the fixation was made or the performance took place. The term of protection granted pursuant to paragraph 3 shall last for at least 20 years from the end of the calendar year in which the broadcast took place.	(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。	隣接権の保護期間：50 年（第 1318 条、第 1327 条、第 1331 条）	隣接権の保護期間：70 年（第 96 条）	隣接権の保護期間：50 年（第 134 条）	隣接権の保護期間：70 年（実演家 第 135 条）（レコード製作者 第 139 条）（放送 第 142 条）（その他の隣接権 第 143 条~144 条）	隣接権の保護期間：70 年（第 70 条） 注）放送のみ 50 年	隣接権の保護期間：50 年（第 34 条、第 35 条） 注）放送の著作権は 25 年	隣接権の保護期間：50 年（第 17 条） 注）放送の著作権は 20 年	隣接権の保護期間：50 年（第 21 条） 注）放送の著作権は 20 年	隣接権の保護期間：50 年（第 40 条、第 41 条） 注）放送の著作権は 20 年	隣接権の保護期間：実演家、レコード製作者の権利 50 年（第 19 条） 注）放送の著作権は 20 年	隣接権の保護期間：実演家、レコード製作者の権利 50 年（第 20 条） 注）放送の著作権は 20 年
6. (Omission)	(6) (省略)											
SECTION 2: TRADEMARKS Article 15: Protectable Subject Matter 1. Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks. Where signs are not inherently capable of distinguishing the relevant goods or services, Members may make registrability depend on distinctiveness acquired through use. Members may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible. 2. Paragraph 1 shall not be understood to prevent a Member from denying registration of a trademark on other grounds, provided that they do not derogate from the provisions of the Paris Convention (1967).	第 2 節 商標 第 15 条 保護の対象 (1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。 (2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。	商標法：2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部) 保護の対象：(第 1477 条、第 1482 条、第 1510 条) 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2001 年 2 月 14 日施行(2001 年法律第 10,196 号) 保護の対象：(第 123 条)(第 128 条) 識別性(第 122 条) 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法) 保護の対象：(第 123 条、176 条、89 条) 識別性があり、見ることで見ることのできる標章のみ(第 88 条) 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号) 保護の対象：(第 134 条、180 条、185 条、189 条、190 条) 識別性(第 134 条) 注)音と臭いの商標あり。 使用による識別性(第 135 条)	商標法：2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法) 保護の対象：(第 19 条) 見ることのできる商標のみ 識別性(第 19 条) 使用による識別性(第 19 条)	商標法：2006 年 6 月 1 日改正施行、2006 年法律第 11 号 保護の対象：(第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 2 条)色彩、におい、音の商標がある 識別性(第 61 条、第 62 条)	商標法：2001 年 1 月 14 日施行(商標法) 保護の対象：(第 61 条)色彩、におい、音の商標がある 識別性(第 61 条、第 62 条)	商標法：2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法) 保護の対象：(第 37 条)色彩の商標がある。香りや味は識別性の対象ではない 識別性(第 36 条) 使用による識別性(第 36 条)	商標法：2002 年 6 月 15 日施行(2002 年法律 NO.9)商標、商号、地理的表示、意匠法 保護の対象：(第 1 条、第 6 条)色彩、におい、音の商標がある 識別性(第 1 条、第 8 条)	商標法：2003 年 3 月 1 日施行(商標法) 保護の対象：(第 1 条、第 7 条)色彩の商標(単色は不可)がある 視覚(第 1 条) 識別性(第 1 条)	商標法：2001 年 7 月 31 日改正施行(2002 年連邦法第 8 号商標法) 保護の対象：(第 2 条、第 35 条、第 36 条)音の商標がある(第 2 条) 識別性(第 2 条、第 3 条)
3. Members may make registrability depend on use. However, actual use of a trademark shall not be a condition for filing an application for registration. An application shall not be refused solely on the	(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了す	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件(第 128 条)	登録の要件とはされていないが、登録された商標は使用しなければならない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：登録の有効性を判断する際に使用の実績が問われる(第 38 条)	使用の要件(第 7 条)	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件(第 7 条)：登録出願は使用を前提としている。

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
ground that intended use has not taken place before the expiry of a period of three years from the date of application.	る前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。											
4. The nature of the goods or services to which a trademark is to be applied shall in no case form an obstacle to registration of the trademark.	(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げにならない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限しない規定(第19条)	制限する規定はない。	制限しない規定(第64条)	制限しない(第36条)	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限しない規定(第2条)
5. Members shall publish each trademark either before it is registered or promptly after it is registered and shall afford a reasonable opportunity for petitions to cancel the registration. In addition, Members may afford an opportunity for the registration of a trademark to be opposed.	(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。	公告(第1506条) 異議:異議の制度なし 取消(第1512条)	公告(第158条) 異議(第158条) 取消(第142条)	公告(第127条) 異議:異議の制度なし 取消(第151条)	公告(第145条) 異議(第146条) 取消(第165条、第172条)	公告(第4条) 異議(第5条) 取消(第19条の2A、第26条)	公告(第13条) 異議(第13条) 取消(第18条、第20条)	公告(第72条) 異議(第72条) 取消(第78条)	公告(第38条) 異議(第38条) 取消(第42条)	公告(第15条) 異議(第15条) 取消(第23条~第26条)	公告(第14条) 異議(第15条) 取消(第25条)	公告(第14条) 異議(第14条) 取消(第21条~第26条)
Article 16: Rights Conferred 1. The owner of a registered trademark shall have the exclusive right to prevent all third parties not having the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs for goods or services which are identical or similar to those in respect of which the trademark is registered where such use would result in a likelihood of confusion. In case of the use of an identical sign for identical goods or services, a likelihood of confusion shall be presumed. The rights described above shall not prejudice any existing prior rights, nor shall they affect the possibility of Members making rights available on the basis of use.	第16条 与えられる権利 (1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	排他権(第1478条、第1479条、第1484条)	排他権(第129条)	排他権(第87条、第91条)	排他権(第154条、第155条)	排他権(第19条の2D)	排他権(第15条)	排他権(第82条)	排他権(第36条、第39条))	排他権(第20条)	排他権(第21条)	排他権(第17条)
2. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to services. In determining whether a trademark is well-known, Members shall take account of the knowledge of the trademark in the relevant sector of the public, including knowledge in the Member concerned which has been obtained as a result of the promotion of the trademark.	(2) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。	周知商標(第1508条、第1509条) サービスマークにも適用される。	周知商標(第126条) サービスマークにも適用される。	周知商標(第98条の2~第98条の2-9) (第90条) 非登録事由となっている。	周知商標(第224条~第236条) 周知商標の使用(第155条、第156条)	周知商標(第20条) サービスマークにも適用される。	周知商標(第27条、第28条) (第3条) 非登録事由となっている。	周知商標の保護に関して独立の規定は設けられていない。 (第62条) 非登録事由となっている。	周知商標(第36条) 国内で周知の商標は登録できない。非登録の周知商標の使用者は登録に異議を申し立てられる	周知商標(第8条) 一般に知られた商標(含む非登録)と同一、類似の商標は登録できない。	周知商標の保護に関して独立の規定は設けられていない。 (第2条) 非登録事由となっている。	周知商標という用語ではなく国際的な名声を持つ、あるいは有名な商標としている(第4条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
3. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to goods or services which are not similar to those in respect of which a trademark is registered, provided that use of that trademark in relation to those goods or services would indicate a connection between those goods or services and the owner of the registered trademark and provided that the interests of the owner of the registered trademark are likely to be damaged by such use.	(3) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。	同上	同上	同上	同上	同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。その後、周知商標の所有者は90日以内に出願しなければならない。	同上	同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	同上	同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	同上 周知の商標の翻訳と考えられる商標の出願は拒絶される。 国際的な名声をもつ商標の出願は拒絶される。
Article 17: Exceptions Members may provide limited exceptions to the rights conferred by a trademark, such as fair use of descriptive terms, provided that such exceptions take account of the legitimate interests of the owner of the trademark and of third parties.	第17条 例外 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	具体的な規定はない	排他権の例外(第129条) 6ヶ月以前の先使用権を認めている。	排他権の例外(第92条) 善意の先使用権や自己の名称の使用を規定している。	排他権の例外(第157条) 善意であり、商標としての使用に該当しない場合。	具体的な規定はない	排他権の例外(第44条)	排他権の例外(先使用権:第65条)	排他権の例外(消尽、他国で登録された商標を付した商品の輸入:第40条)	具体的な規定はない	具体的な規定はない。	具体的な規定はない。
Article 18: Term of Protection Initial registration and each renewal of registration, of a trademark shall be for a term of no less than seven years. The registration of a trademark shall be renewable indefinitely.	第18条 保護期間 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも7年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。	登録から10年有効で、更新が可能(第1491条)	登録から10年有効で、更新が可能(第133条)	登録から10年有効で、更新が可能(第95条)	登録から10年有効で、更新が可能(第151条)	登録から10年有効で、更新が可能(第24条)	登録から10年有効で、更新が可能(第17条)	登録から10年有効で、更新が可能(第77条)	登録から10年有効で、更新が可能(第41条)	登録から10年有効で、更新が可能(第18条)	登録から10年有効で、更新が可能(第22条、第23条)	登録から10年有効で、更新が可能(第19条)
Article 19: Requirement of Use 1. If use is required to maintain a registration, the registration may be cancelled only after an uninterrupted period of at least three years of non-use, unless valid reasons based on the existence of obstacles to such use are shown by the trademark owner. Circumstances arising independently of the will of the owner of the trademark which constitute an obstacle to the use of the trademark, such as import restrictions on or other government requirements for goods or services protected by the trademark, shall be recognized as valid reasons for non-use.	第19条 要件としての使用 (1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも3年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。	(第1486条) 3年の不使用が取消の対象	(第143条) 5年の不使用が取消の対象	(第130条) 3年の不使用が取消の対象	(第165条) 3年の不使用が取消の対象	不使用による取消制度なし	(第18条)5年の不使用が取消の対象	(第79条)5年の不使用が取消の対象	(第42条)3年の不使用が取消の対象	(第24条)5年の不使用が取消の対象	(第25条)5年の不使用が取消の対象	(第22条)5年の不使用が取消の対象

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
2. When subject to the control of its owner, use of a trademark by another person shall be recognized as use of the trademark for the purpose of maintaining the registration.	(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない
Article 20: Other Requirements (Omission)	第 20 条: その他の要件 (省略)											
Article 21: Licensing and Assignment Members may determine conditions on the licensing and assignment of trademarks, it being understood that the compulsory licensing of trademarks shall not be permitted and that the owner of a registered trademark shall have the right to assign the trademark with or without the transfer of the business to which the trademark belongs.	第 21 条 使用許諾及び譲渡 加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。	譲渡 (第 1235 条~第 1237 条)(第 1488 条~第 1489 条)	譲渡 (第 129 条、第 134 条)	譲渡 (第 136 条~第 150 条)	譲渡 (第 161 条)	譲渡 (第 14 条)	譲渡 (第 24 条、第 25 条)	譲渡 (第 82 条)	譲渡 (第 45 条)	譲渡 (第 21 条、第 22 条)	譲渡 (第 29 条~第 32 条)	譲渡 (第 28 条)
SECTION 3: GEOGRAPHICAL INDICATIONS Article 22: Protection of Geographical Indications 1. Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin. 2. In respect of geographical indications, Members shall provide the legal means for interested parties to prevent: (a) the use of any means in the designation or presentation of a good that indicates or suggests that the good in question originates in a geographical area other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the good; (b) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10bis of the Paris Convention (1967).	第 3 節 地理的表示 第 22 条 地理的表示の保護 (1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示をいう。 (2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。 (a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の産地以外の地理的区域を産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用 (b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない。 2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部)ではリスボン協定の産地名の登録制度が設けられている(地理的表示の定義とは若干異なる定義となっている))	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない。 2001 年 2 月 14 日施行 (2001 年法律第 10,196 号)ではリスボン協定の産地名を対象としている(第 176 条)(条約には加盟していない))	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない。 2006 年 1 月 26 日施行(産業財産法)ではリスボン協定の産地名の登録保護制度に準じている(協定には加盟していない))	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない。 2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号)ではリスボン協定の産地名の登録保護制度に準じた制度(協定には加盟していない)および産地表示の保護が規定されている)	地理的表示の保護法: (2005 年 12 月 1 日施行(産業財産法)では地理的表示および産地名の登録保護制度に準じた保護が規定されている) WTO に通報済み 2004 年 IP/N/1/BHR/4	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない)。 地理的表示あるいは地理的表示を含む商標、誤認混同を及ぼす場合は登録できない(商標法第 62 条)	地理的表示の保護法: (2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法) 地理的表示の定義は TRIPS と同一	地理的表示の保護法: (2002 年 6 月 15 日施行(2002 年法律 NO.9) 商標、商号、地理的表示、意匠法)。 地理的表示は登録されていない場合でも商標法で保護の対象となっている。 出所について誤認混同を及ぼす表示は使用できない。 地理的表示の登録手続きは商標のそれと同一。	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない)。 2003 年 3 月 1 日施行(商標法)では誤認混同をもちたらず地理的名称は登録できるとされている(第 2 条)	地理的表示の保護法: (地理的表示を保護するための特別法はない)。 2001 年 7 月 31 日改正施行(2002 年連邦法第 8 号商標法)では誤認混同をもちたらず地理的名称は登録できないとされている(第 3 条)	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
3. A Member shall, ex officio if its legislation so permits or at the request of an interested party, refuse or invalidate the registration of a trademark which contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the territory indicated, if use of the indication in the trademark for such goods in that Member is of such a nature as to mislead the public as to the true place of origin.	(3) 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。	上記参照	上記参照 注)虚偽ではない地理的名称は商標として登録できる。	上記参照 注)生産地の地名は商標として登録できない(産業財産権法第 90 条)。	上記参照 注)原産地名称を含む商標は登録できない(産業財産権法第 135 条)。	上記参照 注)登録された地理的表示と同一の商標は登録できない(商標法第 20 条)	上記参照 注)地理的表示は団体商標または証明商標として登録できる(商標法第 32 条)	上記参照 注)地理的表示あるいは地理的表示を含む商標、誤認混同を及ぼす場合は登録できない(商標法第 62 条)。	上記参照 注)地理的表示あるいは地理的表示を含む商標は取消することができる。	上記参照	上記参照	上記参照
4. (Omission)	(4) (省略)											
Article 23: Additional Protection for Geographical Indications for Wines and Spirits 1. Each Member shall provide the legal means for interested parties to prevent use of a geographical indication identifying wines for wines not originating in the place indicated by the geographical indication in question or identifying spirits for spirits not originating in the place indicated by the geographical indication in question, even where the true origin of the goods is indicated or the geographical indication is used in translation or accompanied by expressions such as "kind", "type", "style", "imitation" or the like.	第 23 条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護 (1) 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。マドリッド協定(マーク)の加盟国であるので、当該協定レベルでの保護をしていると思われる。	2001 年 2 月 14 日施行(2001 年法律第 10,196 号)には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。	追加的保護(215 条) 注)ワインとアルコール飲料のために保護されている原産地名称を含む商標は登録できない(産業財産権法第 135 条)。	追加的保護(96 条) 注)(葡萄酒等)のアルコール飲料に関しては特別法(Law No. 18.455 (1985)に基づき原産地名称が保護されている。)	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	地理的表示の保護法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。
2. (Omission) 3. (Omission) 4. (Omission)	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略											
Article 24: International Negotiations; Exceptions (Omission)	第 24 条 国際交渉及び例外 (省略)											

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
SECTION 4: INDUSTRIAL DESIGNS Article 25: Requirements for Protection 1. Members shall provide for the protection of independently created industrial designs that are new or original. Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features. Members may provide that such protection shall not extend to designs dictated essentially by technical or functional considerations.	第4節 意匠 第25条 保護の要件 (1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものではない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとして定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。	意匠法：2008年1月1日施行(民法典第4部) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第1352条)	意匠法：2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号) 意匠の要件(第95条) 独創性(第97条) 技術的機能的な意匠は保護の対象外(第100条)	意匠法：2006年1月26日施行(産業財産権法) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第31条)	意匠法：2002年12月1日発効(カルタヘナ協定決定486号) 意匠の要件(第113条) 新規性(第115条) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第116条)	意匠法：2005年12月1日施行(産業財産権法) 意匠の要件(第62条) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第62条の3)	意匠法：2006年6月1日改正施行、2006年法律第6号 意匠の要件(第1条) 新規性(第2条) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第3条)	意匠法：2001年1月14日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する1962年法律第4号) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第19条)	意匠法：2008年12月17日施行(産業財産法) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第19条)	意匠法：2002年6月15日施行(2002年法律NO.9 商標、商号、地理的表示、意匠法) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第2条)	意匠法：2004年9月6日施行(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律) 技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第2条)	意匠法：2006年連邦法第31号によって改正された2002年連邦法第17号(特許・意匠・実用新案法) 参考)条約に整合させる規定がある(第2条)
2. Each Member shall ensure that requirements for securing protection for textile designs, in particular in regard to any cost, examination or publication, do not unreasonably impair the opportunity to seek and obtain such protection. Members shall be free to meet this obligation through industrial design law or through copyright law.	(2) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	(第62条) 織物の意匠は著作権法の保護対象として明記されている(著作権法第3条)	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。
Article 26: Protection 1. The owner of a protected industrial design shall have the right to prevent third parties not having the owner's consent from making, selling or importing articles bearing or embodying a design which is a copy, or substantially a copy, of the protected design, when such acts are undertaken for commercial purposes.	第26条 保護 (1) 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。	意匠権(第1356条、第1358条)使用、輸入等	意匠権(第109条) 特許に関する規定(第42条)が準用される。	意匠権(第9条)	意匠権(第129条) 製造、輸入、販売の申し出、販売、商業的利用	意匠権(第63条) 特許に関する規定が準用される。	意匠権(第12条)	特許権についての規定が準用される。	意匠権(第24条)	意匠権(第43条)	意匠権(第60条) 商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する	意匠権(第51条)
2. Members may provide limited exceptions to the protection of industrial designs, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with the normal exploitation of protected industrial designs and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the owner of the protected design, taking account of the legitimate interests of third parties.	(2) 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。	権利の例外(第1359条) 国家の使用(第1360条) 先使用权(第1361条)	権利の例外(第109条) 特許に関する規定(第43条)が準用される。	例外規定はない	権利の例外(第53条)	例外規定はない	例外規定はない	権利の例外(第51条)	権利の例外(第24条) 特許についての規定が準用される	例外規定はない	権利の例外(第20条) 先使用权を認めている。 強制実施権制度(第24条)	先使用权(第52条)
3. The duration of protection available shall amount to at least	(3) 保護期間は、少なくとも10年とする。	出願日から15年(第1363条)	出願日から10+5+5+5年	出願日から15年(第36条)	出願日から10年(第128条)	出願日から10年(第65条)	出願日から10+5年(第13条)	登録日から10+5年(第42条)	出願日から5+5+5年(第19条)	出願日から5+5+5年(第19条)	出願日から10年(第19条)	出願日から10年(第49条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
10 years.		条)	(第 108 条)		条)		条)	条)	24 条)	44 条)		
SECTION 5: PATENTS Article 27: Patentable Subject Matter 1. Subject to the provisions of paragraphs 2 and 3, patents shall be available for any inventions, whether products or processes, in all fields of technology, provided that they are new, involve an inventive step and are capable of industrial application. (5) Subject to paragraph 4 of Article 65, paragraph 8 of Article 70 and paragraph 3 of this Article, patents shall be available and patent rights enjoyable without discrimination as to the place of invention, the field of technology and whether products are imported or locally produced.	第 5 節 特許 第 27 条 特許の対象 (1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第 65 条(4)、第 70 条(8)及びこの条の(3)の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。	特許法：2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部) 注、特許の中には実用新案、意匠を含む) 非特許対象 (第 1349 条、1350 条)	特許法：2001 年 2 月 14 日施行 (2001 年法律第 10,196 号) 特許を受け ることができる発明 (第 8 条) 非特許対象 (第 10 条、第 18 条)	特許法：2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法) 発明の定義 (第 15 条) 非特許対象 (第 16 条) 発明ではないもの (19 条)	特許法：2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号) 全ての技術分野(第 14 条) 非特許対象 (第 15 条、20 条)	特許法：2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法) 全ての技術分野(第 32 条) 非特許対象 (第 37 条、38 条)	特許法：2006 年 6 月 1 日改正施行、2006 年法律第 14 号 全ての産業分野 (第 2 条) 非特許対象 (第 3 条)	特許法：2001 年 1 月 14 日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する 1962 年法律第 4 号) 非特許対象 (第 2 条)	特許法：2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法) 非特許対象 (第 2 条)	特許法：2006 年 8 月 17 日施行の 2006 年法律 30 号が施行されているが規則が施行されていない(実質的には GCC 特許のみが適用) 非特許対象 (GCC 特許法第 3 条)	特許法：2004 年 9 月 6 日施行 (特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律) 非特許対象 (第 45 条)	特許法：2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号 (特許・意匠・実用新案法) 参考)条約に整合させる規定がある (第 2 条) 全ての技術分野 (第 4 条) 非特許対象 (第 6 条)
2. Members may exclude from patentability inventions, the prevention within their territory of the commercial exploitation of which is necessary to protect ordre public or morality, including to protect human, animal or plant life or health or to avoid serious prejudice to the environment, provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by their law.	(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。	公序良俗違反(第 1350 条)	公序良俗違反(第 18 条)	公序良俗違反(第 4 条)	公序良俗違反(第 20 条)	公序良俗違反(第 38 条)	公序良俗違反(第 3 条)	公序良俗違反(第 2 条)	公序良俗違反(第 2 条)	公序良俗違反(GCC 特許法第 2 条、第 4 条)イスラム法に反するあるいは公序良俗違反	公序良俗違反(イスラム法に反する出願)(第 4 条)	公序良俗違反(第 6 条)
3. Members may also exclude from patentability:	(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。											
(a) diagnostic, therapeutic and surgical methods for the treatment of humans or animals;	(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法	具体的な例外規定なし	非特許対象 (第 10 条)	発明ではないもの (第 19 条)	非特許対象 (第 20 条)	非特許対象 (第 37 条)	非特許対象 (第 3 条)	非特許対象 (第 2 条)	明確な規定はない	非特許対象 (GCC 特許法第 3 条)	非特許対象 (第 4 条、第 45 条)	非特許対象 (第 6 条)
(b) plants and animals other than micro-organisms, and essentially biological processes for the production of plants or animals other than non-biological and microbiological processes. However, Members shall provide for the protection of plant varieties either by patents or by an effective sui generis system or by any combination thereof. The	(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発	微生物以外 (第 1350 条) 植物品種(第 1350 条) 育成者権は第 1408 条~第 1447 条 参考) UPOV	微生物以外 (第 18 条) 植物品種を特許対象から除く規定は認められない。 参考)植物品種の保護法 (9,456 of Apr. 28, 1997)	微生物以外 (第 16 条) 植物品種(第 16 条) 参考)植物品種の保護法(Ley Federal de Vaeiedades Vegetales) (UPOV 加盟	微生物以外 (第 20 条) 植物は特許対象外 (第 20 条) 参考)植物品種の保護法 (Decision 345)	微生物以外 (第 37 条) 植物品種(第 37 条) 参考)植物品種の保護法(Law No. 19.342) (UPOV 加盟	動物は特許の対象外 (第 3 条) 植物品種を特許対象から除く規定は認められない。	微生物以外 (第 2 条) 植物は特許対象外 (第 2 条)	微生物以外 (第 2 条) 植物品種も特許対象となる(第 5 条に出願要件がある)。 参考)植物品種の保護法(No. 92/2000)	微生物以外 (GCC 特許法第 3 条) 植物品種は特許対象から除く (GCC 特許法第 3 条)	微生物以外 (第 4 条、第 45 条) 植物品種は特許で保護される(第 54 条~第 58 条)。	微生物以外 (第 6 条) 植物品種は特許の対象外 (第 6 条) 参考)植物品種を保護するための特別法は

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
provisions of this subparagraph shall be reviewed four years after the date of entry into force of the WTO Agreement.	生の日から4年後に検討されるものとする。	加盟国	(UPOV 加盟国)	国)		国)			(UPOV 加盟国)			ない。
Article 28: Rights Conferred 1. A patent shall confer on its owner the following exclusive rights: (a) where the subject matter of a patent is a product, to prevent third parties not having the owner's consent from the acts of: making, using, offering for sale, selling, or importing for these purposes that product; (b) where the subject matter of a patent is a process, to prevent third parties not having the owner's consent from the act of using the process, and from the acts of: using, offering for sale, selling, or importing for these purposes at least the product obtained directly by that process.	第28条 与えられる権利 (1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。 (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利	特許権 (第1356条、第1358条) 使用、輸入等	特許権 (第42条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第9条、第25条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第52条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第31条、第49条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第11条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第10条) 具体的な例は示されていない。	特許権 (第11条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (GCC 特許法第12条) 生産、使用、輸入、販売または販売の申し出。	特許権 (第47条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	特許権 (第15条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入
2. Patent owners shall also have the right to assign, or transfer by succession, the patent and to conclude licensing contracts.	(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。	譲渡 (第1357条)	譲渡 (第58条)	譲渡 (第9条、第10条の2、第62条-第69条)	譲渡 (第22条)	譲渡 (第14条)	譲渡 (第22条)	譲渡 (第27条)	譲渡 (第4条)	譲渡 (GCC 特許法第23条)	譲渡 (第5条)	譲渡 (第18条)
Article 29: Conditions on Patent Applicants 1. Members shall require that an applicant for a patent shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for the invention to be carried out by a person skilled in the art and may require the applicant to indicate the best mode for carrying out the invention known to the inventor at the filing date or, where priority is claimed, at the priority date of the application.	第29条 特許出願人に関する条件 (1) 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。	明細書の記載要件 (第1375条) ベストモードは要求していない。	明細書の記載要件 (第24条) ベストモードは要求していない。	明細書の記載要件 (第47条) 明細書の記載で明確にならない場合はベストモードを記載しなければならない。	明細書 (第26条): 相当する場合遺伝資源の移転契約書のコピー等の提出が必要。明細書の記載要件 (第28条) ベストモードは要求していない。	明細書の記載要件 (第43条の2) ベストモードは要求していない。	明細書の記載要件 (第16条) ベストモードは要求していない。	明細書の記載要件 (第16条) 明確に記載せよというのみ。ベストモードも要求していない。	明細書の記載要件 (第5条)	明細書の記載要件 (GCC 特許法第5条)	明細書の記載要件 (特許規則第14条) ベストモードの記載を要求している。	明細書の記載要件 (特許規則第5条) ベストモードの記載を要求している。
2. Members may require an applicant for a patent to provide information concerning the applicant's corresponding foreign applications and grants.	(2) 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。	他国の情報は要求していない。	他国の情報を要求している (第34条)	他国の情報を要求している (第54条、第55条)	他国の情報を要求している (第46条)	他国の情報を要求している (第46条)	他国の情報を要求している (第16条) 他国で付与の特許 (第19条の2)	他国の情報は要求していない。	他国の情報を要求している (第7条、第8条)	出願に関連した情報要求している (GCC 特許法第5条)	他国の情報を要求している (特許規則第17条)	必要な情報を要求することができる (第12条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 30: Exceptions to Rights Conferred Members may provide limited exceptions to the exclusive rights conferred by a patent, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with a normal exploitation of the patent and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the patent owner, taking account of the legitimate interests of third parties.	第 30 条 与えられる権利の例外 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。	権利の例外 (第 1359 条) 国家の使用 (第 1360 条) 先使用权 (第 1361 条)	権利の例外 (第 43 条) 先使用权 (第 45 条)	権利の例外 (第 22 条) 国家の緊急事態における実施権 (第 77 条)	権利の例外 (第 53 条) 先使用权 (第 55 条)	例外規定は設けられていない。 国際消尽 (第 49 条)	権利の例外 (第 13 条) 非商業的使用、先使用权 注)国内で未販売の薬品について、特許切れ後に販売権を取得するための利用が明記。	権利の例外 (第 51 条) 先使用权 (第 11 条)	権利の例外 (第 11 条): 国内消尽、航空機等、試験目的の使用および先使用权	権利の例外 (GCC 特許法第 14 条) 先使用权 (GCC 特許法第 12 条)	先使用权 (第 20 条)	権利の例外 (第 19 条) 先使用权 (第 17 条)
Article 31: Other Use Without Authorization of the Right Holder Where the law of a Member allows for other use of the subject matter of a patent without the authorization of the right holder, including use by the government or third parties authorized by the government, the following provisions shall be respected: (Omission)	第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用 加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)を認める場合には、次の規定を尊重する。 (以下省略)	強制実施権制度 (第 1362 条)	強制実施権制度 (第 68 条~第 74 条)	強制実施権制度 (第 70 条~第 76 条)	強制実施権制度 (第 61 条~第 69 条)	強制実施権制度 (第 51 条~第 52 条)	強制実施権 (第 24 条~第 27 条)	強制実施権 (第 29 条~第 32 条)	強制実施権 (第 13 条)	強制実施権 (GCC 特許法第 19 条~第 22 条)	強制実施権 (第 24 条)	強制実施権 (第 24 条~第 32 条)
Article 32: Revocation/Forfeiture An opportunity for judicial review of any decision to revoke or forfeit a patent shall be available.	第 32 条 取消し又は消滅 特許を取消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。	司法上の手続きに関する記述なし	司法上の手続き (第 56 条~第 57 条)	司法上の手続きに関する記述なし	司法上の手続きに関する記述なし	司法判断 (第 17 条の 2B)	司法上の手続きに関する記述なし	司法上の手続きに関する記述なし	(第 14 条) 取消手続きは裁判所で実施	司法上の手続きに関する記述なし	司法上の手続きに関する記述なし	司法上の手続き (第 34 条)
Article 33: Term of Protection The term of protection available shall not end before the expiration of a period of twenty years counted from the filing date.	第 33 条 保護期間 保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。	出願から 20 年 (第 1363 条) 医薬品に 5 年間の延長あり。	出願から 20 年 (第 40 条)	出願から 20 年 (第 23 条)	出願から 20 年 (第 50 条)	出願から 20 年 (第 39 条)	出願あるいは優先日から 20 年 (第 14 条) 延長の規定がある。	出願から 20 年 (第 12 条) 但し、4 年ごとの更新申請が必要。	出願から 20 年 (第 12 条) 審査遅延の場合の延長規定あり	出願から 20 年 (GCC 特許法第 15 条)	出願から 20 年 (第 19 条)	出願から 20 年 (第 14 条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 34: Process Patents: Burden of Proof 1. For the purposes of civil proceedings in respect of the infringement of the rights of the owner referred to in paragraph 1(b) of Article 28, if the subject matter of a patent is a process for obtaining a product, the judicial authorities shall have the authority to order the defendant to prove that the process to obtain an identical product is different from the patented process. Therefore, Members shall provide, in at least one of the following circumstances, that any identical product when produced without the consent of the patent owner shall, in the absence of proof to the contrary, be deemed to have been obtained by the patented process: (Omission)	第 34 条 方法の特許の立証責任 (1) 第 28 条(1)(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。 (省略)	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任(第 240 条)	立証責任(第 31 条の 2)	立証責任(第 12 条)	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任(第 48 条)	立証責任に関する記述なし
SECTION 6: LAYOUT-DESIGNS (TOPOGRAPHIES) OF INTEGRATED CIRCUITS Article 35: Relation to the IPICTreaty Members agree to provide protection to the layout-designs (topographies) of integrated circuits (referred to in this Agreement as "layout-designs") in accordance with Articles 2 through 7 (other than paragraph 3 of Article 6), Article 12 and paragraph 3 of Article 16 of the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits and, in addition, to comply with the following provisions.	第 6 節 集積回路の回路配置 第 35 条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係 加盟国は、集積回路の回路配置(この協定において「回路配置」という。)について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第 2 条から第 7 条まで(第 6 条(3)の規定を除く。)、第 12 条及び第 16 条(3)並びに次条から第 38 条までの規定に従って保護を定めることに合意する。	2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部)	回路配置の保護法(Law 11,484 of May 31, 2007)	2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法)	2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号)	2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)	回路配置の保護法(Law No. 4 for the Year 2006 on Designs of Integrated Circuits)	2001 年 1 月 14 日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する 1962 年法律第 4 号)	2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法)	回路配置の保護法(No. 6 of the Year 2005 on Protection of Layout Design of Integrated Cuicuits)	2004 年 9 月 6 日施行(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律)	集積回路の回路配置を保護するための法律は制定されていない
Article 36: Scope of the Protection Subject to the provisions of paragraph 1 of Article 37, Members shall consider unlawful the following acts if performed without the authorization of the right holder: importing, selling, or otherwise distributing for commercial purposes a protected layout-design, an integrated circuit in which a protected	第 36 条 保護の範囲 次条(1)の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品(違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。)の輸入、販売その他の商業上の	保護の範囲(第 1449 条)	保護の範囲(第 36 条)	保護の範囲(第 78 条の 2-4)	保護の範囲(第 86 条)	保護の範囲(第 75 条)	保護の範囲(第 10 条、第 11 条)	特許権についての規定が準用される。	保護の範囲(第 29 条)	保護の範囲(第 3 条、第 4 条、第 10 条)	保護の範囲(第 53 条)	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
layout-design is incorporated, or an article incorporating such an integrated circuit only in so far as it continues to contain an unlawfully reproduced layout-design.	目的のための頒布が権利者の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。											
Article 37: Acts Not Requiring the Authorization of the Right Holder 1. Notwithstanding Article 36, no Member shall consider unlawful the performance of any of the acts referred to in that Article in respect of an integrated circuit incorporating an unlawfully reproduced layout-design or any article incorporating such an integrated circuit where the person performing or ordering such acts did not know and had no reasonable ground to know, when acquiring the integrated circuit or article incorporating such an integrated circuit, that it incorporated an unlawfully reproduced layout-design. Members shall provide that, after the time that such person has received sufficient notice that the layout-design was unlawfully reproduced, that person may perform any of the acts with respect to the stock on hand or ordered before such time, but shall be liable to pay to the right holder a sum equivalent to a reasonable royalty such as would be payable under a freely negotiated licence in respect of such a layout-design.	第 37 条 権利者の許諾を必要としない行為 (1) 前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行い又は命じる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることができる合理的な理由を有さなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。	非侵害 (第 1456 条)	非侵害 (第 37 条)	非侵害 (第 78 条の 2-5)	非侵害 (第 100 条~第 104 条)	非侵害 (第 75 条、第 77 条)	非侵害 (第 12 条)	特許権についての規定が準用される。	非侵害 (第 29 条)		権利の例外 (第 20 条) 先使用权を認めている。	
2. The conditions set out in subparagraphs (a) through (k) of Article 31 shall apply mutatis mutandis in the event of any non-voluntary licensing of a layout-design or of its use by or for the government without the authorization of the right holder.	(2) 第 31 条(a)から(k)までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。	強制実施権の規定はない。	政府による使用 (第 47 条) 強制実施権 (第 48 条~第 51 条)	強制実施権の規定はない。	強制実施権 (第 107 条)	強制実施権の規定はない。	強制実施権 (第 23 条~第 26 条) 国家の危機に対応した発動も含まれる。	強制実施権の規定はない。	強制実施権 (第 34 条) 特許についての規定が準用される	強制実施権の規定はない。	強制実施権 制度(第 24 条)	
Article 38: Term of Protection 1. In Members requiring registration as a condition of protection, the term of protection of layout-designs shall not end before the expiration of a period	第 38 条 保護期間 (1) 保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利		出願から 10 年 (第 35 条) あるいは	出願から 10 年 (第 178 条の 2-3)	出願から 10 年 (第 98 条) あるいは	出願から 10 年 (第 78 条)	出願から 10 年 (第 13 条) あるいは	登録日から 10+5 年 (第 42 条)		出願から 10 年 (第 8 条)	出願から 10 年 (第 19 条) あるいは	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
of 10 years counted from the date of filing an application for registration or from the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	用の日から 10 年の期間の満了する前に終了してはならない。											
2. In Members not requiring registration as a condition for protection, layout-designs shall be protected for a term of no less than 10 years from the date of the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	(2) 保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも 10 年とする。	最初の商業的使用から 10 年(第 1457 条)	最初の商業的使用から 10 年(第 35 条)		最初の商業的使用から 10 年(第 98 条)		最初の商業的使用から 10 年(第 13 条)				最初の商業的使用から 10 年(第 19 条)	
3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Member may provide that protection shall lapse 15 years after the creation of the layout-design.	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後 15 年で保護が消滅することを定めることができる。	当該規定はない	当該規定はない	当該規定はない	創作から 15 年を上限(第 98 条)	当該規定はない	創作から 15 年を上限(第 13 条)	当該規定はない	当該規定はない	当該規定はない	考案から 15 年を上限(第 19 条)	
SECTION 7: PROTECTION OF UNDISCLOSED INFORMATION Article 39: (Omission)	第 7 節 開示されていない情報の保護 第 39 条 (以下省略)	2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部)		2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法)	2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号)	2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)	営業秘密に関する法令 2003 年第 7 号					2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号(特許・意匠・実用新案法)にノウハウの保護が規定されている(第 6 章)
SECTION 8: CONTROL OF ANTI-COMPETITIVE PRACTICES IN CONTRACTUAL LICENCES Article 40 (Omission)	第 8 節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制 第 40 条 (以下省略)					2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)						

(3) 特許協力条約 (PCT) との整合性

概要

各国の特許関連法と特許協力条約との整合性について、比較したが、条約との整合性について明らかに整合していないと思われる規定等は発見されなかった。

なお、特許協力条約との整合性の観点から、国内の法律・規則等で規定していない事項であっても、特許協力条約の加盟国には条約を遵守する義務があるので、条約の規定が優先されるとの規定を設けている国（メキシコ、バーレーン、ロシア）や国内の運用において条約の規定を優先しているとのコメントを現地代理人より得た国もある。

以下は、特許協力条約違反とはならないが、各国法律に特有と思われる事項をまとめた。

PCT 第 11 条 国際出願日及び国際出願の効果

アラブ首長国連邦について、PCT 加盟諸国の出願人はアラブ首長国連邦を指定または選択し、実際に国内移行することが可能であるが、実務上、アラブ首長国連邦の特許庁では居住者からの国際出願の受理を開始していない。（事務所回答）

PCT 第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

国内移行の期限について、ほとんどの国では PCT 第 22 条(1)の規定を適用して、指定官庁に対する国際出願の写し、翻訳文提出、手数料の支払期限を 30 ヶ月以内としているが、ロシアのみ同条(3)による延長可能との規定を適用して 31 ヶ月以内としている。

各国国内法と特許協力条約（PCT）との整合性（締結国のみ）

（記号：該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。）

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
条約加盟日	1978/3/29	1978/4/9	1995/1/1	2009/7/6	2009/7/2	2007/3/18	2001/10/26	1999/3/10
「特許協力条約（和）」 1970年6月19日ワシントンにて作成 1979年9月28日修正 1984年2月3日変更 2001年10月3日変更 2002年4月1日施行	民法典第 部 (2008年1月1日施行)	産業財産法 2001年2月14日法律第 10.196号により改正さ れた1996年5月14日法 律第9.279号(2001年2 月14日施行)	産業財産法 1991年法 (2006年1月26日改正 施行)	カルタヘナ協定委員会決 定第486号(2000年12 月1日) カルタヘナ協定委員会決 定第632号および第689 号 法令第1075号	産業財産法 No.19.996によって改正 されたNo 19.039	特許法(2004年法、2006 改正) 2006年6月1日発効	産業財産法 (2008年)	特許・意匠法(2006)
(特記事項) 特許協力条約について、国内の法に規定されてい ない、あるいは異なる規定がある場合に、条約の 規定を優先するという条文がある国	<1231条> 「ロシアにおける知的 財産の効果において、国 際協定に規定していな い効果は、現行法によ る。」 PCTで規定されていな い事項は条約に従うと 解釈される。		<1条> メキシコが当事国とな っている諸国際条約の 規定に反しない限り、共 和国を通して一般に遵 守されなければならない			規定していない場合 <29条の2(7)> 本規定に規定していな い部分は、PCTの規定に 従う		
同盟設立のための条項であり、比較対象とはなら ない	-	-	-	-	-	-	-	-
序 第1条 同盟の設立								
用語定義条項のため比較対象外	-	-	-	-	-	-	-	-
第2条 定義								
第1章 国際出願及び国際調査 第3条 国際出願 (1) 締約国における発明の保護のための出願は、 この条約による国際出願としてすることができる。 (2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところ により、願書、明細書、請求の範囲、必要な図 面及び要約を含むものとする。 (3) 要約は、技術情報としてのみ用いるものとし、 他の目的のため、特に、求められている保護の範 囲を解釈するために考慮に入れてはならない。 (4) 国際出願は、次の条件に従う。 (i) 所定の言語で作成すること (ii) 所定の様式上の要件を満たすこと (iii) 所定の発明の単一性の要件を満たすこと (iv) 所定の手数料を支払うこと	(1) <1395条2> PCT出願 (2) <1375条>願書、明細 書、請求の範囲、必要な 図面、要約等 (3) <1375条> 要約の範囲は定義され ていない (4) (iii) <21条>単一性	(1) <3条> (2) <19条> (3) <特規 15.1.5.1> (4) (iii) <21条>単一性	(1) <1条>条約と産業財 産法関連の関係 (2) <38条、47条> 願書、請求範囲、明細書、 必要な図面、要約等 (3) <47条IV> 技術情報の1つの要素 として役立たせられる (4) (iii) <43条>単一性	(2) <26条> 願書、請求範囲、明細書、 必要な図面、要約 (3) <31条> 技術を報告するためのみ に使用される (4) (iii) <25条>単一性	(2) <43条> 請求範囲、明細書、 必要な図面、願書 (3) <43条の2> 要約は専ら技術目的 (4) (iii) <旧規44>単一性	<29条の2> PCT、PLTの規定 (1) <29条の2(1)> 国際出願とその権利 (2) <16条> 請求範囲、明細書、必要 な図面のみ (AGIPの requirement より要約) (3) 要約について 請求主題について記述。 技術云々はなし。 (4) (iii) <16条>単一性	(2) <5条> 請求範囲、明細書、要約、 必要な図面、願書 (3) 要約<第5条(4)> 技術情報としてのみ用 いる (4) (iii) <6条1>単一性	(1) <1条、37条、38条> PCTによる国際出願 (2) <規5/2/1>発明の名 称、請求範囲、明細書、 必要な場合図面、要約 (3) 要約<規5/2/3>技術情 報提供が目的 (4) (iii) <4条>単一性
PCT出願願書の規定事項であり、検討対象となら ない	-	-	-	-	-	-	-	-
第4条 願書								
第5条 明細書 明細書には、当該技術分野の専門家が実施するこ とができる程度に明確かつ十分に、発明を開示す る。	<1375条> 実施に十分かつ綿密に 発明を開示する。	<24条> 明確かつ十分に記載、実 行するための最善の方 法を表示	<47条> 十分に理解でき、当該分 野の通常の技術者が当 該発明を実施するに足 るだけの明確さと完全 性を充足したもの	<28条>十分明白にかつ 完全に理解できるよう、 該当技術的主题について 教育を受けた人物がその 発明を実施可能なよう に開示	<43条の2> 関係産業分野の専門家 が当該発明を再現する のを可能とするのに十 分な完全性を備えたも のでなければならない。	<16条> その分野の技術者が実 施可能なように完全に、 またベストモードで記 述すること。	<5条3> その分野の通常のスキ ルのある者によって実 施される程度に十分に 明確かつ完全に発明を 開示する程度に記述要	<規5/2/2> その分野の通常のスキ ルのある者によって実 施されるに十分かつ明 瞭、完全に開示要
第6条 請求の範囲 請求の範囲には、保護が求められている事項を 明示する。請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載さ	<1375条> 明細書をもとに発明の	<25条> 保護を求める内容を明	<47条> 簡潔で明快なもので	<30条> 範囲は明瞭かつ簡潔であ	<43条の2> 技術的目的のみであり、	<16条> 簡潔明瞭に請求の主題	請求の範囲についての 記載の規定がない。	<規5/2/3> 保護範囲に使用。

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
れていなければならない。請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがされていなければならない。	エッセンスを表現すること	瞭かつ正確に定義すること	なければならず、かつ明細書の記載内容を超えてはならない。	り、全体的に明細書によって記載されていなければならない。	保護範囲の決定には考慮されない。	を記述。明細書により裏付けされる。		
第7条 図面 (1) (2)(iii)の規定が適用される場合を除くほか、図面は、発明の理解に必要な場合に要求される。 (2) 図面が発明の理解に必要な場合であっても、発明の性質上図面によって説明することができるときは、 (i) 出願人は、国際出願をする時に図面を国際出願に含めることができる。 (ii) 指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。	<1375条> (1)必要な場合、図面	<規4.1> (iv) 必要な場合は、本規則の規定に従う図面と定められている	<47条 > 明細書の理解のために必要な図面	<26条 d> 発明を理解するために必要な場合は、明細書を構成する一部と考えられるひとつまたは複数の図面	<43条> 必要な場合、図面	<16条> 必要な場合、図面	<5条> 必要な場合、図面	<規5/2/1> 必要な場合、図面
第8条 優先権の主張 (1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる。 (2) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第4条〔優先権〕の定めるところによる。 (b) いずれかの締約国において又はいずれかの締約国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる。国際出願が、いずれかの指定国において若しくはいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は1の国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の産業財産法関連令の定めるところによる。	<1382条> パリ条約の優先権について規定されている。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<16条> ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<40条、41条> 外国で出願された後にメキシコにおいて出願がなされる場合、最初に出願した国における出願日は、メキシコでの出願日は、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとする。また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<9条～11条>優先権の請求 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<34条> 優先権について規定されている (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<2条D> パリ条約の優先権について規定。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<7条> パリ条約の優先権に基づいて、優先権主張の申立ができる。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	<11条1> 優先権の主張を出願時に主張すること。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。
第9条 出願人 (1) 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる。 (2) 総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。総会の規定であるため削除 (3) 住所及び国籍の概念並びに2人以上の出願人がある場合又は出願人がすべての指定国について同一でない場合におけるこれらの概念の適用については、規則に定める。	<1396条> PCT出願 (3) 当該規定は産業財産法関連でない	<4条> ブラジル国内において効力を有する条約の規定は、ブラジル国民又はブラジルに住所を有している自然人及び法人に同等に適用される。 (3) 当該規定は産業財産法関連でない	<1条> 条約の規定が優先される 内国民待遇 国際出願可 (3) 当該規定は産業財産法関連でない	<1条>内国民待遇 (3) 当該規定は産業財産法関連でない	内国民待遇 <2条> (3) 当該規定は産業財産法関連でない	<29条の2(1)> (3) 当該規定は産業財産法関連でない	(1)<規40条2> 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる。 (3) 当該規定は産業財産法関連でない	内国民待遇 <2条> (1)受理官庁の規定 <37条、38条> (3) 当該規定は産業財産法関連でない
一般規定のため比較対象から除外 第10条 受理官庁	-	-	-	-	-	-	-	-
第11条 国際出願日及び国際出願の効果 (1) 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。 (i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと (ii) 国際出願が所定の言語で作成されていること	<1395条2> ロシア特許庁は、受理官庁として機能する <2008年10月29日付の科学教育省決定第327号で定められたロシア連邦特許商標庁による発	<規則128/97第5条1.1> 国際出願日は、PCT第11条のフォームによる出願の受領日であり(以下、略)	<産業財産法39条> 工業所有権庁は、特許出願が第38条、第47条(I)及び(III)、179条及び第180条の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日と認	PCTの規定に準ずる。 (事務所回答)	PCT出願マニュアル (Instructive N° 4 for the Correct and Efficient Compliance of the PCT) 3. 国際出願の効果に記載されている。(PCTに	<29条の2第3項B>必要な要件が全て満たされる場合の工業所有権に責を負う行政機関に提出される国際出願の出願日、又は、場合に応じて、必要な補正の出願	<9条> 出願の受理日についての国内規定を準用 <規40条1> PCT 国際出願日がオマーンへの国内移行した出願の出願日として扱	UAEは、PCT加盟国であり、UAEを指定または選択することができるが、実務上、UAE国内からの出願は受理していない。 (事務所回答)

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
(iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること (a) 国際出願をする意思の表示 (b) 少なくとも1の締約国の指定 (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示 (d) 明細書であると外見上認められる部分 (e) 請求の範囲であると外見上認められる部分	明特許の出願受理、審査及び特許付与に関する行政規則 29.2.7 条> 国際出願日は指定庁として選択されたロシア連邦特許商標庁への国際出願提出日とみなされる。		定する。 特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、それら要件が充足された日を出願日とみなす。		準じている)	日は、国際出願日とみなされるものとし、本法の規定に従って通常の国内出願と同じ効果を有するものとする。 (第 29 条が、国際出願に関する規定)	われる	
(2)-(4) : 比較対象外								
第 12 条~第 21 条 : 比較対象除外								
第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払 (1) 出願人は、優先日から 30 ヶ月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第 20 条 [指定官庁への送達] の送達が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の産業財産法関連令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から 30 ヶ月を経過する時までにそれらの事項を届け出る。 (2) 国際調査機関が第 17 条(2)(a) [国際調査報告を作成しない場合] の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、(1)に規定する行為をすべき期間は、(1)に定める期間と同一とする。 (3) 産業財産法関連令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。	(1) 30 ヶ月	(1) 30 ヶ月	(1) 30 ヶ月	(1) 30 ヶ月	(1) 30 ヶ月	(1) 30 ヶ月と推定 産業財産法には明示規定がないが、期限を延長する規定も設けられていない。	(1) 30 ヶ月	
第 23 条 国内手続の繰延べ (1) 指定官庁は、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の処理又は審査を行うてはならない。 (2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。	<行政規則 29.2.3 条> ロシア連邦民法第 4 部第 1396 条第 1 項に基づき、少なくともロシア語での国際出願若しくは国際出願のロシア語翻訳文を含む特許出願又はロシア連邦特許の出願が出願人によってロシア連邦特許商標庁に提出されることを条件に、ロシア連邦特許商標庁が国際出願で主張されている優先権日から 31 ヶ月後に国際出願の審査手続を開始すると規定している。	PCT 出願に関する規則 (128/97) 第 9 条 : の規定では、優先日から 20 ヶ月以内とされているが、現地の代理人より、 第 9 条は改正されていないが、規範法 128/97 に従って、特許協力条約の最終改正版の期間 30 ヶ月が適用されるとの情報を得た。(事務所回答)	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。
第 24 条~第 25 条 比較対象除外	-	-	-	-	-	-	-	-
第 26 条 指定官庁における補充の機会								

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について産業財産法関連令に定める範囲内及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。	<行政規則 29.2.4 条第 4 項> 出願がその文書の要件に従っていないと正式審査が中断した場合、照会受領日から 2 ヶ月以内に必要な文書又は補正された文書を提出するようにとの要求が出願人に送付される。	PCT 出願に関する規則 (128/97) 第 5 条 5.2 国際出願日の付与以後に、特許協力条約第 14 条第 1 項の規定が遵守されていないことを国立工業所有権院が確認した場合、国立工業所有権院は、必要な補正を行うための遅延を認めるものとする。 5.3 出願日以後に、出願に示されている図面のいずれかが紛失していることを国立工業所有権院が確認した場合、国立工業所有権院は出願人に指定の猶予期間内に紛失している図面を提出するよう通知するものとする	国内段階入りした際に特許協力条約出願に補正又は訂正が行われなければならない場合、特許協力条約特許出願をメキシコ工業所有権院に提出する際にかかる補正を行うことが可能である。補正が受理可能であるためには、国際段階で明白又は明らかであった誤謬が国内段階でも同様に補正される必要がある。国内段階入りした際に、メキシコ工業所有権院に出願を行う時点で最新の補正情報を使用することが必須である。(事務所コメント)	<法令第 1075 号第 27 条> <決定 486 の第 34 条> 国内出願の補正の規定	PCT 出願マニュアルには規定なし <45 条>添付資料が不完全な場合、決定の通知から 40 日の期間内に補正することができる。	<18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以前は発明の本質を逸脱しない範囲で、補正できる	<6 条 2> 出願公開された出願内容は逸脱のない範囲で補正できる。	<規 5/4> もとの出願の内容を実質的に変えない補正は可能 ただし、実体審査回開始前であること。 (事務所コメント)
第 27 条 国内的要件 (1) 産業財産法関連令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。 (2) (1)の規定は、第 7 条(2) [図面の提出] の規定の適用を妨げるものではなく、また、産業財産法関連令が、指定官庁における国際出願の処理が開始された後に、 (i) 出願人が法人である場合にその法人を代表する権限を有する役員の名を届け出ること、又は (ii) 国際出願の一部をなす書類ではないが、国際出願においてされている主張若しくは記述の裏付けとなる書類(出願時に出願人の代表者又は代理人が出願に署名している場合に、出願人が自己の署名によって国際出願を確認するものを含む。)を提出することを定めることを妨げるものでもない。	<行政規則 29.2.4 条第 2 項> 正式審査の間、特許協力条約第 27 条第 1 項に基づき、特許協力条約及びその規則によって定められる国際出願の書式及び内容に関する要件を規定。	PCT 出願に関する規則 (128/97) 第 5 条 5 出願は、PCT の規定、規則に従わなければならない。	異なる要件を要求する規定はない。 国内出願と PCT の規定に違いはない。 (事務所回答)	異なる要件を要求する規定はない。	PCT 出願マニュアル異なる要件を要求する規定はない。 特別な追加要件はない。 (事務所回答)	異なる要件を要求する規定はない。	異なる要件を要求する規定はない。 参考) 以下が要求される 出願人は、登録官への請求の際、オマーンで提出された出願でクレームされたのと同じ発明又は基本的に同じ発明に関して海外で提出した特許出願の期日及び番号を提出するものとする。	異なる要件を要求する規定はない。 参考) 以下が要求される 3. 発明者が出願人でない場合、発明者から出願人への譲渡証書(アラブ首長国連邦領事館で法的に正当と認められたもの) 4. 出願人が法人の場合、アラブ首長国連邦領事館で法的に正当と認められた定款又は商業登記抄本 (事務所回答)
(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の産業財産法関連令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。 (米国のように発明者のみに限定する国のための規定) (4) 指定国の産業財産法関連令が、国内出願の形式又は内容につき、この条約及び規則に国際出願について定める要件よりも出願人の立場からみて有利な要件を定めている場合には、当該指定国の国内官庁、裁判所その他の権限のある機関又は当該指定国のために行動するこれらの機関は、この条約及び規則に定める要件に代えて当該産業財産法関連令に定める要件を国際出願について適用することができる。ただし、出願人が、この条約及び規則に定める要件が国際出願について適用されることを要求するときは、この限りでない。 (5) この条約及び規則のいかなる規定も、各締約	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	(3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
<p>国の特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に先行技術の定義に関するこの条約及び規則の規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、したがって、いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たって、先行技術その他の特許性の条件(出願の形式及び内容に係るものを除く。)に関する産業財産法関連令上の基準を適用する自由を有する。</p> <p>(6) 産業財産法関連令は、その定める特許性の実体的な条件に関する証拠を出願人が提出することを要求することができる。</p> <p>(7) 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によって出願人が代理され又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有するという要件に関する限り、産業財産法関連令を適用することができる。</p>	<p><1386 条 2><1350 条> 新規性・進歩性・産業上 利用可能性</p> <p>(6) <1386 条 5> 庁からの書類提出要請</p> <p>(7)<1247 条> 特許代理人</p>	<p><11 条,12 条>新規性 <13 条,14 条>進歩性 <15 条>産業利用可能性</p> <p>(6)該当する規定は無い</p> <p>(7)<216 条、217 条> 代理人の規定</p>	<p><16 条>新規性・進歩 性・産業上の利用可能性</p> <p>(6)<規 45>審査結果の応 答で可能</p> <p>(7)<39 条> 特許出願は、発明者若し くは発明者の権原承継 者が直接に、又は代理人 を介して提出することが できる。</p>	<p><14 条>新規性・進歩性 ・産業上の利用可能性</p> <p>(6) <45 条>庁からの通知 に対する応答規定 <46 条>庁の求めに応じ、 外国出願特許の書類等を 提出要。</p> <p>(7)<27 条 f>代理人につい て該当する場合は、本規 定の通知を意味する</p>	<p><33 条>新規性 <35 条>進歩性 <36 条>産業利用可能性</p> <p>(6)通知に対する応答規 定なし</p> <p>(7)<2 条>外国に居住す る自然人又は法人は、チ リにおける代理人を任 命しなければならない。</p>	<p><2 条>新規性・進歩性・ 産業利用可能性</p> <p>(6) 該当する規定は無い</p> <p>(7) 該当する規定は無い が実質的に代理人が必要</p>	<p><3 条>新規性・進歩性・ 産業利用可能性</p> <p>(6) 該当する規定は無い</p> <p>(7) 該当する規定は無い が実質的に代理人が必要</p>	<p><規 2>新規性・進歩性・ 産業利用可能性</p> <p>(6)<12 条> 当局は審査に必要な書 類を提出させることが できる</p> <p>(7)<規 6> GCC に加盟していない 国の住人は代理人を必 要とする</p>
<p>(8) この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。</p>	<p>秘密発明 <1401 条 ~ 1405 条> 国家機密に関わる法律 最重要事項、トップシー クレット、軍事機密</p>	<p><75 条> 国防上の利害に係わる 特許</p>	<p><77 条> 国家の危機若しくは安 全上の考慮を理由とし ての強制ライセンス</p>	<p><65 条>公共の利益、緊急 事態、国家安全に関する 理由が加盟国によって事 前に宣言された場合、強 制ライセンス対象</p>	<p><38 条> 国家のセキュリティ、人 間・動植物の生命に関わ るもの、道徳に関わる者 は、発明と認めない。</p>	<p><20 条> 重要な防衛、セキュリテ ィに関する判断した 場合は、内務省、防衛省 の判断を仰ぐ(90 日以内)</p>	<p><13 条 1> セキュリティ、公衆衛生 等は強制実施権の対象 となり得る</p>	<p><6 条 2> 防衛上の場合、審査が 受けられない</p>
<p>第 28 条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正</p> <p>(1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。</p> <p>(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の産業財産法関連令が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、指定国の産業財産法関連令の定めるところによる。</p> <p>(4) 補正書は、指定官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。</p>	<p>(1)~(3) <1378 条> 補正</p> <p>(4)補正に関しては規定 していないが、出願書 類、優先権関連書類の規 定からロシア語の翻訳 要</p>	<p>(1)~(3) <32 条> 出願人は、特許出願を一 層明瞭又は明確にする ため、審査請求時まで、 特許出願の補正をする ことができる。ただし、 補正は、出願書類によ って最初に開示した内容 を超えないことを条件。 (4)<16 条(4)>補正書と して限定はしていないが、 該当</p>	<p>(1)~(3) <55 条の 2> 要求又は出願人による 提出書類には、全体とし ての原出願を超える範 囲の材料又はクレーム を追加的に含ませるこ とは不可。自発的な補正 は、特許付与または拒絶 の決定が発せられるま での間に限り可 (4) 補正に関しては規定 していないが、<179 条> の規定を準用</p>	<p>(1)~(3) <34 条> 特許の出願人は手続き期 間中にいつでも出願の変 更を求めることができ る。変更は最初の出願に 記された公開内容に該当 する保護の拡大を意味す ることはできない。</p> <p>(4) 補正に関して規定し ていないが<8 条>の規定 を準用</p>	<p><規則 49> 出願人は、審査官が審査 報告書を発行するまで は自己の出願を部分的 に改めることができる。 ただし、発明の範囲又は 明細書に含まれている 開示が拡大されないこ とを条件とする。</p> <p>(4) 補正に関して規定し ていないが<規 7>の規定 を準用</p>	<p>(1)~(3) <18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以 前は発明の本質を逸脱 しない範囲で、補正でき る</p> <p>(4) 補正に関して規定し ていないが<29 条の 2A> の規定を準用</p>	<p>(1)~(3) <6 条 2> 出願公開された出願内 容は逸脱のない範囲で 補正できる。</p> <p>(4) 補正に関して規定し ていないが<9 条>の規定 を準用</p>	<p>(1)~(3) <規 5/4> もとの出願の内容を実 施的に変えない補正は 可能</p> <p>(4)補正についての翻訳 文の明確な規定はない が、アラビア語か英語 <PCT Application Guide></p>
<p>第 29 条 国際公開の効果</p> <p>(1) 指定国における出願人の権利の保護に関する限り、国際出願の国際公開の指定国における効果は、(2)から(4)までの規定に従うことを条件として、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の産業財産法関連令が定める効果と同一とする。</p> <p>(2) 指定国の産業財産法関連令は、当該指定国において産業財産法関連令に基づく公開に用いられる言語と異なる言語で国際公開が行われた場合に(1)に定める効果が次のいずれかの時からのみ生ずることを定めることができる。</p> <p>(i) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、産業財産法関連令の定めるところにより公表された時</p> <p>(ii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、</p>	<p><行政規則 29.2.7 条> ロシア語での出願が WIPO 国際事務局によ って既に公開されてい る場合を除き、ロシア連 邦民法第 4 部第 1385 条 第 1 項に従い、ロシア連 邦特許商標庁が出願の 審査開始日から 18 ヶ月 後に国際出願に関する 情報を公開すると規定 している。</p> <p>参考)</p>	<p>< PCT 出願に関する規 則 (128/97) 第 8 条> 国際出願日及び国際公 開日は、全ての目的に関 して、有効なブラジル出 願日及び国際公開日と して効果を有するもの とする。</p> <p>参考)</p>	<p>国際公開の効果が国内 公開の効果と同じであ ると考えられる。 (事務所回答)</p>	<p>国際出願の効果は、国内 公開と同一な位置づけ であるが、ペルーでは、第 三者に対抗するためには 国内段階における公開が 重要である。 (事務所回答)</p>	<p>PCT ガイドにも規定な し。</p>	<p>該当する規定は無い</p>	<p>該当する規定は無い</p>	<p>該当する規定は無い</p> <p>参考)</p>

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
産業財産法関連令の定めるところにより公衆の閲覧に供されることにより公衆が利用することができるようにされた時 (iii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国際出願に係る発明を許諾を得ないで現に実施しており又は実施すると予想される者に対し出願人によって送付された時 (iv) (i)及び(iii)に規定する措置の双方がとられた時又は(ii)及び(iii)に規定する措置の双方がとられた時 (3) 指定国の産業財産法関連令は、国際公開が出願人の請求により優先日から 18 ヶ月を経過する前に行われた場合に(1)に定める効果が優先日から 18 ヶ月を経過した時からのみ生ずることを定めることができる。 (4) 指定国の産業財産法関連令は、(1)に定める効果が第 21 条 [国際公開] の規定に従って公開された国際出願を当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁が受領した日からのみ生ずることを定めることができる。当該国内官庁は、その公報にその受領の日をできる限り速やかに掲載する。	国際出願に関するデータは、出願人の請求とデータの期間前公開のための公式賦課金の支払を条件に、既定期間満了前に公開されることができる。	出願公開がポルトガル語に翻訳されなければならないという要件は存在しない。他の特許協力条約公用語での国際公開が受理される。						国内法では出願公開 (18 ヶ月) を行っていない。
第 30 条 国際出願の秘密保持 (1) は比較の対象外 (2) (a) 国内官庁は、次の日のうち最も早い日前に、第三者に対し国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。 (i) 国際出願の国際公開の日 (ii) 第 20 条 [指定官庁への送達] の規定に従って送達される国際出願の受理の日 (iii) 第 22 条 [指定官庁に対する国際出願の写しと翻訳文の提出、手数料の支払] の規定に基づく国際出願の写しの受理の日 (b) (a) の規定は、国内官庁が自己が指定官庁とされた旨を第三者に通知すること又はその指定された事実を公表することを妨げるものではない。ただし、その通知又は公表には、受理官庁の名称、出願人の氏名又は名称、国際出願日、国際出願番号及び発明の名称以外の事項を含めることができない。 (c) (a) の規定は、指定官庁が司法当局に対し国際出願が知得されるようにすることを妨げるものではない。 (3) は比較の対象外	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2) <38 条> 係属中の特許出願及び添付物件は、公開の時まで秘密とされる。出願人の請求云々については産業財産法関連に該当規定はない	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2) <29 条の 2(5)> 国際公開日または指定国での受領日より以前に第三者が国際出願の内容にアクセスすることを拒絶する	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。 し	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。
第 2 章 第 31 条-第 39 条は比較の対象外								
第 40 条 国内審査及び他の処理の繰延べ (1) 締約国の選択が優先日から 19 ヶ月を経過する前に行われた場合には、第 23 条 [国内手続の繰延べ] の規定は、当該締約国については適用しないものとし、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁は、(2) の規定が適用される場合を除くほか、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の審査及び他の処理を開始してはならない。 (2) (1) の規定にかかわらず、選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の審査及び他の処	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) <1396 条 1> 国際出願において主張されている優先日から 31 ヶ月が満了する前に、又はこの満了の前の出願人の請求により、開始	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 国内出願の規定あり。 <33 条> 出願から 36 ヶ月以内の出願人による審査請求	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 審査請求制度なし	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) <44 条> 出願の公開から 6 ヶ月以内に、審査を請求しなければならない	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 方式審査後の公告による異議申立があれば、実体審査をする。	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 対応する国内規定はない	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 対応する国内規定はない	(1) 該当する規定は産業財産法関連法にはない (2) 対応する国内規定はない。付与前異議申立制度のため公告後 60 日以内に異議なければ付与

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
理をいつでも開始することができる。	する。							
第 41 条 選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正 (1) 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。選択官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。 (2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、選択国の産業財産法関連令が認める場合は、この限りでない。 (3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、選択国の産業財産法関連令の定めるところによる。 (4) 補正書は、選択官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。	<1378 条 1>出願の補正特許の付与又はこの出願に基づく特許の拒絶に関する決定の前に、クレームされている発明、実用新案又は意匠の本質を変更することなしに、発明に係る出願書類において補正又は説明を行う権利を有する。国際出願との関連規定はない (4)補正に関しては規定していないが、ロシア語の翻訳要	<32 条> 出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。 国際出願との関連規定はない。 (4)<規則 4.3.1>補正に限らず翻訳の提出	<55 条の 2> 要求又は出願人による提出書類には、全体としての原出願を超える範囲の材料又はクレームを追加的に含ませることは不可。自発的な補正は、特許付与または拒絶の決定が寄せられるまでの間に限り可 (4) 補正に関しては規定していないが、<179 条>の規定を準用	<34 条> 特許の出願人は手続き期間中にいつでも出願の変更を求めることができる。変更は最初の出願に記された公開内容に該当する保護の拡大を意味することはできない。 (4) 補正に関して規定していないが<8 条>の規定を準用	<規則 49> 出願人は、審査官が審査報告書を発行するまでは自己の出願を部分的に改めることができる。ただし、発明の範囲又は明細書に含まれている開示が拡大されないことを条件とする。 (4)補正に関して規定していないが<規 7>の規定を準用	<18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以前は発明の本質を逸脱しない範囲で、補正できる (4)補正に関して規定していないが<29 条の 2A>の規定を準用	<6 条 2> 出願公開された出願内容は逸脱のない範囲で補正できる。 (4) 翻訳文の提出規定なし	<規 5/4> もとの出願の内容を実施的に変えない補正は可能 (4) 翻訳文の提出規定なし
第 42 条 選択官庁における国内審査の結果 国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができる。(may の否定)	対応する国内規定はない。 行政規則 29.2.1 条第 1 項は、特許協力条約第 2 条に基づいて選択特許商標庁として表示された ROSPATENT が、特許協力条約、実施規則、行政規則及び WIPO が公表する対応規則に基づきこれらの職務を行い、特許協力条約が指定する場合、当該規則及び法律が使用できることを規定している。	PCT 出願に関する規則 (128/97) には規定されていない。 産業財産法 “第 34 条 - 審査が要求された場合には常に、以下の書類が 60 日以内に提出されなければならない。提出されない場合、出願が棚上げされる。 I - 優先クレームが存在する場合、異議、先行技術調査、及び他国での対応する出願の特許付与に関する審査結果 II - 出願の方法及び審査を正規のものとするのに必要な文書、及び III - 第 16 条第 5 項に規定される宣言によって差し替えられている場合、第 16 条第 2 項に言う適切な文書の簡単な翻訳文” 事務所の所見として、ブラジルの国内段階に入った場合、ブラジル産業財産法第 34 条第 1 項は特許協力条約出願に適用されていない。	実体審査を担当する審査官が通常、国内段階特許出願の審査を行うために、国際段階出願の国際予備審査報告で引用された情報及び文書を使用する。それにも関わらず、審査官が、発明特許の主題が特許付与可能であると審査官を納得されるものを要求しうる。従って、メキシコ工業所有権庁は、国際予備審査報告に記載されている場合でも、追加又は補足の情報又は文書の提出を要求し得る。(産業財産法第 55 条) (事務所回答)	他の選択官庁に情報提供を要求することができるが、参考として使用するのみで、ファイリングされない。(事務所回答)	PCT 出願マニュアルには国内段階は国内法に従うと規定 参考) 通常の出願では以下が適用されるが、この中で国際予備審査報告を要求していない。 <第 46 条> 外国で既に出願された特許の外国特許庁の既に行った調査及び審査の結果を、当該先の出願が特許付与されたか否かに拘わりなく、提出しなければならない。	対応する国内規定はない	対応する国内規定はない	対応する国内規定はない 参考) 調査報告および国際予備審査報告の利用 <34 条> (1) 調査報告及び審査報告の結論を適切に考慮に入れつつ、登録官が、本法に言う条件が満たされていないと判断する場合、登録官は書面で出願人に、通知日から 90 日以内に、その所見を提出するよう、該当する場合には出願を補正または分割するよう通知するものとする。登録官が必要であるとみなす場合、通知は数回にわたって行うことができる。
第 3 章 第 43 条-第 47 条 比較対象外								

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
第48条 遵守されなかつた期間 (1) この条約又は規則に定める期間が郵便業務の中断又は避けることのできない郵便物の亡失若しくは郵便の遅延によって遵守されなかつた場合において、規則に定める場合に該当し、かつ、規則に定める立証その他の条件が満たされているときは、期間は、遵守されたものとみなす。 (2) (a) 締約国は、期間が遵守されていないことが産業財産法関連令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする。 (b) 締約国は、期間が遵守されていないことが(a)の事由以外の事由による場合であっても、自国に関する限り、遅滞を許すことができる。	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし
49条 国際機関に対し業として手続をとる権能 弁護士、弁理士その他の者であつて当該国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際出願について、国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。	<1374条3> 代理人または代表者 (representative)	<216条> 代理人の役割	<181条> 代理人に限定していない。 しかしながら実質は、代理人	代理人についての役割の 規定なし	代理人についての役割の 規定なし	代理人、弁理士の規定なし	代理人、弁理士の規定なし	代理人、弁理士の規定なし
第4章-第7章 (第50条-第61条)は比較の対象外								
PCTの基本規定のため比較対象から除外 第8章 第62条-第63条 比較の対象外								
第64条 留保 (参考)	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	-	-	-	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	-
第65条-第69条 比較の対象外								

(4) 特許法条約 (PLT) との整合性

概要

特許法条約は、特許出願手続の国際的な制度調和と簡素化を図るための条約である。参考までに日本は加盟していない。特許法条約に特有な条項としては、欠落していた明細書、図面を補正した場合に、優先権を主張していない場合には、出願日が、補正した日にされる。手続期間に間に合わなかった時の救済規定が設けられている点がある。

整合性を調査するにあたって、特許法条約の条文すべてを対象とせず、重要項目と認識されている出願の認定要件、出願手続き等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済、代理人の義務付事項の緩和、紙出願の許容と電子出願、権利移転等の登録等⁶⁴を比較した。

現時点での PLT 加盟国であるロシア、バーレーン、オマーンの特許関連法と特許協力条約との整合性について、上記の観点の比較を行ったが、明らかに条約と不整合であると思われる規定等は発見されなかった。但し、国内の法律・規則等で規定では特許協力条約との整合性の観点から疑問がもたれる事項がある国もあったが、現地代理人より特許法条約の加盟国には条約を遵守する義務があるので、国内の運用において条約の規定を優先しているとのコメントを得た国もある。

なお、参考として、PLT 非加盟の調査対象国についても、対応する条文の有無を調べた。

⁶⁴ 特許庁 HP「特許法条約 (PLT) の採択について の、2. 採択された特許法条約」の主な内容から。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm (最終アクセス日: 2010年3月16日)

各国国内法と特許法条約 (PLT) との整合性 - カタールは GCC 特許庁に出願するため、比較から除外。 - 締結国以外は参考。(記号 : 該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。)

特許法条約の主な内容 (出典: 日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての2.より)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
	締結国 2005/12/15	-	-	-	-	-	締結国 2005/12/15	締結国 2007/10/16	-	-	-
2000年6月1日 外交会議において採択された特許法条約	民法典第 部 (2008年1月1日施行)	産業財産法 2001年2月14日 法律第 10.196 号 により改正された 1996年5月14日 法律第 9.279 号 (2001年2月14日施行)	産業財産法 補正・追補に関する 2005年12月6日 の法令により最終 改正された 1991年6月25日 の法律	2000年9月14日 調印のカルタヘナ 協定委員会決定第 486号 法令 1075号 等	産業財産法 No.19.996 によっ て改正された 1991年1月24日 法律 No 19.039	GCC 特許規則 1992年制定 1999年改正 2000年8月15日 施行	特許・実用新案 法 2006年法律第 14号により改正 された 2004年 法律第 1号 2006年法律第 6 号	産業財産法 2008年法律第 67 号	特許・意匠法 2001年法律第3号 により改正された 1962年法律第4 号(2001年1月14 日施行)(特許、実 用新案、意匠が含 まれる)	特許・集積回路の 回路配置、植物品 種及び工業意匠法 2004年7月17日 の国王命令第 M/27号	特許・意匠法 2006年連邦法第 31号によって改 正された 2002年 連邦法第 17号
(1)出願の認定条件 下記の3つの要素を官庁が受理した日を、出願日とする(5条1) (i) 出願であることの明示又は黙示の表示、 (ii) 出願人の同一性が確認できる又は官庁が出願人と連絡をとれる表示、 (iii) 明細書と外見上認められる部分 (1) 1:クレームがなくても出願日は付与される。 明細書であると外見上認められる部分(上記(iii))は、出願日の確保のためには、いかなる言語で記載されていても構わない(第5条(2))。 最初の提出時に欠落してしまった明細書の一部分又は図面をあとで補充することが可能。その際、出願日は補充した日が出願日となる。ただし、当該欠落部分が、優先権を主張している先の出願に含まれている場合には、出願日は、最初に出願日の認定要件が満たされた日となる(第5条(6))。 先に提出した出願の出願番号等を引用することによって、出願の明細書及び図面と置き換えることができる(第5条(7))。	出願時の提出書類: <1375条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には所在地と記載されている 願書はロシア語。他の書類は他の言語でも良いが、訳文を提出のこと。 <1374条2> 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない。しかしながら、条約に従うと思われる。 当該規定はないが、条約に従うと思われる。	出願時の提出書類: ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 ・出願手数料の納付証明書 <規 16.3.2>に(ii)を満たす事項が含まれている。 <規 4.3.1>ラテン語若しくは外国語で記載されている場合、出願人はそれら外国語で記載されたすべての書類について非公式の翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が 4.1 に規定する願書についてのものである場合は、出願人は対応する陳述書によってその翻訳文に代えることができる。 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない。	出願時の提出書類: <38,45,47条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には所在地と記載されている 願書若しくは申請書と共に提出される外国語の書類については適正なスペイン語翻訳文を添付すること。<規 5条 VII > 欠落部分の補充が認められているのは庁からの追加資料等の求めの場合で、図面の新規要素が付加した日が出願日となる。<規 31> 当該規定はない	主管中央官庁による特許出願の受取日が同出願日付と考えられる。 a)特許付与が申請されていることの表示。 b)出願人または出願人の身元に関するデータ、つまり主管中央官庁が同一人物と連絡を取ることができるようなデータ。 c) 発明の明細書。 d)記載することが適切であれば、発明に関する図。 e)定められた料金の納付証明書。 <33条> に合致している規定はない	出願時の提出書類: <43条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には、出願者・代理人の名前と住所記載要 あらゆる出願はスペイン語でなければならない。<規 15> 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない 当該規定はない	出願時の提出書類: <施 3条 1> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には、出願人・代理人の名前と住所<施 8条> 出願時に英語とアラビア語要<施 3条後半> 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない 当該規定はない	出願時の提出書類: <16条> ・明細書 ・図面(必要な場合) ・願書 願書には出願人・発明者の氏名・住所 出願言語は、英語とアラビア語(事務所回答) 欠落書類の補充に関する規定はない。PLTに準拠するものと思われる。 当該規定はない	出願時の提出書類: <5条> ・願書 ・明細書 ・図面(必要な場合) ・クレーム 出願日の認定は PLTの規定と同一<9条 1(a)> 出願日の目的のためには明細書は、どんな言語でも良い<9条 1(c)> 出願日の目的のためには明細書は、どんな言語でも良い<9条 1(c)> 欠落書類の補充に関する規定あり。補充された日が出願日となる<9条 2> 先に提出された出願の引用による明細書及び図面の置換<9条 1(b)>	出願時の提出書類: <16条> ・明細書 ・図面(必要な場合) ・願書 願書には出願人・発明者の氏名・住所 明細書には英語の要約とアラビア語の翻訳要 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない 当該規定はない	(1) 出願時の提出書類:<規 10条、11条> ・願書 ・明細書 ・図面(必要な場合) ・クレーム 願書には、出願人・発明者・代理人の名前と住所 出願日はすべての書類が規定を満たした日。アラビア語<規 8条> 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない 当該規定はない	(1) 出願時の提出書類:<規 5条> ・願書 ・明細書 ・図面(必要な場合) ・クレーム 願書には、出願人・代理人の名前 規則で定めている条件を満たして受理した日。アラビア語、英語の明細書要。 欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない 当該規定はない
(2)出願手続き等の簡素化及び容易化 出願に関する最大限の要件として、特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty; PCT) で規定されたものを準用。出願人は、PCT 出願手続における要件と異なる又は追加する要件を課されることはない(第6条(1))。 記載された事項、優先権の申立て、又は翻訳文に合理的な疑義がない限りは、出願人は、証拠、証明又は認証	追加すべき書類はない。 証拠、認証等を求めることはな	追加すべき書類はない。 証拠、認証等を求めることはな	追加すべき書類はない。 外国文書は必要な場合は認証を要	PCT の加盟国であるが、追加要件(第26条)を要求している。 h)遺伝資源・派生物関連の移転書の	追加すべき書類はない。 優先権証明書を必要とし、その翻	追加すべき書類はない 認証は要求されない<施 3条	追加すべき書類はない 規定されていない(要求されない)	追加すべき書類はない 認証は要求されない	追加すべき書類はない 優先権を主張する場合、クウェー	追加すべき書類はない 提出される書類は、原本又は権限	追加すべき書類はない 優先権を主張するためには、認証

特許法条約の主な内容（出典：日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての2.より）	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
<p>等を要求されることはない（第6条(6)）。</p> <p>要件を満たしていない場合は、必ず締約国の官庁からその旨が通知され、さらに通知後、要件を満たすため及び意見を述べるための機会を与えられる（第6条(7)）。</p> <p>モデルとなる願書等の様式が設定されたものについては、全ての締約国に対して同一の様式を用いて出願等の手続きが可能（第6条(2)、第20規則）。</p> <p>モデル願書様式の使用可能条項のため比較対象から除外</p> <p>パリ条約に基づく優先権書類の翻訳文は、要求する事が可能である（第6条(5)、第4規則(4)）。</p>	<p>い。</p> <p>通知と書類訂正の機会 <1384条 3,4></p> <p>特許性の認定に関わる場合に限って訳文の提出を要求<1382条></p>	<p>い。</p> <p>方式要件を満足していないときのみ補正が可能。</p> <p>優先権の主張は、明細書及び、場合に応じて、クレームと図面を含む該当の原出願国の書類を出願証書若しくはそれに相当する書類の非公式の翻訳文と共に提出して行う必要がある。<規 3.1></p>	<p>求める。<規 5 条 IX ></p> <p>追加加資料を求めた脱漏の補完を求める<50条></p> <p>優先権の要件 出願日から3ヶ月以内に原出願国で提出された出願の写し及び、該当する場合はその翻訳文を提出すること<規 36></p>	<p>コピー、i)伝統的知識から得られた。開発された場合の先知識の使用ライセンス等</p> <p>要求規定はない</p> <p>方式審査の結果の通知と応答<39条></p> <p>優先権書類の翻訳の規定はない</p>	<p>訳を出願日から90日以内に提出しなければならない<規 60></p> <p>当局は、手続中は補正または分割を決定できる。<規 50></p> <p>優先権証明書の翻訳を出願日から90日以内に提出しなければならない<規 60></p>	<p>2 ;3,5></p> <p>方式要件を満たしていないとき、3ヶ月以内の書類訂正の機会あり<施 16,17条></p> <p>英語とアラビア語要<施 3条後半></p>	<p>（事務所回答）</p> <p>要件を満たさないとき、出願から30日以内に補正、追加資料を出願人に請求する。<19条></p> <p>英語に翻訳された優先権証明のコピーが要求され、出願から4ヶ月以内である。</p>	<p>要件を満たさないとき、補正を求め<9条 1(d)></p> <p>要求されることはない。（事務所回答）</p>	<p>ト領事が認証した優先権主張の基礎出願の認証謄本1通でアラビア語の翻訳要</p> <p>要件を満たさないとき、補正を30日以内に提出要。<19条></p> <p>優先権番号、優先日、出願人・発明者のデータは翻訳が必要。（事務所回答）</p>	<p>ある当局により認証されたものでなければならない。<規 9条></p> <p>方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から90日以内に、これらを満たすよう求められる<規 34条></p> <p>所定の猶予期間内(3ヶ月)に先の出願の認証謄本及びその翻訳文を提出しない場合は、その優先権は失効<29条 5></p>	<p>された優先権の出願書類の英訳提出要。委任状は認証要。</p> <p>方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から90日以内に、これらを満たすよう求められる<規 10条></p> <p>要求されることはない。（事務所回答）</p>
<p>(3)手続期間に間に合わなかった場合の救済</p> <p>官庁によって設定された期間（いわゆる指定期間）に間に合わなかった場合、その期間を延長させるか（3）期間満了後においても当該処理を継続させるようにすること（4）が可能（第11条）。この選択は締約国による。</p> <p>3：期間の延長は、(i)期間満了前、又は(ii)期間満了後一定期間内の申請により（i）及び(ii)は締約国の選択）期間満了時点から少なくとも2ヶ月間認められる。</p> <p>4：期間満了後の処理の継続は、期間満了後の申請により、官庁による通知後少なくとも2ヶ月認められる。期間満了後の処理の継続は、上記(ii)の期間延長を認めない締約国においては、必ず認められる。</p> <p>ただし、下記の手続期間（5）については、第三者との利益とのバランスを考慮し、締約国は救済を規定しなくてもよい（第12規則）</p> <p>5：(i)すでに期間の救済が適用された期間に対するそれ以上の救済</p> <p>(ii) 期間の救済のための申請書を提出する期間に対する救済</p> <p>(iii) 特許料の支払いのための期間に対する救済</p> <p>(iv) 優先権回復等のための期間に対する救済</p> <p>(v) 審判のための期間に対する救済</p> <p>(vi) 当事者系手続きのための期間に対する救済</p> <p>状況により求められる妥当な注意(due care)を払ったか又は故意ではなかった（unintentional）にもかかわらず（この選択は締約国による）期間が満たせずに権利が失われてしまった場合、その権利は回復される（第12条）（6）。</p> <p>6：権利が回復される期間は、期間満了から12ヶ月、又は期間を満たせなかった原因が取り除かれた日から2ヶ月のうち、どちらか早く満了する方に限定される。ただし、特許料の支払いに関しては、パリ条約第5条の2に基づく猶予期間（少なくとも6ヶ月）の満了から12ヶ月、又は期間を満たせなかった原因が取り除かれた日から2ヶ月のうち、どちらか早く満了する方である。</p>	<p>条約上の優先権を求めると出願が定められた期間に出なかった場合は2ヶ月を超えない範囲で延長可<1382条 1></p> <p>出願書類の要件を満たさない場合の応答期間延長。10ヶ月を超えない範囲<1384条 4,1386条 5></p> <p>規定なし</p> <p>条約の規定に従うと思われる。</p>	<p>救済規定なし</p> <p><87条></p> <p>特許出願又は特許は、出願人又は特許所有者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから3ヶ月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。</p>	<p>下記の場合で期間内に応答しなかった場合、請求の有無に拘らず2ヶ月の追加期間を与えられる。<58条></p> <p>・発明の単一性を満たさず、分割出願を要請された</p> <p>・追加加資料を求めた脱漏の補完を求めると場合</p> <p>・外国特許庁によってなされた調査若しくは審査に関するものを含め必要と考えられる追加的又は補充的な情報又は書類を求められた場合</p> <p>規定なし</p>	<p>方式審査への応答期間の延長は1回のみ<39条></p> <p>異議申立主張期間の延長60日<42条></p> <p>抗弁の期間の追加延長60日<43条></p> <p>拒絶理由通知への応答期間の30日延長<45条></p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>方式審査への応答期間は40日。応答しなかった場合は放棄とみなされるが、みなされた日から120日以内に当該出願の回復を、優先日を喪失することなしに請求することができる。<45条></p>	<p>救済規定なし</p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>規定なし</p>	<p>救済規定なし</p> <p>なし</p>

特許法条約の主な内容（出典：日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての2.より）	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
<p>ただし、下記の手続期間（7）については、第三者との利益とのバランスを考慮し、締約国は救済を規定しなくてもよい（第13規則）</p> <p>7：(i) 審判に関する期間 (ii) 期間の救済のための申請書を提出する期間 (iii) 優先権回復等のための期間に対する救済 (iv) 当事者系手続きのための期間</p> <p>優先権関連の救済（第13条） (i) 優先権主張の訂正や追加が可能（第13条(1)；PCT第26規則の2に準じた内容） (ii) 後の出願の提出が、状況により求められる妥当な注意を払った又は故意でなかったにもかかわらず（この選択は締約国による）優先権期間（12ヶ月）に間に合わなかった場合、優先権の主張は回復される（第13条(2)） (iii) 優先権証明書（先の出願の写し）が提出できず優先権が失われてしまった場合であって、原因が出願人の瑕疵によるものでない場合、優先権の主張は回復される（第13条(3)）</p>	<p>(i)なし。条約に従うものと思われる。 (ii) 出願人の関与しない事情による出願の提出が出来なかった場合は2ヶ月を超えない範囲で延長可<1382条1> (iii)優先日(最初の出願)から16ヶ月以内に証明書の写し提出要。期間内に出来なかった場合の延長規定あり<1382条3></p>	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし。条約に従うと思われる。	優先権関連の救済規定なし。条約に従うと思われる。	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし
(4)代理人の義務付事項の緩和（第7条(2)）	<第1247条1>	x <216条>	x <183条>	x 規定されていないが、代理人要	x <2条>	<5条>	規定されていない。	<95条1>	x 規定されていないが、代理人要	x 国外の者は代理人要<規則8(3)>	x 規定されていないが、代理人要
(5)紙出願の許容と電子出願 <p>外交会議終了から5年後、すなわち2005年6月2日以降は、出願日の目的のための出願の提出、及び期間を満たすための書類の提出を除いて、締約国は紙による提出を排除することが可能。ただし、その期日までは紙による提出を認めなければならない（第8規則(1)）。</p> <p>さらに、大容量出願（いわゆるメガ出願）の取り扱いを考慮し、上記の移行期間にかかわらず、紙による提出がその性質又は容量から適当でない場合には、締約国は紙以外の手段によって提出することを要求することが可能（第8規則(1)）。</p>	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	紙出願	
(6)権利移転等の登録 <p>移転登録にかかる申請は、旧権利者又は新権利者のいずれか一方の者による申請（単独申請）が可能。ただし、締約国の官庁は、契約に関する情報、及び申請を裏付ける書類を申請に添付することを要求できる（第16規則、第17規則）。実施権（ライセンス）の登録申請も同じ取り扱い。</p>	移転登録 <1357条2> 権利移転・ライセンスの登録 <1369条> 契約および国と登録簿変更申請	移転登録 <58条,59条> ライセンスも登録要<62条> 移転元、移転先所有者の法的代理人の署名と公証が必要（事務所コメント）	権利の譲渡を第三者に対抗するには、それを工業所有権庁に登録しなければならない <62条>	当事者はだれでも移転の登録を求めることができる。 <56条> 特許を使用するためのライセンスは、すべて主管中央官庁に登録されなければならない。登録を怠ると同ライセンスは第三者に対してその効力を持たない。登録に際して、ライセンスは文書で記録されなければならない。当事者はだれでもライセンスの登録を求めることができる。 <57条>	特許権者は、権利譲渡又は移転を有する。 <規63>移転・ライセンスは登録簿に記録される <規64>	譲渡・移転できる。登録簿の明示的規定はないが、記録される。 <23条1> ライセンス。両当事者が署名し、いずれかの国の公的機関の認証を必要とする。 <17条1>	譲渡・移転できる。登録簿に記録される。 <22条> 法的証拠要（事務所コメント）	譲渡・移転できる。登録簿に記載される。 <4条1> 権者の変更は、書面で行われ、関係者の請求によって記録される。 <94条1>	譲渡・移転できる。登録簿に記載要 <27条> 領事館の認証要（事務所コメント）	権利は、相続により、また有償又は無償で移転することができ <5条1> 所有権が変更又は移転した保護出願及び保護書類の一覧 <規4条、7条3>、 公証、領事館認証要（事務所コメント）	権利は譲渡でき。契約者による書面が必要で公証人による認証が必要。登録簿に記載される <18条>

* 特許法条約（PLT）の採択について の、2. 採択された特許法条約の主な内容をベースとして比較。http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm（最終アクセス日：2010年3月25日）

(5) 商標法条約 (TLT) との整合性

商標法条約 (Trademark Law Treaty, TLT) は、商標出願手続の国際的な制度調和と簡素化を図るための条約であり、各国法律、規則との整合性を調査するにあたって、主な内容である一出願多区分制度の採用、多件一通方式の採用、願書・各種申請書の記載事項及び各種証明書提出の簡素化、更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの禁止、意見を述べる機会を与えない手続の却下の禁止、手続補完による出願日の認定制度の採用等についての比較を行った。

今回の調査対象国の中で、商標法条約に加盟している国は、ペルー、バーレーン、オマーンのみである。整合性を見るにあたって、当該国の法律、規則に規定していない場合で、現地代理人事務所から条約に従うという旨の回答を得た場合にはその旨を記入した。

参考として、3カ国以外の条約未加盟国についても比較表に記載した。

調査の結果、対象国の法律で明らかに TLT と整合しない規定は、対象国では、ほぼ問題が発見されなかった。

しかしながら、バーレーンの現地事務所からの情報によれば、以下の書類の提出が要求されているようであり、出願におけるその他の要件の禁止 (第3条7項) と整合しない運用が行われているようである。

- 提出書類 :
- a) 優先権が請求される場合、優先権文書の認証謄本
 - b) 標章の対応する国内登録又は外国登録の認証謄本
 - c) 出願人の定款
 - d) 会社登記官が発行した証書
 - e) 出願人の商業登記抄本
 - f) 商工会議所が発行した証書

各国国内法と商標法条約(TLT)との比較

(記号 : 該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。)

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
発効区分(ハイフン: 参考として比較)	-	-	-	In Force 2009/11/6	-	In Force 2007/3/18	-	In Force 2007/10/16	-	-	-
適用法律・規定	ロシア民法典 第 部	2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号によ り改正された 1996 年 5 月 14 日法律第 9.279 号 (産業財産法)	産業財産法の 補正・追補に関 する 2005 年 12 月 6 日の法令に より最終改正 された 1991 年 6 月 25 日の法 律	カルタヘナ協 定委員会決定 486 (A**条) 法令 1075 (L**条)	No.19.996 によ って改正され た法律 No 19.039 (産業財産法) No.20.160 によ って改正され た法律 No.19.039 (2007 年)	2006 年法律第 11 号(商標法)	2001 年法律第 1 号(商標法)	2008 年法律第 67 号 (産業財産法)	商標・商号・地 理的表示とひ な型・産業意匠 に関する 2002 年法律第 9 号	2002 年 8 月 7 日国王命令第 M/21 号によ る商標法 商標規則 2002	2002 年連邦法 第 8 号によ って改正された 商標に係る 1992 年連邦法 第 37 号(商標 法)
(1)出願(3条) 願書に記載し又は添付するもの及び料金 (a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一 部を記載し又は添付するよう要求することが できる。 (i) 登録の申請 (ii) 出願人の氏名又は名称及び住所 (iii) 出願人がいずれかの国の国民である場合 には当該国の名称、出願人がいずれかの国に 住所を有する場合には当該国の名称及び出願 人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又 は商業上の営業所を有する場合には当該国の 名称 (iv) 出願人が法人である場合には、当該法人 の法的性質並びにその法令に基づいて当該法 人が設立された国の名称及び該当するときは 当該国の地域であってその法令に基づいて当 該法人が設立されたものの名称 (v) 出願人が代理人を有する場合には、当該 代理人の氏名又は名称及び住所 (vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のため のあて先を要求する場合には、当該あて先 (vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願 に基づく優先権を主張する場合には、当該先 の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て 並びにパリ条約第 4 条の規定に従って要求 されるときは当該優先権の申立てを裏付ける 表示及び証拠 (viii) 博覧会において商品又はサービスを展 示したことによって生じている保護について の利益を出願人が主張する場合において、自 国の法令が要求するときは、その旨の申立て 及びこれを裏付ける表示 (ix) 自国の官庁が標準とする文字(数字を含 む)を指定する場合において、出願人が標準文 字で標章が登録され及び公告されることを希 望するときは、その旨の陳述 (x) 出願人が標章の識別性のある特徴として 色彩を主張する場合には、その旨の陳述並び に主張される色彩の名称及び各色彩について 標章のうち当該色彩である主要部分の表示 (xi) 標章が立体標章である場合には、その旨 の陳述 (xii) 標章の 1 通又は 2 通以上の複製 (xiii) 標章の全部又は一部の音訳 (xiv) 標章の全部又は一部の翻訳 (xv) ニース分類の類に従って類別された登 録を求める商品又はサービスの名称(類別さ れた商品又はサービスの各群の前には当該群 が属する同分類の類の番号を付するものと し、同分類の類の番号の順序で各群を表示す る) (xvi) 署名に規定する者による署名	(a) ・標識の商標と しての登録を 求める願書で あって出願人 の名称及び出 願人の所在地 又は居所を記 載したもの ・請求する標識 ・商標登録出願 の対象とする 商品の一覧で あって、標章の 登録のための 商品及びサー ビスの国際分 類に基づいて 分類されたもの ・請求する標識 の説明 <1492 条> (vii)優先権主 張 商標出願時に 又は出願日か ら 2 ヶ月以内 に、その旨の陳 述を行い、かつ、 当該請求を 裏付けるのに 必要な書類を 提出し、又は知 的所有権に関 する連邦行政 当局への出願 日から 3 ヶ月以 内にかかる書 類を提出しな ければなら ない。<1495 条 3> (viii)博覧会の 商標の優先権 主張; 同上 (xv) ニース分類	<規 2> (a)出願人又は その代理人が 署名したもの ・有効な委任状 ・法的な代表の 完全な名前と 住所 ・正式に認可さ れた登録申請 の代表の署名、 商標とその分 類、 ・商標が図形、 あるいは、ミッ クスである場 合のラベル ・申請に関する 手数料の支払 い証明書 (vii) 優先権の 主張は出願時。 出願番号及び 出願日を記載 した適切な書 類、並びに出 願又は登録の 写しによって証 明しなければ ならない。前記 の写しには、自 由翻訳文を添 付するものと し、その内容に ついては、出願 人が全面的に 責任を負うも のとする。出願 時に証明をし なかった場合 は、出願から 4 ヶ月以内に証 明をしなければ ならない <127 条> (xv)商品分類及 びサービス分 類に従って、1 つの類及びか かる類の最大 3 つの商品/サ ービスの略号	(a)申請項目 1)出願人の名 称、国籍及び住 所 2)商標を構成 する識別性あ る標識 3)標章が最初 に使用された 日または未使 用 4)使用される 商品若しくは サービス 分かる場合に は、登録を求め る商品若しく はサービスが 属している類 の番号 ・当該商標が関 係する事業所 又は企業の所 在地 <113 条、規 56> (vii)優先権主 張 <118 条 1> (xi) 商標を構 成する識別性 ある標識。・・・ 立体のものか、 それらの混在 的なものかを 明示<113 条 2> (xv) ニース分類 (xvii)署名 <181 条、規 56>	(a) (i) ~ (vi) ・商標登録の申 請 ・出願人の氏名 と住所。 ・出願人の国籍 と本籍。出願人 が法人である 場合、その設立 地 ・出願人の法定 代理人の氏名 と住所。 ・商標が文字、 形、色を持たな い全くの名称 的な商標であ る場合、登録が 望まれている 商標の表示 ・商標登録が出 願されている 商品またはサ ービスの明白 な表示。 ・商品またはサ ービスの種類 の表示 ・出願人または その法定代理 人の署名<51 条> (vii)優先権主張 6 ヶ月以内に出 願要。 <第 10 条> (viii) <141 条> 展示会の規定 (xi)立体商標の 場合、グラフィ カルな説明 <L52> (xv)ニース分 類 <151 条> (ix)(x)規定はな いが、条約に準 ずると思われ る。	(a) ・出願人の完全 名称、国家登録 番号(あれば)、 職業若しくは 事業の種類及 び住所若しく は居所、及び代 理人若しくは 代表者(あれば) の対応する情 報 ・登録を求める 商標の明確な 説明。よく知ら れた外国語表 現で構成され ている商標に ついては、スペ イン語の翻訳 文が添付され なければなら ない。 ・当該商標の下 に提供する製 品若しくはサ ービスのリス ト及びそれら が該当する国 際分類の 1 若 しくは複数のク ラス。何らかの 商業上又は産 業上の施設に 関して商標の 登録出願を行 う場合は、対象 となる製品及 びそれらが属 するクラス、並 びに当該商標 登録によって 当該施設の識 別性を確保し ようとする 1 若 しくは複数の 地域を明示し なければなら ない。並びに ・出願日、及び 出願人若しく	(a) (i) ~ (vii) 出願される商 標(図柄標章又 は色彩標章の 場合、明瞭な印 刷物と共に) (xii) -出願で請求さ れる商品/サ ービスの分類 及び仕様の一 覧 (xv) -氏名、住所及 び国籍を含む 出願人の完全 な詳細 -優先権が請求 される場合、出 願番号、出願日 及び出願国を 含む対応する 先行出願の詳 細 -代理人の事務 の完全な詳細 さらに、出願請 求書は以下の 文書を添付し なければなら ない。 -簡単な署名入 り委任状。公証 及び/又は法的 に正当と認め られることは 必要ではない。 -以下の文書の いずれか 1 通 a) 優先権が請 求されている 場合、優先権文 書の認証謄本 b) 標章の対応 する国内登録 又は外国登録 の認証謄本 c) 出願人の会社 の定款	(a) (i) ~ (vii) 出願される商 標(図柄標章又 は色彩標章の 場合、明瞭な印 刷物と共に) (xii) -出願で請求さ れる商品/サ ービスの分類 及び仕様の一 覧 (xv) -氏名、住所及 び国籍を含む 出願人の完全 な詳細 -優先権が請求 される場合、出 願番号、出願日 及び出願国を 含む対応する 先行出願の詳 細 -代理人の事務 の完全な詳細 さらに、出願請 求書は以下の 文書を添付し なければなら ない。 -簡単な署名入 り委任状。公証 及び/又は法的 に正当と認め られることは 必要ではない。 -以下の文書の いずれか 1 通 a) 優先権が請 求されている 場合、優先権文 書の認証謄本 b) 標章の対応 する国内登録 又は外国登録 の認証謄本 c) 出願人の会社 の定款	(a) (i) 登録の申請 (xii) 標章のコ ピー ・商品・役務の リスト(区分~ ・出願料 <37 条 1(a)> <規 45> (ii)(iii)(iv)(v)(v i) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (vii) パリ条約 による優先権 主張申立。当局 は優先権の当 該コピーを要 求出来る<37 条 2(a)> (xiii)(ix) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (x) 識別性のある 特徴としての 色彩の宣言 書 <37 条 1(c)> (xi) 立体商標 <37 条 1(d)> (xiii)(xiv) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (xv) ニース分類 による商品・役 務のリスト <37 条 1(a)> (xvi) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる	(a) 商標法には 規定されてい ない (vii) 優先権主 張の申立<9 条 i> (viii) 博覧会展 示商品・役務に 関する標章は 仮保護対象。 (xi) 立体商標 <6 条> (xv) ニース分 類	(a) ・登録を求める 商標の表示 ・出願人の名、 姓、宛先、国 籍及び(有す る場合は) 商 号。出願人が法 人である場合 は、その名称、 本社の宛先及 び国籍を記載 ・代理人が出願 を行う場合は、 その名、姓及 び宛先を記載 ・登録を求める 商標の説明 ・商標の登録を 求める商品又 はサービスと その区分 (6) 署名 <規 2 条> (vii) 優先権主 張の申立。当該 出願国の管轄 当局及びサウ ジ外務省を含 む認証機関に より適正に認 証された当該 先の出願の写 しを提出<規 5 条> (viii) 博覧会の 場合の仮保護 博覧会の開会 の少なくとも 1 ヶ月前に商業 省商標局に通 知しなければならない<規 32 条> (xi) 立体商標 制度なし (xii) 標章の複 製 10 葉<規 3 条 1> (xiii) 音訳 (xiv) 翻訳	以下、<規 5> 1. 出願者の名 前と姓、肩書 、職業、該当す る場合、商号。 出願者が企業 の場合は、企業 の商号、住所、法 人形態、及び、 企業設立の目 的も含める 2. 出願者の国 籍、居住地、及 び、業種 3. 登録を求め る標章 4. 標章の登録 の請求に係わ る商品、製品、 又は、役務の一 覧、及び、その 分類の番号 5. 商品、製品、 又は、役務の識 別のために標 章が使用され ている、又は、 使用が意図さ れている事業 所又は事業の 場所 6. 該当する場 合、登録に係わ る通信文、又 は、書類が送付 されるべき UAE 内の選ば れた住所 7. 出願者又は その代理人の 署名。出願者が 企業や法人で ある場合、正式 代表者の署名 が必要とされ る。 以下、<規 7> 1. 出願者の名 前と姓、肩書 き、職業、該当 する場合、商

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
<p>(xvii) 自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書</p> <p>(b) 出願人は、(a)(xvii)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。</p> <p>(以上3条1)</p>	<p>(xvii) 使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>を示す<規 2.2> (xvi) 出願人又はその代理人の署名<規 4.9> (xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>(xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>(xvi)<139条 h> 出願人または代理人の署名 (ix)(x)(xii)(xiii) (xiv)規定はないが、条約に準ずると思われる (xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>は代理人の署名 <規 9> (vii)<規 68> (x)<規 25> (xiv)上記(a) (xv) 上記(a) ニース分類 (xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>d) 会社登記官が発行した証書 e) 出願人の商業登記抄本 f) 商工会議所が発行した証書 前述の c、d、e 又は f に言う文書はアラブ領事館で法的に正当と認められなければならない。英語以外の文書の場合、その英語翻訳文が提出されなければならない。 <8条> (viii) 博覧会 <49条> (ix)(xi)(xiii)(xvi) 規定ないが、条約に準ずると思われる。 (xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b)使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>(xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>(xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>(xvii)使用意思宣言制度なし</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p><規 4条> (xv) ニース分類。出願書類に記載<規 2条 5> (xvi) 出願人又はその代理人の署名<規 2条 6> (xvii)使用意思宣言制度はない</p> <p>(b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>	<p>号。出願者が企業の場合、企業の商号、住所、法人形態、及び、企業設立の目的も含めるものとする。 2. 出願者の国籍、居住地、及び、業種 3. 登録を求める標章 4. 標章の登録の請求に係わる商品、製品、又は、役務の一覧、及び、その分類の番号 5. 商品、製品、又は、役務の識別のために標章が使用されている、又は、使用が意図されている事業所又は事業の場所 6. 該当する場合、登録に係わる通信文、又は、書類が送付されるべき UAE 内の選ばれた住所 7. 出願者又はその代理人の署名。出願者が企業や法人である場合、正式代表者の署名が必要とされる。 (xv)ニース分類<2条> (b) 使用意思宣言制度ないため対象外</p>
<p>2 以上の類に属する商品又はサービスに係る単一出願(一出願多区分・多件一通方式) 2 以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の 1 の類に属するか 2 以上の類に属するかにかかわらず、1 の願書で行うことができる。 (3条5)</p>	<p>一出願多区分制度。<1492条 2, 3.3></p>	<p>× 多区分制度なし</p>	<p>× 多区分制度なし</p>	<p>多区分制度<L50> 多件一通出願制度について規定はないが、条約に準ずると思われる。</p>	<p>一出願多区分制度。</p>	<p>一出願多区分制度。<9条 2> 多件一通出願制度あり<10条></p>	<p>一出願多区分制度<67条>れる。</p>	<p>一出願多区分制度<37条 1(a)> 多件一通出願制度について規定はないが、条約に準ずると思われる。</p>	<p>一出願多区分制度なし<9条、1条> 多件一通出願制度あり<9条></p>	<p>多区分制度なし<6条> 多件一通出願制度あり<7条></p>	<p>多区分制度なし<8条> 多件一通出願制度あり<9条></p>
<p>[実際の使用](3条6) 締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)(xvii)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。) 自国の官庁に提出するよう要求することができる。 ・標章の実際の使用に関する証拠の提出のための期間 に規定する期間は、願書が提出された締約国</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし (必須事項ではない)</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし (必須事項ではない)</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度はない (必須事項ではない)</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>	<p>使用意思宣言制度なし</p>

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
の官庁が実際の使用を条件として標章を登録する旨の決定を行った日から起算して6ヶ月以上とする。出願人又は名義人は、当該締約国の法令で定める要件に従うことを条件として、当該期間の延長を求める権利を有する。この場合において、各延長期間は、6ヶ月以上とし、延長期間の合計は、2年6ヶ月までとする。(規則3.6)											
<p>その他の要件の禁止(3条7)</p> <p>いかなる締約国も、出願に関し、定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。</p> <p>(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。</p> <p>(ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。</p> <p>(iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。</p> <p>(iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約の締約国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人が同条約第6条の5の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。</p>	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし (事務所回答)	その他の要件なし	補助文書の要件は特別要件とみなすことができる。出願は以下の文書のいずれか1通によって補助されなければならない。 a)優先権が請求される場合、優先権文書の認証謄本 b)標章の対応する国内登録又は外国登録の認証謄本 c)出願人の定款 d)会社登記官が発行した証書 e)出願人の商業登記抄本 f)商工会議所が発行した証書 (事務所回答)	下記 <規則7> 外国語が、登録する標章にある場合、登録官は、アラビア語に翻訳し、その外国語の音読を要求する。 <規則29> 出願に伴うものはすべてアラビア語に翻訳すること	その他の要件なし	下記 ・委任状 ・出願会社の登記抄本または相当書類 ・出願会社名、国籍、住所、業とする内容等 ・商標分類 ・商標のコピー5部 ・優先権証明のコピー	その他の要件なし	その他の要件なし
<p>(2)出願日(5条)</p> <p>【許容される要件】</p> <p>(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第3条(3)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。</p> <p>(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示</p> <p>(ii) 出願人を特定することができる表示</p> <p>(iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に郵便によって連絡するのに足りる表示</p> <p>(iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な複製 1通</p> <p>(v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表</p> <p>(vi) 第3条(1)の(a)(xvii)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(xvii)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。これらの宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、当該締約国の法令が要求するときは、出願人自身が署名することを要する。</p> <p>(b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)までに規定するものであって第3条(3)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。</p>	<p>(出願日): 下記のもの書類がすべて整った日 ・標識の商標としての登録を求める願書であって出願人の名称及び出願人の所在地又は居所が記載したもの ・請求する標識 ・商標登録出願の対象とする商品の一覧であって、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に基づいて分類されたもの <1492条8></p>	<p>(出願日): 下記書類の受領日が出願日<規3.4> ポルトガル語による願書で、出願人又はその代理人が署名したもの ・有効な委任状 ・法的な代表の完全な名前と住所 ・正式に認可された登録申請の代表の署名、商標とその分類 ・商標が図形、あるいは、ミックスである場合のラベル ・最新の商品分類及びサービス分類に従って、1つの類及びかかる類の最大3つの商品/サービスの略号を示す<規2.2></p>	<p>(出願日): 出願時において第113条(I)、(II)及び(IV)、第114条、第179条並びに第180条の要件(署名・翻訳・上記113条参照)が満たされている場合、その日が出願日となる。<121条></p>	<p>(出願日): 出願日は当局で下記のものを受領された時である。 <L52> (i)標章登録を求める明示 (ii)(iii)当局と連絡が取れる人、又は、出願人または請求人の識別情報 (iv)登録を求める標章または複製 (v)登録を求める商品又は役務の明白な言及 ・料金の支払証拠 (vi)対象外 (b)明確な規定がないが、条約に準ずると思われる。</p>	<p>(出願日): 上記(1)(a)が充たされた場合 <規9></p>	<p>(出願日): 出願要件を全て満たした出願提出日。 (事務所回答)</p> <p>詳細な規定がないが、条約に準ずると思われる。</p>	規定なし	<p>(出願日): 出願の記録及び出願日</p> <p>登録官は以下の要素全てが書式第13号によりアラビア語で受領された日を出願日とみなすものとする。 (1) 標章の登録が求められている旨の明示又は黙示の表示 (2) 出願人の身元が確定されることを可能にする表示 (3) 郵便で出願人又はその代理人(いる場合)に連絡するのに十分な表示 (4) 登録が求められている標章の十分に明確な複製</p>	<p>(出願日) 出願を受領し、出願費用支払った日 (事務所回答)</p>	<p>(出願日): (a) 出願日認定の規定は商標法・規則にもないしたがって登録出願をした日と推定される。</p>	<p>(出願日): (a) 出願日認定の規定は、商標法、商標法規則に規定されていない。したがって登録出願をした日と推定される。</p>

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
(以上5条1)		(vi)当該制度なし						(5) 登録が求められている商品及び/又はサービスの一覧 (6) 登録官は書面で出願人に出願番号及び出願日を通知するものとする。 <規 49> (b)明確な規定はないが、条約に準ずると思われる。			
その他の要件の禁止(5条4) いかなる締約国も、出願日に関し、及び料金支払いまで出願日認定しない要件以外の要件を満たすよう要求することができない。	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし ・料金の支払証拠は出願日認定の条件 <L52>	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし
【要件を満たしていない場合の手続】 出願が官庁による願書の受理の時に第5条の(1)(a)又は(2)(a)の要件を満たしていない場合には、当該官庁は、出願人に対し、当該要件を満たすよう直ちに求める。この場合において、当該要件を満たすべき期間については、その求めにおいて指定する。当該期間は、出願人の住所が関係締約国の領域内にある場合には当該求めの日から1ヶ月以上とし、当該締約国の領域外にある場合には2ヶ月以上とする。(規則5.1)	審査中、知的所有権に関する連邦行政当局は、それができないと審査が不可能な補足資料を出願人に要求することができる。<10条4>	抹消又は誤記により新しい願書が求められる場合、出願人は新しい願書に元の願書を添付して、出願の日付と時間を示す。<規5.3>	要件を満たしていない場合の受理手続なし	方式審査において、要件を満たさない場合、当局はその誤りを60日以内に訂正するよう通知する。<L66>	要件を満たしていない場合の受理手続なし	要件を満たしていない場合の受理手続なしが、条約に準ずると思われる。	登録官が、標章受諾の方向と判断している際、登録官の通知から30日以内に回答しなければならない(事務所回答)	要件を満たしていない場合の受理手続なしが、条約に準ずると思われる。	出願受理に関して要件を満たしていない場合の通知と補正<11条>	出願受理に関して要件を満たしていない場合の規定は商標法・規則にない	出願受理に関して要件を満たしていない場合の規定は商標法・規則にない。
補完の場合の出願日(手続補完による出願日の移動) 出願人が要件を満たしていない場合の手続に規定する求めにおいて指定された期間内に、当該求めに応じ及び必要な特別の料金を支払う場合には、出願日は、第5条(1)(a)に規定するすべての必要なものが官庁によって受理され及び、該当するときは、同条(2)(a)に規定する必要な料金が当該官庁に支払われた日とする。(規則5.2)	手続補完による出願日の移動はない 補足資料が出願日において出願に言及された商品の一覧を包含し、又は出願を著しく変更する場合は、当該補足資料を受理してはならず、出願人は、これを別個の出願により提出することができる <1497条2>	手続補完による出願日の移動はない<規3.4>	出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内にそれらが補正された日が出願日とみなされる。<121条>	<L52条> 下記が整った時 a) 登録申請 b) 当局から通知できる出願人または代理人 c) 登録すべき標章 d) 標章の区分 e) 費用支払証拠 要件を満たしていない場合は60日以内に回答する。その場合、要件を満たした日を出願日とする。 手続補完による出願日の移動の規定はないが、条約に準ずると思われる。	手続補完の規定なし	手続補完の規定はないが、条約に準ずると思われる。	規定なし	<規47> 登録前ならば、いつでも申請内容の補正をすることができる。 出願日の移動は規定されていないが、条約に準ずると思われる。	手続補完による出願日の移動はない(事務所回答)	手続補完の規定なし	手続補完の規定なし
(3)署名における証明の要求の禁止(8条) いかなる締約国も、書面(サイン、印影等)、ファクシミリ、電磁的手段に規定する署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関	要求していない	要求していない	要求していない	権利の放棄に関する署名についてののみ、公証人の証明を必要とする。	要求していない	要求していない	要求していない ただし、法人の場合は異なる。	要求していない	要求していない	要求していない	要求していない

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
<p>するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。 また、署名の要求を要求することができない。</p>				<L14>							
<p>(4)氏名若しくは名称又は住所の変更(10条) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における変更の記録の申請が、名義人又はその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類によって行われることを認める。</p>	<p>所有者の名称、住所の変更についての届出<1505条1></p>	<p>出願人又は所有者の名称、主たる事務所又は住所の変更についての請求<規11></p>	<p>出願人の送達所の変更<183条></p>	<p>氏名・住所・所有者、登録の所有者の変更がある場合は、当局に申請しなければならない。(署名云々はない)<L69></p>	<p>規定されていない</p>	<p>変更手続あり(事務所回答)</p>	<p>変更の手続規定<規20></p>	<p>規定されていない。条約に準ずると思われる。</p>	<p>公告されるまでなら可能(事務所回答)第5条に登録簿記載事項が規定されている</p>	<p>出願に関して住所等変更の規定は商標法・規則にない</p>	<p><規27>登録簿の記載事項の変更(所有者)</p>
<p>(5)権利の移転(11条) 名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における移転の記録の申請が、名義人若しくはその代理人又は権利を取得した者(以下「新権利者」という)若しくはその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類によって行われることを認める。</p>	<p>譲渡契約及び園国家登録に関する主な条項を規定している。譲渡の記録に関して、以下の文書を提出することが必要である。 1.譲渡人と譲受人が署名した委任状正副2通。 2.その地位を示して譲渡人と譲受人の双方が署名した譲渡証書の原本3通(我々の書式が使用される場合)。当該文書は譲渡に関わる当事者の完全な住所も表示するものとする。譲渡契約は複雑であり、この規定が譲渡に記載されるべきである。貴国の書式が使用される場合、この規定は欄外に記入されるものとする。 <1234条></p>	<p>譲渡の注記請求は、次の書面が必要 譲受人又はその代理人が署名したものの譲受を証明する捺印文書。これには譲渡人、譲受人及び証人の完全な身元、譲渡署名書の代理権、出願又は登録の番号、譲渡された商標、並びに文書の署名日を含む。 <規10></p>	<p>登録申請は、譲渡人若しくは譲渡人の代理人、又は譲受人若しくは譲受人の代理人が行う ・権原承継者の地位及び代表者若しくは代理人の能力を証明する文書 ・権利の譲渡又は変更を証明する契約書その他の書類の認証謄本若しくは手書の署名付写し <5条・9条></p>	<p>登録商標はビジネスに関わっているかにかかわらず生存者、承継人により移転される。 その場合、登録簿に移転の記録を記載するよう申請する。また、移転は書面が必要。 <L62条>所有者の変更 <L65条>所有者の住所等の変更 <L69条></p>	<p>譲渡・移転は登録簿に記載<規63,64></p>	<p>譲渡できる。抵当設定の有無に関わらず登録簿に登録することにより、第三者への対抗となる。 <23条>登録簿の記録内容 <57条E>契約書等の認証書要(事務所回答)</p>	<p>譲渡でき、登録簿に記載される。 <63条><82条> 移転先の譲渡人またはその代理人が申請する。 <規16></p>	<p>ビジネスの譲渡なしでも移転可能<45条(3)> A - 出願人は標章の譲渡に関して書式第19号で登録官に請求することができる。出願人は請求に補助文書である正式に認証された商業登記書の写しを同封するものとする。(以下略) <規56条3></p>	<p>移転・譲渡でき、料金支払いをもって登録簿に記載される <21条4>商標の譲渡は、庁の権限ある官吏の前で契約当事者が署名した書面で、又は権限ある認証当局の前で契約当事者の署名が正式に認証されなければならない。</p>	<p>所有権移転登録簿に記載されない。<29条> 商標所有権移転は、譲受人又は譲受人の代理人から提出された申請に基づいて商標登録簿に記載される <規18から21> 登録簿の内容<規14> 譲受人委任状、譲渡証書譲受人が、元の商標登録証書(公証後、領事館の認証要)(事務所回答)</p>	<p>所有権の移転・譲渡は登録簿に記載される。<7条>譲渡人または代理人が請求。願書記載事項・標章のシリアル番号 ・譲渡人と譲受人の名称、姓、及び、呼称、ならびに商号。両者のいずれかが企業であれば、商号と設立の趣旨も記録しなければならない。 ・出願者の居住地と国籍 ・標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務、また、その分類も付す。 ・標章によって保護されている事業所又は事業の場所 ・譲渡の契約と日付 <規37></p>
<p>(6)誤りの訂正(12条) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであって標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるもの訂正の申請が、名義人又はその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類によって行われることを認める。(却下してはならない)</p>	<p>審査中の自発的訂正・登録前の変更の規定<1497条></p>	<p>抹消又は誤記により新しい願書が求められる場合、出願人は新しい願書に元の願書を添付して、出願の日付と時間を示す。 <規3.3></p>	<p>商標権者の氏名の訂正など、他の誤謬に関して、法律文書の提出と訂正を裏付ける関係文書の添付による訂正請求が必要である。法令がないため、訂正の受</p>	<p>商標登録の出願人は手続き期間中にいつでも出願の変更をし、または重要な誤りを訂正することができる。 <A143条>修正は、登録簿に記載される。</p>	<p>なし 登録簿に関する規定はない。</p>	<p>規定なし(事務所回答)条約に準ずると思われる。</p>	<p>宣言書と追加料金を支払うことにより訂正可能。ただし、出願が係属になった場合は、不可である。(事務所回答)</p>	<p>別途、費用を支払うことにより訂正可能。補正ができる。(事務所回答)</p>	<p>誤りの訂正は、別途料金は発生するが、可能であり、公告される。(事務所回答)</p>	<p>誤りの訂正規定は商標法・規則にない</p>	<p>誤りの訂正規定は商標法・規則にない</p>

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
			理に関する基準はメキシコ工業所有権庁内でも審査官によって異なる。	<L77条>							
(7)登録の存続期間及び更新(13条) (更新時の実体審査の禁止、登録商標の使用の禁止) その他の要件の禁止 いかなる締約国も、更新の申請に関し、更新の申請に記載する事項及び料金、提出、言語に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。 (i) 標章の複製及び標章を特定するその他のもの (ii) 他の締約国の標章登録簿において標章が登録され又は標章の登録が更新されていることについての証拠 (iii) 標章の使用に関する宣言書又は証拠 実体についての審査の禁止 いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。	更新時の手続での特別な規定なし	x 更新時、必要であれば、商標登録の技術的適切性やその分類に関するものを含め、適当とみなす指令を発し、これについてその公告日から60日以内に回答する。<規 8.6>	商標登録の更新出願は、関係人が所定手数料の納付証を提出しかつ当該商標の対象である商品若しくはサービスの少なくとも1つについて同一人が当該商標を使用したことを証明する宣誓表明を書面で行う場合にのみ審査される。<134条>	更新にあたって商標の使用を示す証拠が要求されることはなく、更新は自動的に原登録と同じ条件で認められる<A153条>	更新時の条件は更新費支払のみ<24条>	更新にあたって、審査はしない。<17条 1>	更新にあたっての条件はない<77条>	更新にあたって更新料納付以外の条件はない<41条>	更新にあたって更新料納付以外の条件はない<19条>	更新にあたって更新料納付以外の条件はない方式の点で受理された更新申請は、再審査なしに承認される<規 16, 17条>	更新の際に審査はされないし、他の追加要件はない<19条>
(8)意見を述べる機会を与えない手続の却下の禁止(14条) 官庁は、出願又は第10条から前条までの規定による申請に関し、却下し又は拒絶しようとするについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。	実体審査での拒絶決定前の回答の機会<1499条 3>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	実体審査で、回答が求められる。<159条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	実体審査での書面通知に対し、誤り・補正の回答をする。<122条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	異議申立が出された時、抗弁の機会を与えられる。<A148条>それ以外の意見を述べる明示的規定はないが、条約に準ずると考えられる。	方式審査で誤り・抜けを見つけたときは、30日以内に訂正の機会が与えられる 実体審査の見解に対しても、出願人に伝えられ回答する機会が与えられる。<22条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない	実体審査で、決定にあたって重要と考える場合は、出願人に補正の機会を与える。<12条 1>それ以外の意見を述べる明示的規定はないが、条約に準ずると考えられる。	拒絶理由を発見した際は、拒絶するか、ペンドイングとし、補正の機会を与える。<70条 1>それ以外の意見を述べる明示的規定なし	異議申立に対する抗弁の機会<38条 c,d>それ以外の意見を述べる機会の明示的規定はないが、条約に準ずると考えられる。	拒絶理由を発見した際は、拒絶するか、ペンドイングとし、補正の機会を与える。<11条>異議申立に対する抗弁の機会<15条>それ以外の意見を述べる機会の手続却下の規定なし	拒絶理由を通知し、補正の機会を与える。<規 7>それ以外の意見を述べる機会の手続却下の規定なし	登録拒絶を通知し、異議申立補正の機会を与える。出願者は60日以内に民事法廷に申立てる。<12条>

* 比較項目は「主な内容である一出願多区分制の採用、多件一通方式の採用、願書・各種申請書の記載事項及び各種証明書提出の簡素化、更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの禁止、意見を述べる機会を与えない手続の却下の禁止、手続補完による出願日の認定制度の採用等」をベースに選択

2010年3月

特許庁委託 平成21年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

**ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度
及びその運用状況に関する調査研究報告書**

社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN
国際法制研究室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階
電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510
<http://www.aippi.or.jp/>